

# 目 次

## ○第1号（2月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 諸般の報告	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	1 1
◇山口宗一君	1 1
◇南 千晴君	2 2
◇柳田キミ子君	3 5
日程第 5 議案第 6号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	4 4
日程第 6 議案第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	4 7
日程第 7 議案第 8号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例について	5 0
日程第 8 議案第 9号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	5 6
日程第 9 議案第10号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について	5 7
日程第10 議案第11号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	6 1
日程第11 議案第12号 榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例について	6 3
日程第12 請願・陳情について	6 5

追加日程第1 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	66
追加日程第2 発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について……………	67
散 会……………	69

○第2号（3月6日）

議事日程 第2号……………	71
本日の会議に付した事件……………	72
出席議員……………	73
欠席議員……………	73
説明のため出席した者……………	73
事務局職員出席者……………	73
開 議……………	74
日程第 1 会議録署名議員の指名……………	74
日程第 2 議案第13号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	74
日程第 3 議案第14号 榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	76
日程第 4 議案第15号 榛東村道路構造条例について……………	78
日程第 5 議案第16号 榛東村道路標識条例について……………	80
日程第 6 議案第17号 榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について……………	81
日程第 7 議案第18号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例について……………	83
日程第 8 議案第19号 榛東村村営住宅等整備基準条例について……………	87
日程第 9 議案第20号 村道の路線認定について……………	89
日程第10 議案第21号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について……………	90
日程第11 議案第22号 榛東村収入印紙等購買基金条例について……………	92
日程第12 議案第23号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について……………	94
日程第13 議案第24号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	95
日程第14 議案第25号 榛東村社会教育施設整備基金条例について……………	96

日程第15	議案第26号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について	98
日程第16	議案第27号	平成24年度榛東村一般会計補正予算(第11号)	100
日程第17	議案第28号	平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	117
日程第18	議案第29号	平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	120
日程第19	議案第30号	平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第4号)	122
日程第20	議案第31号	平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)	125
日程第21	議案第32号	平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	127
日程第22	議案第33号	平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	129
日程第23	議案第34号	平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第4号)	131
日程第24	議案第35号	平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号)	133
日程第25	議案第36号	平成25年度榛東村一般会計予算	135
散 会			143

### ○第3号(3月8日)

議事日程	第3号		145
	本日の会議に付した事件		145
	出席議員		146
	欠席議員		146
	説明のため出席した者		146
	事務局職員出席者		146
開 議			147
日程第 1	会議録署名議員の指名について		147
日程第 2	議案第36号	平成25年度榛東村一般会計予算	147
日程第 3	議案第37号	平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算	192

日程第 4	議案第 38 号	平成 25 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	199
日程第 5	議案第 39 号	平成 25 年度榛東村介護保険特別会計予算	202
日程第 6	議案第 40 号	平成 25 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算	206
日程第 7	議案第 41 号	平成 25 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算	208
日程第 8	議案第 42 号	平成 25 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算	212
日程第 9	議案第 43 号	平成 25 年度榛東村学校給食事業特別会計予算	215
日程第 10	議案第 44 号	平成 25 年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算	217
日程第 11	議案第 45 号	平成 25 年度榛東村上水道事業会計予算	225
日程第 12	議案第 46 号	渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議について	229
日程第 13	議案第 47 号	平成 24 年度榛東村一般会計補正予算（第 12 号）	230
日程第 14	請願・陳情について		232
日程第 15	総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について		237
日程第 16	福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について		237
日程第 17	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について		237
日程第 18	議会運営委員会の閉会中の継続調査について		237
	議長あいさつ		237
	閉 会		238

平成 2 5 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

2 月 2 7 日 (水)

# 平成25年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成25年2月27日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成25年2月27日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問について
- 日程第 5 議案第 6号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 6 議案第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 7 議案第 8号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例について
- 日程第 8 議案第 9号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に  
関する条例について
- 日程第10 議案第11号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並  
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な  
支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第11 議案第12号 榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第12 請願・陳情について
- 

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する条例について

## 出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
会計課長	岩田健一君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	星野勉君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し、心からお礼申し上げます。

昨年12月の衆議院選挙で大勝し、発足した安倍政権の経済政策、アベノミクスへの期待を背景とした円安・株高で、企業決算に明るい兆しが出てきました。

18日から今年度の補正予算案に関する審議が始まり、昨日の参議院本会議で採決が行われ、自民、公明両党に加えて、日本維新の会、国民新党、新党改革などの賛成多数で1票差で可決、成立しました。安倍総理大臣は、「デフレを変えていくには、大胆な金融緩和と機動的な財政出動が必要で、今回思い切った補正予算案を組んだ。無駄をなくするのは当たり前だが、税収をふやして成長していくという精神を取り戻すためにも、デフレから必ず脱却しなければならない」と述べ、補正予算の執行によってデフレから脱却する決意を重ねて示しました。安倍政権の経済政策に期待をし、地方の活性化にもつながるよう期待をしたいと考えております。

また、T P P問題などを話し合う日米首脳会談のため訪米した安倍首相は、日本時間の23日未明、アメリカ・ホワイトハウスでオバマ大統領と初の首脳会談を行いました。両首脳は、環太平洋経済連携協定（T P P）に関し、すべての品目の関税撤廃が前提ではないとの方針を確認し、共同声明として発表しました。首相はこれを踏まえ、T P P交渉への参加を近くに表明する意向を固めたようです。

T P P交渉参加問題につきましては、全国町村議会議長会など地方6団体は、食料自給率の向上や農業経営の安定を図るため、例外なき関税撤廃を求めるT P P交渉には反対の立場をとってまいりました。引き続き日本の農業や産業の衰退、崩壊を招かないよう努力してまいりますので、ご支援、ご協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました3名の議員による一般質問や、村長より送付があった条例の制定や一部改正、補正予算、平成25年度当初予算や陳情・請願が提出されております。平成25年度当初予算につきましては、前回の定例会で予算特別委員会を設置し、調査を行い、要望書の提出を行ってまいりました。村長におかれましては、この点に十分配慮された予算となったものと考えております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いしたいと存じます。

また、予算の執行に当たりましては、適正、効率的な執行に心がけ、なお一層の住民福祉の向上と村の活性化にご尽力くださるようお願い申し上げます。

さて、ここ数日、厳しい寒気の到来により寒い日が続いておりますが、この寒さも次第に遠のき、平年並みに戻るという予想が出されております。また、ことしは花粉が大量に飛散すると予想されています。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますよ



うお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

なお、本日は、商工会の役員の皆さんなど、大勢の方々の傍聴、大変ご苦勞さまです。傍聴されま  
す皆様に申し上げますが、「傍聴人心得」をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げま  
す。

それでは、ただいまから平成25年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立をいたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めておりますが、本日は  
久保田上下水道課長が緊急業務のため欠席との届けがありました。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

14番岩田好雄君、1番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月8日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月8日までの10日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等は41件、陳情3件であります。

次に、代表監査委員月例現金出納検査の結果に関する報告書が提出されており、その写しをお手元  
に配付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

---

◇

### ◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出があ  
りましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

きょうは商工会の役員さんが大勢傍聴に来ておられます。我々も一生懸命に議員の皆さん方の質問に答えるつもりでございますので、一生懸命聞いて、これからのむらづくりにご協力をいただければと、こんなふうに願うところでございます。

平成25年榛東村議会第1回定例会の開会に当たり、ご挨拶と提出議案のご説明をさせていただきます。

先ほど会期決定がなされましたが、本日27日から3月8日までの10日間、本会議を開催していただきますことにつきまして、まずもって議員の皆さん方にお礼を申し上げます。

春の訪れを示すかのように、梅のつぼみも大きくなってまいりました。議員皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成24年を振り返ってみますと、各国の指導者の多くが決まりました。アメリカでは民主党現職のオバマ大統領が再選され、中国では第18期中央委員会第1回総会で総書記に習近平新指導部が発足。北朝鮮では、後継者となった金正恩体制になり、ロシアでは再びプーチン大統領が復帰。韓国では女性初となるパク・クネ大統領が今月の25日に就任され、各国特色ある国づくりに向けて動き始めました。

日本においても、民主党政権が惨敗し、第96代内閣総理大臣として、自民党の安倍晋三氏が誕生。第2次安倍政権が昨年の暮れからスタートしました。この政権において、公明党と連立を組み、参議院で否決された法案も、衆議院で再可決できる3分の2を超える強力な与党体制を確立し、危機突破内閣を提唱。10兆円規模の大規模補正予算編成を行い、経済の立て直しに着手したところであります。

所信表明演説では、デフレ脱却による経済再生、東日本大震災からの復興の加速、外交、安全保障、教育等を掲げました。安倍政権では特にアベノミクスと称される大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を推進。物価上昇率を昨年比2%とする目標を上げ、これを受けるとのことで株価が上昇し、円安傾向となり、東京株式市場の日経平均株価が、リーマンショック後の最高値を更新いたしました。

その反面、国債発行残高がもうすぐ1,000兆円に達すると予想されており、将来に対する負担も見逃せない状況になってきております。

また、一方、世界における日本に関連する事件としては、日本人10人を含む人質39人の命を奪われたアルジェリア人質事件や、日本人3人が死亡したグアムでの無差別殺傷事件等起きており、許すことのできない非道な事件であります。

また、北朝鮮においては、世界各国を無視した3度の地下核実験を今月の12日に実施し、許しがたいものであります。

また、それに関する放射能汚染や、中国から飛来してくると予想されるPM2.5物質による大気汚染も心配されるところであります。

国内においては、昨年12月2日発生した山梨県の中央自動車上り線笹子トンネル天井板崩落事故において、車両火災により9人が死亡した事故も他人事ではなく、本村におきましても、道路、橋梁等におけるインフラの老朽化による改修工事も今後避けて通ることのできないものとなっており、今後、こうした財政負担も必要となってきました。

先輩たちが残してくれた貴重な財産をできる限り減少させないため、村では農業用水維持管理基金運用において、自然エネルギー発電事業を来年度から行うこととし、現在、計画に向けての準備を進めているところでもあります。

また、住むなら榛東村と思わせるむらづくりを進めるため、今後も引き続き村民のためのむらづくりを進めていく所存でありますので、村民各位並びに議員皆様方に一層のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程する議案についてご説明申し上げます。

最初に、条例関係ですが、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、戸別受信機の有償譲渡及び維持管理費の徴収を廃止するためのものです。

議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、議会からの議員報酬の見直しと、報酬審議会の答申を踏まえ、議員報酬の改正を行うものでございます。

榛東村自然エネルギー発電運用基金条例、榛東村収入印紙等公売基金条例、榛東村社会教育施設整備基金条例については、新たに基金を設置するものでございます。

榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例、榛東村下水道条例の一部を改正する条例、榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の改正等に伴い、本条例の全部または一部について改正するものであります。

また、榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか6条例につきましては、関係法令の制定や改正等に伴い、新たに条例を制定するものであります。

榛東村小口融資資金促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例では、中小企業の経営安定を図るため、借換据置期間を延長するものであります。

榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市民農園の使用料を改正し、利用者の利便性を図るものであります。

榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例、榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、第3子以降の保育料減免や学校給食費を村が負担し、さらに子育て支援を図るものであります。

渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議については、関連法の改正に伴うものでございます。

また、村道の道路認定につきましては、新たに3路線を村道として認定を行うものでございます。

次に、平成24年度の補正予算であります。一般会計のほか、国民健康保険特別会計など七つの特別会計や上水道事業会計、上程させていただいておりますが、いずれも年度末を控え、歳入歳出ともに収入額や事業費等において確定あるいは確定見込みを受けて補正が主となっております。

なお、一般会計補正予算におきましては、二つの事業予算に係る繰越明許費の追加と、一つの変更をさせていただくものでございます。

次に、平成25年度当初予算につきましてご説明申し上げます。

平成25年1月28日閣議了解された平成25年の国の経済見通しは、我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、国の施策の推進等により、着実な需要の出現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進むとされ、物価については、消費者物価上昇率0.5%程度になると見込まれております。

完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれ、こうした結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.5%程度、名目成長率で2.7%になると見込まれております。

なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済をめぐる不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意することが必要であるとされております。今までより明るい経済見通しであります。暮れの予算特別委員会の挨拶でも申し上げましたが、本村にあつては、第5次総合計画に示されている「心の重視、環境の重視、人の重視」を基本理念として、これに取り組む予算といたしました。

また、平成25年度当初予算につきまして、村内商工観光業及び農畜産業の振興と発展、あわせて村民の安心・安全を推進するための基盤づくりに重点を置き、予算編成に努めたところでございます。

また、ただ単に財源を重点配分するのではなく、個々の事業を有機的に連携させ、パッケージとして事業を展開すること。事務事業の目的を複合的に捉え、相乗効果が得られるよう工夫をしたものでございます。

これらの具体的事業を予算化するに当たっては、職員1人1人が村民目線に立って事業仕分けを行い、協働のむらづくりに挑んでいくよう指示し、予算化したもので、実現に向け、全職員の英知を結集して取り組んでまいったと思っておりますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年度の当初予算内容について、その概要を説明申し上げます。

平成25年度の本村全会計の当初予算総額は、歳出ベースで前年度当初に比べ、金額にして3億4,334万5,000円、率にして3.9%増の91億6,058万7,000円となっております。

初めに、一般会計でございますが、平成25年度一般会計当初予算につきまして、総額49億5,710万円で、前年度当初予算に比べますと、金額で3億5,500万円、率にして6.6%増となっております。高い伸び率の理由は、平成24年度当初予算が大型事業の谷間で、対前年度額で5億8,000万円の減。率

にして11.1%のマイナスによるもの。また、平成25年度も基本的にスタンスは歳入準拠であります。村長施策として思い切った決断も必要だと考え、財政調整基金が一定額確保できる見込みであるため、懸案である南部第二学童保育所及びふるさと公園の用地買収費や、施設の長寿化を図るため、修繕的建設事業や、機械器具の更新費を計上したこと。また、前年度と比較して、公債費や特別会計への繰出金が増加したことによるものでございます。

加えて、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の関係から、平成24年度事業であった新井緑地公園整備事業と、平成26年度予定していた新井緑地公園整備事業が平成25年度に移行したため、当初予算に組み込んだことにより増額となりました。

歳入では、自主財源の中核をなす村税について、前年度当初比3,230万1,000円増の13億5,683万2,000円を見込んだほか、地方交付税については、同じく3,000万円増の13億3,000万円を計上いたしました。

国庫支出金については、前年度より557万9,000円少ない5億3,640万3,000円を計上し、繰入金につきましては、前年度より3億1,477万2,000円多く、5億5,529万6,000円の繰り入れを。このうち財政調整基金からの繰入金が2億8,673万3,000円となりました。

村債につきましては、将来の財政負担を伴うもので、必要最小限とし、100%交付税算入がある臨時財政対策債2億5,000万円のみを計上しております。

次に、歳出でございます。主なものをご説明いたします。

総務関係としては、行政のコミュニティセンター整備事業に2,249万6,000円、消防防災関係においては、防災対応の拠点となる防災広場を建設すべく、防災広場整備事業費として3,308万2,000円を計上し、また消防団第1分団の詰所の施設整備事業で、3,062万4,000円を計上しております。

民生関係では、民生費が17億259万1,000円、予算の34.3%を占めるものでございます。国保特会、介護特会などの社会福祉総務費が3億9,190万4,000円、障害者福祉費2億116万7,000円、福祉医療費1億5,881万3,000円計上いたしております。榛東村の未来を担う子供たちのための児童福祉費には6億7,469万5,000円を計上し、保育所の運営補助や子育て支援センター、また子育て世帯を支援するファミリーサポートセンターの運営費負担金、学童保育所では、指定管理とあわせ、南小学校区域においても、施設の集中化を図るため、南部第一学童保育建設工事費1,800万円及び南部第二学童保育所用地買収1,762万6,000円などを加えた学童保育施設整備事業に3,714万8,000円を計上しております。

現役世代のときにご苦労いただいたご年配の皆様福祉対策費としては、引き続き80歳以上の敬老祝い金の支給対象とならない方々において敬老の祝い金を支給させていただくこと。そしてその費用として、200万円余りを計上しております。また、25年度から在宅高齢者配食サービスを充実するために、今まで週1回であったものを週3回として、その費用199万7,000円を計上。ふれあい館の村民無料優待券につきましても、70歳以上の方々に対しては、25年度も引き続き10枚とさせていただきます。

車などの移動手段がない高齢者などを対象とした福祉タクシー利用助成につきましても、利用者の増加の見込みに合わせ、480万円を計上。また、高齢者の健康促進と生きがい対策として人気のあるグランドゴルフ場建設につきましても、防衛省の補助事業として新井緑地公園整備事業に6,070万9,000円を計上しました。

健康保健、衛生関係では、予防費、一般事業、母子保健事業、健康促進事業など、過渡期であった制度が一段落しつつあります。25年度からは、県からの権限移譲に伴う未熟児養育医療給付費として105万3,000円を計上。健康促進事業費として、村民なら誰でも24時間電話で相談できる24時間安心ダイヤルサービス業務委託料163万2,000円も計上しております。

環境面におきましては、自然エネルギー推進事業とあわせて、地球温暖化対策として村内企業の振興も兼ね、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金等を600万円計上しております。

農林水産業、商工観光関係では、本村の基幹産業は何といても農業であります。近年、畜産業の衰退が顕著になっておりますが、一方でネギ栽培を初めとした園芸が盛んとなってきております。ネギにつきましても、これまで村の重点作物として普及拡大に向けて取り組みを行ってきたところでございますが、作付面積の拡大は、その成果のあらわれだと思っております。また、産地化とあわせ、販売面にも力を入れたいと考えております。

議長のご縁や議員皆様方のご理解とご協力により、茨城県大洗町との友好都市協定の調印式が実現し、より一層経済交流や人的交流が図られることと期待をしているところでもあります。

そしてまた、農業委員会長の縁によりまして、葛飾区産業フェアにも出店することができ、それぞれの交流が軌道に乗れば、本村の農畜製品の販売拡大にもつながるものと期待しているところでもあります。25年度予算において、新たに事務事業を新設し、消費宣伝、イベント費として122万5,000円を計上しております。ふるさと夢工房改築工事、新規就農者確保事業等にも予算計上しております。

近年、6次産業という言葉がよく使われております。この6次産業の可能性とあわせ、一つの事業を有機的にパッケージとして事業を展開するため、創造の森やふるさと公園周辺の官と民の施設を有機的に結びつけ、相乗効果をもたらすための調査研究を行うこととし、新規事業として、観光資源調査研究費として地域活性化基本計画策定783万3,000円を計上しています。

また、ふるさと公園につきましても、かねてより懸案であった公園用地買収費3,176万6,000円を計上し、あわせて観光案内板設置工事として650万円を計上しました。

商工振興対策の新規事業として、補助金として村商工会商品券とあわせて利用できる10万円となる住宅リフォーム助事業に対し300万円を。新規として商工パンフ作成補助金223万9,000円を計上いたしました。住宅リフォーム補助金事業においては、住環境の改善、住宅太陽光発電システム補助事業として、地球温暖化対策のそれぞれの側面とあわせて、村商工会商品券を利用することのできる村内の商工業者の育成にも貢献できるよう、各事業を総合的にとらえ、相乗効果が得られるようにするものでございます。

土木関係としては、村民の暮らしと村の将来の発展、活性化には、道路整備は欠かせないものであります。昨年6月、渋高バイパスが暫定開始となりました。本村といたしましても、接続道の整備を最優先し、積極的に進めてまいりたいと考え、防衛省の民生安定事業及び調整交付金事業として実施してまいります。

このほか、補助事業と村単独事業をあわせた道路橋りょう費には、合計で2億2,487万9,000円を計上いたしました。加えて平成26年度から実施を計画している地籍調査について、情報収集等の経費として15万2,000円も計上しております。

教育関係でございますが、中学校整備事業につきましては、平成20年度の基本設計から足かけ5年に及ぶ整備事業が、本年2月関係者を招き落成で終了となりました。生徒たちも新たな環境のもとで勉学に励んでくれるものと確信しております。

25年度においては、基本計画と南小学校の施設整備工事に着手するわけであります。

まず、プール整備関連として、南小学校整備事業に1億9,030万7,000円の予算を計上し、また一般会計から給食特会に例年に加え第3子以降の給食費無料化分として690万円を計上しております。

このほか、小中学校費として、職員給与を除く維持管理費、運営費、教育振興費として、特に小学校費において学校生活をきめ細やかに対応できるため、特別支援学級補助員等を置くなど、また、吹奏楽の備品購入や学校図書購入費など、北小学校に4,869万8,000円、南小学校に4,630万3,000円、中学校には6,471万8,000円を計上しております。

幼児教育や預かり保育のさらなる充実のため、幼稚園維持管理費や運営費として、北幼稚園に1,373万5,000円、南幼稚園に1,344万円を計上しております。

社会体育施設費におきましては、将来に備え、また財政負担の平準化を図るため、社会教育施設整備基金に5,000万円の積み立てを計上しております。

南部コミュニティ改修費として、設計業務委託料など1,205万円を計上。また、耳飾り館管理運営費として、屋上防水工事など1,226万5,000円を計上しております。

なお、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計への繰出金の合計は、5億9,931万5,000円となっております。

なお、老人保健特別会計については、平成24年度をもって終了しております。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計は、前年比より1,979万円増の17億3,335万5,000円を、後期高齢者医療事業特別会計は、対前年比より321万6,000円減の9,755万5,000円を、介護保険特別会計には、前年比より1億2,608万1,000円増の10億5,514万5,000円を、住宅新築資金等貸付特別会計は、対前年度比より121万9,000円減の2,157万円を、公共下水道事業特別会計は、前年度比1,391万円増の6億1,322万8,000円を、農業集落排水事業特別会計は、前年度比より719万4,000円増の1億2,940万8,000円を、学校給食事業特別会計は、対前年度比より1,464万4,000円増の1億

6,117万3,000円を、自然エネルギー発電事業特別会計は、2,447万1,000円を計上しました。九つの全特別会計予算総額は、38億3,590万8,000円となっております。

上水道事業会計につきましては、資本的支出予算において、建設改良費が2,708万6,000円増しとしたことから、収益的予算と合わせた収支予算総額は対前年度当初比3,700万円増の3億6,757万9,000円となっております。

以上が平成25年度各会計の当初予算概況でありますので、これを本会議に提案するものであります。

第14期の議員皆さんとしては、最後の定例会となりますが、来年度予算等を決める上で特に重要な議会でもあります。慎重審議の上、ご審議いただきますようお願い申し上げます、第1回の定例会開催に当たりまして、挨拶と議案説明にさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

それから、つけ加えます。けさ冒頭で申し上げました飲料水の関係でございます。先ほど入った資料によりますと、村でもタベのうちに検体を出し、そして結果がわかりました。村では不検出でございます。村ではまだ貯水タンクにあるということで、その貯水タンクの末端について検体を出すよるといということで、先ほど指示をしたところでございます。それから、前橋でも不検出といこととの連絡が入っております。ですから、村といたしましても、あと2日か3日ぐらいは要注意をしながら、推移を見守っていきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番山口宗一君の質問を許可いたします。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君登壇〕

○2番（山口宗一君） 皆様、おはようございます。

議席番号2番山口宗一でございます。

まだ三味線の余韻が残っている状況ですが、質問をさせていただきます。

少子高齢化の進む中、ことし1月1日現在の県の人口が199万476人、1年前に比べますと、8,674人の減少と、県が公表する移動人口調査で判明しました。毎年7,000人から8,000人程度が減少する中、自治体では、増加傾向にある自治体もございます。高崎市、大田市、伊勢崎市、それからお隣の吉岡



町が増加傾向にあるわけですが、ここ榛東村はどうかというと、2年ほど前までは増加傾向にありましたが、平成23年4月1日現在の人口で1万4,720人がピークで、その後わずかですが、減少傾向に入っております。この要因はいろいろ考えられると思います。

きょうの私の質問内容は、ご案内のように、住んでみたいまちづくり並びに教育環境の充実と。その2点について質問させていただきます。

以降、自席で質問させていただきます。

○議長（高橋 正君） 2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

最初は、住んでみたいまちづくりについて伺います。

ある調査によりますと、住んでみたいまちの1位は、首都圏では8回連続で吉祥寺が住んでみたいまちと、調査の機関で公表されています。その理由は、交通の便がよい。あるいはデパートとかそういうものが多くて買い物がしやすい。また、緑も残っていて環境もよいと、そういう理由でございませう。また、群馬県内では高崎市が同じような理由で人気上位であると、そういうことです。

この榛東村はどうかというと、緑も多く、非常に環境はいいところと認識しております。しかしながら、ここ数年、人口の増加が見られません。その理由はいろいろあるかと思っておりますけど、やはり交通整備の立ちおくれ、道路網ですね。そういったアクセス道も含める道路網の整備のおくれと。それから、大型店やスーパーマーケットなどの買い物ができる、そういう場所がない。それに働く場所が少ないと。そういう理由が挙げられると認識しております。

そういったことからして、これから少子高齢化が進んでくるわけですが、働き手となる若い人たちが村に来ていただき、住んでいただき、子供ももうけてもらおうと。そういう中で、いろいろな意味で活性化が進むんじゃないかと。そのためには企業誘致が急務ではないかと、そのように考えます。

ご承知のように、企業誘致は雇用の創出を生み、経済の活性化、そういうものを当然考えられるわけで、それによって教育や福祉に向上ができるんじゃないかと、そのように考えます。

そこで、伺います。この企業誘致、そのことをここに、これから進める用意があるのか、お尋ねします。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員の質問にお答えさせていただきます。

企業誘致をするつもりはございます。そして、ご案内のように、今いろいろな手だてをしているところでございます。ただ、今、山口議員が話されますように、榛東村を客観的に見ますと、第1に平坦な土地が少ないこと。第2に鉄道がなく、道路網の整備がおくれていること。それから第3には、工業用水が少ないというようなことでございまして、立地としては非常に、企業誘致をする地として

は、非常にいいかという、そこいらは問題になるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、前にも申し上げましたように、群馬県で中心になっております群馬バックアップ協議会、それから、おもてなし前橋 in Tokyo、あるいはぐんまちゃん家等のいろいろな開催される企業誘致の会合に積極的に24年度は参加させていただきまして、各市町村の考え方をパンフや、それから企業のトップと会いましてお話を申し上げてきたところでございます。

なかなか形には見えませんが、粘り強くこれからも誘致に力を注いでいきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、村長から企業誘致をすると、そういう強いお気持ちを聞きました。それで、県のほうでは、企業誘致を推進する推進室を設けてその辺を進めていると。けさの新聞なんかを見ても、群馬県はそういった活動というのが非常に日本全国の中でもトップクラスであるという、そういう数字も出ていました。この村でもそういった企業誘致の推進室を設ける予定があるかどうか、お尋ねします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この間副村長に、企業誘致をするための、どういうふうにしていくかということよりは、村がどういう対応ができて企業誘致ができるかという基本的なものを整備すべく、庁舎内にその検討委員会といいますか、そういうものを立ち上げるようにということで指示をしたところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 先ほどのこういう平たんでないといういろいろな、榛東村の置かれているこういう条件というんですかね。工業用水の問題とかそういうものがあるんですが、そういうものをここに考慮しながらも、大きなこういう企業でなくても、ベンチャー企業とか、今はそういったところをいろいろ検討して進めているところがあるわけです。そういうところをここにピックアップしながら進める、そういうことというのはお考えの中にありますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員が指摘するようなことは大事なことだと思っています。会社によっては大きな敷地が必要だし、それから会社によっては機能だけを持ってきて、そしてその機能を分散して、会社が災害、震災に遭っても、最小限の被災に備えるというような会社もございまして。先ほど申し上げましたように、村では非常に大きな会社というか、大きな敷地を必要とする会社という誘

致はなかなかできません。

そこで、先ほど申し上げましたように、群馬県の企業バックアップとか、おもてなし前橋 in Tokyo というような対応の中で、8市町村がこの間集まりまして、その市町村に合った誘致をお互いにしたり譲ったりしましょうというお話もさせていただいているところです。

ご案内のように榛東村では、ご指摘のように、大きな会社というのはなかなか誘致ができず、中小企業というか、そういったものの企業誘致をこれから進めていくつもりで頑張りたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 少子高齢化の前に超のつく超少子高齢化というのが近いうちに到来すると。そういうのがテレビとかそういった情報源で伝わってきます。

2030年、今から17年後は、そういったことで、3人に1人が65歳以上の高齢者になると。そのことによって、空き家とかあるいはコミュニティの崩壊とか、そしてここに、我がまちをどういうふうを守っていくのかと。そういうことが必ず現実の問題として出てくると思うんです。ぜひそういうことの将来を見据えた中での政策をしっかりとやってほしいと、そのようにお願いしておきます。

次に、子育て支援について伺います。

政府・与党はこの18日、3歳から5歳児の幼児教育無償化に向け協議会を設置する方針を固めたようです。子育て世帯の負担軽減のために、幼稚園、保育園、また幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園での自己負担を無料にし、少子対策につなげたいとしております。

しかしながら、これには巨額な財源が必要で、それをどう確保するかということが問題であると、そのような記事が載っておりました。榛東村では、子育て支援について、県内35市町村の中でも上位にあることは、皆さんご認識していると思います。

そのような中で、2月現在の北部、中央、南部の保育園の入所定員は合わせて310名となっておりますが、今現在81名オーバーの391人、率にして26%オーバーになっています。特に中央保育園は定員が90名に対して126人と、40%ほどオーバーになっているわけです。かなりこういう膨らんだ状態での保育が行われているわけで、その緩和をどのように進めていくのか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員が心配されるのも、我々も本当に融通しているところでございます。対策としては、県から中部保育園、それから南部保育園は3年連続120%以上の収容率ということで、注意喚起をされました。そんなところから、村としては、これから子供たちがふえるのであれば、施設増設も考える手だてもあるわけですが、子供がふえないというような観点から、投資はしないで、今現在の施設で何とか間に合わせようじゃないかということで、いろいろご相談をした

ところでございます。

第1に、中部、それから南部保育園については、定員増をお願いしたいという申し入れを行いました。そして話し合いの結果、その両園とも増員をするということで、県のほうに報告をされたと聞いております。

それから、もう1点は、今ご案内のように、非常に保育が幼稚園と保育園で偏っております。幼稚園のほうが非常に今のところ少なくなっている減少が見受けられる。なぜかという、保育時間はいいんですけども、時間外保育、それが非常にバランスが悪いということで、村でも25年度からすぐとはまだできませんけども、保育時間の延長を今考えて、その施策を練って、そして26年度からそれを始めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 施設の拡充は考えていないとお聞きしたんですが、現実40%オーバーの中でよい保育ができるのかどうかというのは、非常に疑問に思っているわけです。

中央保育園の目標というのが十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子供のさまざまな要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ると、そういうふうの一つの目標があるわけですが、そのようなことを考えると、子供は保育園というか、選択できないわけです。やはり親とか、これを経営する、あるいは施設を運営するそちらのほうで考えてやる必要があると思うんですが、そのところをもう一度確認したいと思います。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 入所人員と施設面積の問題、また保育士等の人数につきましては、群馬県が毎年実施している社会福祉施設等指導検査でも、特段の指摘を受けておりません。しかし、中央保育園としまして、南部保育園、北部保育園、それぞれ現在の定員超過という状況につきましては、充実した保育に取り組みたいという信念からそれを望んでおりません。

そこで、定員超過に陥っている保育園がある一方で、定員に満たない幼稚園を活用すべきと村長は先ほど答弁したとおり、保育園の入所希望者を幼稚園へ振り向けるよう、幼稚園で実施している預かり保育の保育時間の拡大を25年度の早期に調整を図りながら、保育園と幼稚園の平準化に取り組みたいという考えを、先ほどの村長の答弁を整理したものです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） その振り分けが、何というか、こちらのほうに望みどおりに行くかどうかというのは何とも言えないと思うんですよ。親がやはり子供を保育園に預けたいと、そういうふうに希

望したときに、うまくスライドできるのかどうか。その辺は大丈夫なんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 確かに保護者に理解をもらうのは、大変難しいケースもあるかと思いますが、今現在受け入れている中には、幼稚園に入れても、幼稚園の時間帯が拡大されてからの話ですが、そちらのほうに振り向けてもよいのではないかという事情の保護者もおりますので、そこら辺は慎重に扱っていきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） つけ加えます。先ほど延長保育の時間の見直しということでございます。それで先ほど、山口議員が心配しているように、平準化できるかどうかということなんですけれども、やはり今、人気のあるというか、父兄がそちらへ希望するというようなところというのは、やはりそれなりの利点があるから、メリットがあるから行くんだというふうな位置づけで、そのメリットを、やはり幼稚園にも施しましょうということで平準化を図りたいと、こんなふうに思っております。それで、時間的には、今、民営の保育園では、早朝が7時から8時まで、それから時間外が平日では16時から19時までやっています。それから土曜日においては、12時半から19時までやっています。我々が今考えているのが、村立幼稚園でございますけれども、早朝が土日とも7時から8時まで取り入れると。それから、平日では14時までが普通の保育ですから、14時から18時まで延長しますと。土曜日についてもそういうふうにしましょうというふうな体質改善をして、それでだんだんだんだんと平準化をさせるような対策を父兄とも話し合いながらやっていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひ将来の宝をさらに榛東村から立派な人が出ていただけるような、そういう幼少期からの教育に力を入れていただければと、そのようにお願いします。

次に、進みます。

教育環境の充実について、教育長にお伺いします。

まず、家庭教育のあり方についてですが、家庭教育は、乳幼児期の親子のきずな形成に始まる家族との触れ合いを通じ、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであります。すべての教育の出発点であると考えております。

しかしながら、近年、家庭においては、過度の受験競争などに伴い、遊びなどよりも受験のための勉強重視の傾向や、日常生活におけるしつけや感性、情操の涵養など、本来家庭教育の役割であると考えられることまで学校に委ねようとする傾向が指摘されております。

こうした状況の中、子供の教育や人格形成に対して最終的な責任を負うのは家庭であると考えてお

ります。子供の教育に対する責任を自覚し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直していく必要があると考えます。

ところで、子供の生きる力をはぐくむためには、子供の成長のそれぞれの段階に応じた親としての教育的な配慮が必要と考えます。このため、親たちに対する子供の発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を一層充実すべきではないかと考えます。長年教職にあられた教育長のご見解をお聞きします。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 山口議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、家庭教育につきましては、教育基本法が改正されまして、それを踏まえる必要がまずあるだろうというふうに思います。保護者は子供の教育について、まず第一義的な責任を有するものであるということが一つ目。

それから二つ目は、地方公共団体が、村というふうに置きかえていいと思うんですけども、先ほど山口議員さんのほうからお話がありました保護者に対する学習の機会、それから情報の提供、それから家庭学習を支援するための施策を講ずるように努めなさいということが二つ目。

三つ目は、家庭、学校、地域社会の連携が必要であると。議員さんのほうからもお話が出ましたように、とはいっても、家庭の中は多様化をして、さまざまな課題を抱えているんだろうというふうに思います。

子供たちの発達段階に応じた家庭への支援ということでお話が、質問ございましたけども、現在、例えば幼稚園、学校も、現実的には家庭教育を学校や幼稚園でも担う部分が大変ふえているということは事実だというふうに思います。子供たちは1日24時間の中で、3分の1が幼稚園なり学校、そして3分の1は睡眠で、3分の1は家庭と。小さいころからの家庭教育も必要だろう。そして、それではどんな支援ができるだろうというふうに考えたときに、幾つか今考えていることをお答えしたいと思いますけども、まず、幼稚園であるとか、保育園であるとかの保護者に対しての子育てについての講演会は必要だろうと。これにつきましては、現在は幼稚園、保育園に対しては、専門家の講師をお呼びして、ニコニコ子育て講演会というのを毎年実施しております。

それから、あとは群馬県に総合教育センターという施設がございますけども、その中に幼児教育センターというのがございます。その中で、例えば講演会であるとか、それから子育てに関しての電話相談、または来所相談、それから出前をしていただくような家庭教育セミナー、これらをさらに充実していくことがあるということが1点目。

それから二つ目は、PTAの幼稚園、小学校、中学校の活動として、やはり子育てに関する講演会等を実施し、さらに充実していく必要があるだろうと。現実的には幼稚園であるとか小学校も、例えばスクールカウンセラーの方にお話をさせていただく。外部講師を招いてお話をさせていただくというよ

うなことを実践していきますけども、さらに来年度の校長会等で、この辺のもっと充実をするようにということをお願いしたいというふうに考えております。

それから、あと、群馬県独自で、県の教育委員会は、何年か前から、群馬の子供のための50のルールブックというのを始めておまして、新しく入る1年生の保護者に対してもそれを配っております。これを各学校では活用しているんですけども、家庭までなかなか浸透していないという部分がございますので、さらに家庭でも使われるような工夫を各学校で考えていくべきだろう。指示もしたいというふうに考えております。

あとは、地域でもこれを活用していく必要があるだろうと。どんなことができるのかな。今回検討していきたいというふうに思います。

それから三つ目に、学校では、例えば保護者対象の懇談会であるとか、教育相談とかであるわけですが、そういうところでも、やはり学校の敷居を低くして、そういう悩みに相談できるような機会であるとか工夫をしていくべきだろうと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま教育長からお話を伺いました。いろいろな施策をここにされているんですが、なかなかここにその施策が、全員が親御さんが参加して、そのことを聞いていただいて、それを生かしていくような、そういうところまで行っていないんじゃないかと、そのように考えます。

そこで一つ、何というんですかね。親子でさまざまな共同体験、交流活動を行う機会を設けるのも大事なことじゃないかなと。例えばスポーツ活動や芸術鑑賞、あるいは地域の歴史の探訪、あるいは動物飼育体験、植物栽培体験、読書会の開催などなどがあるわけですが、そういう場というんですか、積極的に提供をすべきではないかなと考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 山口議員がおっしゃるように、確かにそういう講演会等を設けたときに、参加率が少ないのかなと。仮に土曜日であるとか日曜日に来るんだとしても、関心のある方はお集まりいただけるんですけども、関心のない方はちょっと欠席が目立つかなということは思います。

そこで、親子で何か一緒にとというようなお話だったんですけども、これはやはり学校だけではなくて、地域社会の協力が必要だろうというふうに思います。学校の場面で考えてみると、例えば学習参観の折であるとか、学校公開の折であるとか、そういうときは結構保護者の方がお見えになりますので、そういう機会親子で何かに取り組むとか、講演会を持つかということは可能だというふうに思います。

あとは、例えば親子でスペースで、スポーツであるとか、いろんなものを体験するとかというのは、

関係課、生涯学習課は教育委員会ですけれども、生涯学習課の中でも検討できますし、または子育て・長寿支援課のほうも、可能な部分があるだろうということで、関係課であるとか関係団体と連携をとりながら、どういう方法があるんだということを模索してみたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま教育長からお話ありましたように、やはり子育てそのものというのは、昔から言われているように、家庭が大事。それから学校と地域がここにうまく連携するということが非常に大事なことで、そのように認識しております。ぜひ、これから質問に移るいじめの問題とか、そういうことがないようにするには、今のこの家庭での教育をいかに充実したものにしていくかが大事なことでないかと、そのように考えておりますので、なお一層、その辺を充実できるようにお願いしておきます。

最後の質問になります。学校におけるいじめと体罰について伺います。

2011年10月に大津市内の中学2年生の男子生徒が自殺した問題を受け、大津市議会はこの19日、「子どもいじめの防止に関する条例」案を可決し、この4月1日から施行することになりました。いじめの防止などは、全ての学校、教職員がみずからの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき課題と考えております。

ところで、榛東村の小中学校において、この1年、いじめはありましたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 24年度のお話かなというふうに思いますけれども、1件ございました。内容的には、中学校ですけれども、1年生の男子生徒が複数名、6名からいじめ被害を受けたということです。朝、例えば宿題をやらされる。それから悪口を言われたりするというので、この件に関しては報告があり、学校側のほうは、学級担任であるとか、学年主任であるとか、それから管理職がいろいろ個別に指導をしたりしまして、これは新規のいじめでありましたけれども、解消したということで報告を受けています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 1件というふうに伺ってまして、非常に榛東村全体の中では、小学校、中学において、そういうことというのがほとんどないというふうに伺っていてよかったなど、そのように思っています。

それで、児童・生徒にいじめについての調査をするようになったようですが、子供たちはそれを率



直、正直に答えているのかどうか。その辺をお聞きます。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめを早期発見するための手だての一つとして、アンケート調査というのを各小中学校は月に1回行っております。この調査につきましては、いじめを発見するということもあるんですけども、もっと子供たちの実態をつかむと。そうすると、子供たちが正直に書いてくれないと困ることがございますのが、これは必ず無記名でやっております。

それで教師集団が、こういう実態なのかということで、自分たちの指導を見直す手だての一つということで、ただ、いじめ発見の手だてはアンケートは本当にその中の一つということでありますので、それ以外にも、例えば教師自身が、子供たちがSOSを発するような信号というのは必ずあると思いますので、それを見抜く力を養うことも大事だろうと。それから、本村では年に2回、級友検査というのを実施しておりますので、その検査を見ると、いじめられている可能性があるとか、孤立している可能性があるとか、排除されている可能性があるとかということがある程度わかりますので、そういうものも併用しながらやっていく。それから、例えば個人ノートとか、生活ノートとか、中学校はそういうのを活用しておりますので、そこからも見つける。ですから、アンケートは本当に早期発見の一部の手だてであって、いろいろな手だてを講じて、各校は早期発見に努めているというふうに考えていいかなと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 無記名でおやりになっているということで、これはやはり様子をこういうふうに見ると、家庭のお母さん、お父さん、子供の様子を見れば、およそ日ごろから子に接しているわけですから、毎日。わからなくちゃならないと。それから学校の担任も同じように、ちょっと様子がおかしいなと。そういうところで、ここに何があったんだろうと。簡単なこういう呼びかけをしていくことが大事なことはないかなと、そのように思っています。

この榛東村の小中学校で、いじめの防止をどのように考えているのか。もしありましたら、教えてください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめの対応、各学校の対応につきましては、月に1回校長会でございますので、その席で毎回子供たちの様子についての情報をいただいております。

教育としての方針ですけども、これにつきましては、私がこの任についてから、4月に村の幼稚園、小中学校、臨時の先生も含めて一度集まっていたいただいて、悉皆の研修でことしの教育委員会の経営方

針であるとか、重点指導項目とか、私のほうから説明をさせていただいております。その中に、いじめについてはこういう方針でしますよということで説明をしますので、各校の校長にはそれを25年度の教育委員会としての方針、示してありますので、それをもとに各校の校長、園長も入りますけれども、25年度の学校の経営方針、重点項目。その中にはいじめの対策はこうしますというような内容が盛り込まれていると、そのような流れになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 教育長おっしゃったように、月に1回そういった会議を行っているということで、ぜひそのいじめのこういう根絶というんですか。いじめはなくなると言われているんですけど、大きな火にならないように、ぜひ運営をしていただきたいと、そのようにお願いします。

次に、体罰についてお伺いします。

大阪市立桜ノ宮バスケットボール部の男子生徒が、顧問の体罰を受けた後に自殺した問題を受け、大阪府教育委員会は、全府立高校155校あるそうですが、教職員に体罰の有無を調査した結果、50人以上が体罰をしたと申告したそうです。ところで、榛東村の小中学校において、この1年間に体罰がありましたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

ことしになりましてから、桜ノ宮高校の体罰事件を受けて、文部科学省のほうから各都道府県に通知が出ました。1月の13日に出ました。これは体罰禁止の徹底、体罰に係る実態調査ということで、それを受けて群馬県でも、体罰の実態把握に係る調査ということで、通知でございました。内容的には、教職員にアンケート、体罰が自分がしたかどうか。内容はどうか。子供 だったとか、管理職に報告したか。それからもう一つは、子供たちと保護者の方に配るアンケートというのがございます。ほぼ似たような内容で、あなたのお子さんは体罰を受けましたかとか、あったのはいつですか、どこですか、どんな内容ですかということで、これが現在集約中でございます。各学校で、この間も臨時校長会を開きまして、これは体罰に当たるのかどうなのかと。校長さん自身も迷う部分もありますので、私と校長さんでちょっと精査をさせていただいたということで、来週に、3月4日にこれが集約が終わると。教育委員会としてそれを精査をして県に上げると、こういう手順になっておりますので、その段階にならないとわからないんですけども、今お答えできるのは、体罰とはゼロではないということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、その体罰に関するアンケート調査をしているということで、あと1週間後ぐらいにはわかると、結果が。そのときにまた教えていただければなど、そのように思います。

体罰は学校教育法で禁止されており違法であると、教育現場全体として再認識することが必要だなど。ぜひ榛東村において、いじめとか体罰がない、そういった学校にしてほしいとお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で2番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩といたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時36分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位2番南千晴さんの質問を許可いたします。

5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君登壇〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

今期最後の質問となりました。この4年間は少子化対策をはじめ、がん対策や検診の充実、予防接種の公費助成について質問や提言をさせていただき、村も幾つかの事業を実行していただきました。今回も、子育て世代の皆様から寄せられました声を届けるため、予防接種について質問をさせていただきます。

予防接種法に定められている定期予防接種は、原則として接種費用が公費で負担されるため、無料で接種を受けることができます。一方、定期予防接種以外の任意予防接種については、接種を受ける場合には、接種費用の全額を自己負担しなければならないため、接種を希望する方にとって大きな負担となっております。このため自治体では、予防医療の推進を図るため、任意予防接種に対して、接種費用の助成を行っている自治体があります。現在榛東村でも、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の対象であります子宮頸がんワクチンや、ヒブ（小児用肺炎球菌）の全額助成を行い、また、そのほかにも、高齢者を対象に、肺炎球菌やインフルエンザワクチンの補助を行うなど、全部で5種類の任意予防接種に対して助成を行ってくださっております。

本日はその他の任意予防接種について、村の考えをお聞かせいただきたく、登壇させていただきました。以下、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

まず、任意予防接種に関しまして質問させていただきます。

任意予防接種のおたふく風邪や水ぼうそうワクチンについてお伺いしていきますが、現在本村では、5種類の任意予防接種に助成が出ておりますが、おたふく風邪や水ぼうそうワクチンには出ていない状況であります。しかし、全国では幾つかの自治体で助成を行っているところがあります。村外の小児科等に通院されている保護者の方より、高崎市はおたふく風邪ワクチンに補助が出ているんですが、榛東村はなぜ出ないんですかというようなことで聞かれました。

そこでまず、おたふく風邪や水ぼうそうの予防接種に関する助成を行っている自治体について、近隣市町村の状況を説明ください。担当課長、お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、おたふく風邪、水ぼうそうワクチンの群馬県下の公費による助成を実施している市町村の状況についてお答えを申し上げます。

平成24年度12月、昨年12月の時点での実施状況でございますけれども、おたふく風邪の公費助成実施市町村は前橋市と高崎市の2市ということでございます。

実施内容も一緒にお話ししてよろしいでしょうか。実施内容は、前橋市は平成21年4月から実施しておりまして、対象者は2歳から4歳未満までとしております。市で把握している接種費用は、おおむね8,290円というふうな話でございますが、これに1人1回当たり3,000円の助成を実施するという方法でございます。高崎市でも同じく平成21年の4月から実施をしておりまして、こちらは満2歳から5歳未満までとしております。金額は前橋市と同じ1人1回3,000円の助成をするというものでございます。

それから、水ぼうそうにつきましては、公費助成実施市町村は前橋市のみとなります。実施の内容は、平成23年の4月から実施しておりまして、対象者を2歳から4歳未満までとし、これに1人1回当たり3,000円の助成を実施するというところでございます。

高崎、前橋の2市のみということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長より群馬県の状況を説明いただいたんですが、私もいろいろホームページ等で、全国の自治体でどういったところがこの助成を行っているのか調べたところ、平成22年の3月の調査の時点でも、全国的にはかなりの市町村で公費助成を行っているということがわかりました。また、この調査が平成22年の3月時点ということで、いろんな自治体のホームページ等を見ますと、これ以降に助成を始めた自治体もかなり多くありまして、現在ではもっとふえてきている状況だと私

自身も認識しています。

それぞれの自治体では、これらの発症及び重症化を予防することを目的として、接種に要する費用の一部を負担しているようですが、榛東村のこれらのワクチンに対するご見解をまずお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） まず、助成の関係については、また村長のほうからお答えいただけますが、村での2種のワクチンの接種についての見解ということで、私どもはちょっと専門家でもございませんので、保健指導と相談をさせていただいた結果としましては、麻疹や風疹の予防接種効果は95%以上と言われておりますが、水ぼうそうワクチンの予防効果は約70%から90%程度。おたふく風邪は90%と言われて、獲得抗体化はやや低いが、予防接種を受けることで、発病したとしても軽症の場合が多いと言われております。このことから、予防接種を受けることの効果は大きいと認識しているという結果でございました。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長のほうからも、予防接種の効果についてお話がありましたが、おたふく風邪や水ぼうそうの予防接種は、先ほども説明いただきましたが、医療機関によって費用等が違いますが、聞くところによりますと、5、6,000円から8,000円前後だとお聞きしました。保護者の方等のお話だと、受けさせたくても兄弟で接種となると、やはり負担も大きいため、接種自体を考えてしまうといったお話も多く聞かれておまして、また、共働き世帯も今ふえ、保育園へ通っているお子さんもたくさんいます。やはり子供から子供への感染が大変心配され、また病気にかかった場合、医師の許可がおりるまで保育園には預けられず、長期で休まなければならないといった、そういった心配もあります。

そこで、本村におきまして、発症及び重症化を予防するため、これらの任意予防接種の助成を行う考えがあるのか。村長にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ただいまの話のとおり、予防接種の必要性は十分理解しておるわけでございます。子育て環境等の充実から考えますと、必要な経費全てに補助金を実施することができれば、これは一番いいことだなというふうに思っております。しかし、県下でも市町村での実施、また村の財政事情から考えたときに、選択を必要とすることもご理解をいただきたいと思います。

また、この質問にもあるようでございますけれども、その他のワクチン接種の無料化。目に見えるもの、国からの歳入が今度廃止になります。その廃止になったものが交付税措置によって交付税が入

ってくる。ですから、その補助金が色がついて、これですよというんで、交付税に入ってくればわかるんですけども、その交付税を一括で交付されるために、本当に国が実際に持っているのかどうかというところもわからないところもございます。そんな中で、国、県、それから市町村の動向を見守りながら、研究をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 研究をさせていただきたいと村長のほうからお話ありましたが、財政の部分も考えてということではありますが、やはりおたふく風邪や水ぼうそうは風邪と違って長くかかると思いますか、長期に、かかるとなかなかすぐに1日、2日で治るような病気ではありませんし、福祉医療費、やっぱり子供たち、15歳まで無料化ということでやっておりますが、そのかかった費用に対して今出しているわけですが、予防に対してもやっぱり出すことが、医療費に関して、費用対効果が、今ここで私が、どのくらいあるという数字は正直わからない部分もあるんですけども、その部分も踏まえてやっぱり検討すべきではないかなと。おたふくや水ぼうそうにかかってどのくらい医療費がかかるのか。大体おたふく、水ぼうそうは、かかりますと、大体同じ家の兄弟にもかかってしまつて。本当にすぐ感染してしまうというお話も聞きますので、そのあたりも含めて、村として検討と思いますか、実施に向けて考えていただきたいと思いますと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げましたように、子育て支援としては、本当に大事なことだと思っています。重々わかっていることなんですけども、財政が伴うことですので、交付税措置等かんがみて研究をさせていただきたいなど。両面から研究させていただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 先ほど村長が、子宮頸がんワクチン、ヒブ、あと肺炎球菌ですかね。それが今、補助金として国からいただいて、榛東村でも全額補助ということでやっておりますが、それが交付税措置に来年以降がなりそうだということなんですけども、じゃ、今その実際の三つの任意接種ワクチンが、来年度以降は定期接種という形になるのか。今の現時点でわかる範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） お話のヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの動向でございます。ただいまの動向では、任意接種から定期接種になる見込みということで、国からの事務連絡とい

うことで、平成25年の1月の18日付で通知が来ております。内容としては、これまで補正予算により積み増しし、延長してきた子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金については、平成24年度補正予算案には計上しておりません。今話題の補正予算の中には入っていないよということでございます。

ただ、平成25年度以降も、3ワクチンの接種を市町村で安定的、継続的に実施することが重要であることが関係者の共通認識であるとして、臨時特例交付金は平成24年度で終了するものの、恒常的な仕組みへの移行を検討していると。具体的には3ワクチンを定期接種に位置づける予防接種法改正案を次期通常国会、これは1月の18日付ですので、今開催されている国会を次期通常国会というふうに書いてあると思いますけども、次期通常国会に提出し、平成25年からの施行を目指し、同時に平成25年度当初予算編成の中で、必要な恒久的財源を確保する方向との文書が県のほうに届いております。村のほうにはその写しが来ているということでございます。この改正がされれば、当然定期接種となり、実施をされると予定をしております。

先ほど村長のほうからもありましたけど、村としては、臨時特例交付金であれば、目に見える歳入で実施額の9割の2分の1ですか。現金が歳入として入ってくるわけです。現在の情報で、地方交付税での対応等の話もございまして、村にしてみると、実質的な負担増というような感覚があるのかなというふうにも思っています。

また、村の対応としましては、予診票の作成、それから配布方法、それから渋川広域圏内での足並みがそろうように相談をしながら、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今、状況等のお話がありましたが、任意接種ワクチンに関しましても、しっかりとできることは自治体でも予防としてしっかり助成をしていただきながら、事業を進めていただければと思うんですが、任意予防接種に関しましては、それぞれの保護者の判断で接種等を希望するかどうかということで決められますが、予防接種の意義やリスクに関しても、しっかりと情報提供していかなければならないと私は思いまして、定期予防接種以外のこれらの任意予防接種に関しましても、予防接種の接種年齢やスケジュール、また副反応等のいろいろな部分、情報を提供し、予防接種の知識と理解を村民に理解いただくということが必要だとは思いますが、そういった部分で接種の判断ができるように、村として今後情報提供をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 毎戸に榛東村健康カレンダー、これは皆さん見たことがあると思うんですが、実施の時期についてお知らせをしているということでございます。

それから、小さいお子さんの関係につきましては、出生届のときに冊子になっておりまして、「予防接種と子供の健康」、それから村の手製のリーフレットでございますけども、「榛東村の子育て支援」等を予診票と一緒に配布しております。これらの配付物の中に接種状況や受け方、接種計画の立て方など、予防接種についての全般的な内容を掲載しております。南議員おっしゃるように、予防接種、たくさんの種類がありまして、接種から接種までの期間、また接種年齢と、非常に親にしても難しい対応があるというようなことでございまして、なるべくそういったものを読んでいただき、もし不明な点があれば、保健相談センターのほうに電話をいただいたりして、お答えをしていきたいというふうになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村のほうでも、保健センターのほうに問い合わせますと、この予防接種に関しては、本当に丁寧な対応をしてくださっているということで、私も保護者の方からお話を聞くんですが、任意接種に関してのやっぱり情報と、それと任意接種の場合は問診票が、定期接種の場合が問診票が村からいただけるんですけど、任意接種を医療機関で受ける場合は、問診票がないため、高崎市や前橋市は独自で問診票をつくっているんですけども、榛東村の場合は、製薬会社の問診票を使うようにということなんですが、医療機関、榛東村の場合、小児科が、特に乳幼児に関しての小児科がないということで、村外の小児科等で注射をされる方も多く、その場所によって、榛東村は問診票がなく、製薬会社の問診票で対応するんですよという部分が、医療機関によってちょっと対応できなかった事例がありまして、保健相談センターで聞いたら、榛東村のほうはこうなっているんですよということがあったんですが、保護者の方自身が最初からそれを把握していれば、医療機関でもしっかり、村はそういう問診票を使いますということと言えると思いますので、そういった部分も含めて、しっかりと保護者に対しまして情報を提供していただきたいと思います。

次に、定期接種についてお伺いしたいと思うんですが、平成24年、昨年11月1日から、定期予防接種に4種混合ワクチンが導入されました。3種混合ワクチンの未接種かつポリオワクチン未接種の方は、原則的にこの4種混合ワクチンを接種することになったんですけども、しかし、この接種が開始されてから、全国的にワクチンの供給量が不足していて、医療機関でも予約がなかなかできないし、先行きがちょっと見通せないのというような状況があったということで、不安の声が寄せられました。現在の状況について、この4種混合ワクチン、間に合っているのか。今後これから平成25年度ありますけれども、心配がないのか。村としてわかる範囲で構いませんので、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 群馬県下での4種混合ワクチンの充足率ということだと思いま



す。

おっしゃるように、24年9月から不活化ポリオワクチンが導入され、11月からは4種混合ワクチンが導入されました。導入後から現在まで、不活化ポリオワクチン、4種混合ワクチンが不足で、接種まで1、2カ月待たされているとの情報が本年1月中旬ごろにもあったと思います。近隣の小児科でも不足しがちなため、3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの接種を進めているところもあるようです。健康保健センターに4種混合ワクチンの予診票。村のほうで4種混合ワクチンの予診票をお送りした方から、3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの予診票に交換してほしいという申し出が数件あったというふうな話は聞いております。

それから、県のほうに見解を求めたところ、また国の見解等によりますと、平成24年度いっぱいには多少の混乱はあるけれども、25年度になれば、ワクチンの供給については落ち着いてくるのではないかというような見解です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 来年度以降は何とかなりそうだとということで報道等もされておりますが、今回4市がちょっと不足だということで、じゃ、保護者の方でも早めにその期間というか、スケジュールの期間で打たなきゃいけないという部分で、でも3種とポリオを合わせて打てば同じですよというような情報だったり、また4種を1回打ったとしても、その後足りない場合、3種とポリオを打つことで大丈夫なのかとか、そういった不安の声がありまして、そこの細かい部分に関して、やっぱり国の動向だったりそういうことで、不足というのが出た時点で、やっぱり村としては、私はしっかり情報提供をしていただく必要があったのではないかなと思うんですが、今後本当にそういった、その年によって変わる予防接種の状況に関して、本当に今、ここに予防接種の表があるんですけども、何種類もあって、それ年齢によって全然接種の期間と、1年間で3回打って、次の年に1回打つとか。あと生ワクチンの6日間はほかのが打てないとか、いろんな条件があって、保護者の方は本当にその子によってスケジュールをとにかく考えていかなければいけない状況なんですけど、やっぱりそういった中で丁寧な対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたり、ホームページや広報等でもしていただけるのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 広報でもホームページでも、できる内容提供については率先してやっていきたいと思いますが、やはり予防接種ということで、これも保健師等と相談をさせていただいての見解でございます。基本的には主治医との相談に基づいて、接種計画を立てていただいているというのが一番の村のほうの見解だと。相談の中で組み合わせ等は確認していただいていると考え

ておりまして、村では乳幼児健診のときに、接種状況を確認し、接種状況に合わせたこれからの接種指導を行っております。また、個別に電話、来所で相談があれば、その都度対応は行っているということでございます。

また、平成24年の8月生まれ以降の子供には、4種混合ワクチンの予診票を送付しておりますが、新しいワクチンである4種混合ワクチンに抵抗のある保護者も中にはいると思われるので、4種混合ワクチンのかわりに3種混合と不活化ポリオワクチンでの接種もできることを、先ほどお話ししました「榛東村の子育て支援」等でお知らせはしております。

接種の、一つのワクチンが1日で何種類か打てるのかという話も聞いておりますが、これも医師の判断で実施できるということございまして、医師によればできるし、医師の考えで無理だといえできないしというようなことがございまして、基本的にはやはり主治医とよく相談をしていただくのがいいかなという結論でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） スケジュールに関しましては、それぞれのお子さんの体調だったりもありますし、通っている、課長がお話しするように医師の考え方で、同時接種に関してはいろいろあるそうなのですが、やはり任意予防接種に関しましても、きちんと情報提供をしっかりと行い、また、これらのワクチンの公費助成も含めて予防接種事業の強化をしていただくよう要望いたします。

次に、榛東村の所有しているマイクロバスの利用についてお伺いします。

以前より保護者の方々より、部活動の大会等で村のバスがあいているときに利用できないのかといったようなお話をお聞きしておりました。そこで、現状における村のマイクロバスの利用について、どのような決まりの中で利用がされているのか。また、どのような手順で利用することができることになっているのか。まず説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） お答えします。

村のマイクロバスにつきましては、レンタカーではなく公用車として公務に使用する目的で購入したので、一般の購入車と同じ扱いですので、マイクロバスについては、特に使用管理規則を設けて管理しております。

規則での使用は、ご存じかと思いますが、一つとして、村の機関でかつ公務に15名以上が団体行為で使用する時。二つ目として、1日の走行距離がおおむね300キロメートル以内の時。三つ目として、宿泊を伴う旅行でない時。以上の3点を全て満たす場合であれば、使用することができます。これ以外に使用する場合は、特別な理由により村長が特例として認めた場

合、使用することも可能となっております。

申し込み方法につきましては、使用申し込みにつきましては、規則で、使用する7日前まで、マイクロバス使用許可申請を提出し、村長に許可を得ることになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 公務。いろいろ決まりがあるということがわかりましたが、あいているときに部活動で貸していただきたいというようなお話があった場合、今、榛東村では貸し出ししていないと思うんですが、なぜ貸し出しができないのか、その理由をお伺いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） まず、公務であるかどうかですよね。公務ということは、一般的に、もちろん運転手が原則職員であること。公務なため、一般的に職員が随行とか、または同行することが一般的とされております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 公務でないので、部活動は使えないという、そういったことだと思うんですけども、ほかの自治体でも、自治体が持っているそういうマイクロバスを利用して、部活動が大会等に出ているという部分を見かけるといってお話も聞きますし、だからこそ榛東は何で使えないのかという疑問になっていくわけですが、例えば駅伝の大会前に行う試走ですかね。そういった部分で自治体のバスを利用している学校が多いというような話を聞きました。利用できる自治体と、榛東村のように利用できない自治体では、そもそもの考え方というか、マイクロバスに対する決まりが違っていらっしゃると思うんですが、そこを変えるなり、今後、そのあたりを検討していくような考えはないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この件につきまして、近隣の市町村に電話でとりあえず聞いてみました。吉岡につきましては、部活動につきましては、貸し出しを行っていないと。例外的に社協には貸し出していると。また渋川につきましては、部活動につきましては、学校の専用バスというのを設けておいて、それに対応していると。もう一つ、庁舎専用バスというのがあるんですけど、それにつきましては、一応本村とはほぼ同じで、公務に使っているという状況であります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長のほうから状況を説明いただいたんですが、今後村長、そのあたり、マイクロバスの利用に対して見直しを行う考えがあるのか、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 単刀直入に言って、変えるつもりはございません。というのは、今までにもそういう要望がございました。しかしながら、村とすれば、事故等が一番心配になるわけでございます。そんな中で、保険もかけてはおりますけども、それ以上に今、公務で使用する件数が非常にふえてきております。去年、23年度では74件の実績がございます。それから24年度については、議員さんもお承知のことと思いますけども、補正予算を行って、80日分の確保をしたところでございます。そして運転手も2人にして、事故の対応と、それからいろいろな面での使用を拡大しながらしているんですけども、公務での拡大が非常に多いということで、今指摘されるように、学校関係、あるいはその他の団体関係に出す、今のところ余裕がないということをお願いしたいと、このように思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今のところ変える考えはないというお話ですが、どうしてもあいているバスがあって、利用できないかってやっぱり保護者が思うのは、それも私自身はやっぱり納得できませんし、そのあたりに関しては、今後考えていただければなと思っておりますが、確かに部活動の遠征等、全てに関して貸し出すということは、非常に管理の問題等、事故等の危険もあって難しいとは考えますが、中体連等の場合は補助が、榛東村の場合、バスを借りるお金のほうが補助が出ているんですけども、それ以外の正式な大会で、例えば先ほど駅伝の試走のことをお話しさせていただいたんですが、これは部活動がもともと駅伝部が榛東村にあるわけではなくて、本当学校代表として出場する、そういうような大会であります。そういう場合において、状況によって、先ほど特別な理由がある場合、村長が認める場合というようなお話もありましたので、状況によっては貸し出せるような柔軟な体制を、教育委員会等も含めて検討していただけないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） あいているときがあるからということで申し込まれると、ちょうど合えばそういう考えもあるんですけども、ただ、やはり公務で使うべく備えてある備品でございます。いつそれが出てくるかわかりません。そして1週間前ということでもありますけども、村長が認めるときということで、急に出てくる場合もあります。そのときにはそれぞれの使い方について精査して、決裁をしているところでございますので、何しろあいているからほかに使ってやりたいというようだと

いうと、あそこに貸したから、おれのところはどうかというようなお話にもなってくるかなというふうに思いますので、規則は規則としてこれは慎重に遂行していかなきゃというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 先ほども、質問繰り返しになるんですけど、そういう特別な理由というか、特に駅伝の試走とは部活動とかではなくて、しかも県大会だったり、きちんとした大会に対して、当日はしっかり村としても補助が出ているんですけども、その試走に関して、ほかの中学校は大体バスで来るのに、榛東が保護者の送り迎えという状況で、ほとんどがしっかり試走の段階でもバス等で来ている状況があるようなので、そういった部分は柔軟に考えていただきたいと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員が非常にどうしてもどうしてもということでございますので、検討委員会を開かせていただきます。その中でこれからどういうふうにやっていくかというようなものを見出して、そこでまた運用を考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 全部が全部というわけにはいかないとは思いますが、大会等の目的だったり、そういったことを踏まえて検討委員会等でもしっかり話をさせていただければと思います。

最後に、高校生の通学等公共交通についてお伺いしていきたいと思います。

本村は駅もなく、バスの本数も少ないことから、高校生は自転車で通学しております。しかし、雨や雪の日等、自転車通学は大変危険であり、大変であることは想像できると思います。

そんな中、榛東村を走るバスで、前橋桃泉上野田線の日本中央バスには、自転車を積載できる便がありまして、その自転車が積載できるバスなんですが、メリットを考えますと、遠いバス停まで自転車で行くことができ、またおりてからも、目的地まで自転車を利用することができるという部分が考えられると思いますが、バス停が少なく傾斜地の榛東村においてはメリットがあるバスだと私は考えます。

しかし、先日課長のほうからも、バスの時刻表等を、資料をいただいたんですが、この朝の便には自転車が載せられるバスがなくて、特に高校生も朝学習や朝練だったり、そういった早く家を出る高校生も多く、そういった高校生から、朝の便にこのバスが、自転車を乗せられるバスがあるとよいというようなお話があったんですが、そういった朝の早い時間帯にこの自転車積載のバスを走らせていただいたり、また自転車積載バスをふやしていただくような要望というか、そういったことは難しいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 高校生の通学について、自転車を乗せられるものでございますけども、まず、路線、ホームページで調べていただいたんだと思いますけど、榛東温泉、桃泉、上野田方面ということで、1系統2路線というんですかね。1日13往復しているうちの10往復ということでございます。この10往復についてが、登校時間、下校時間とちょっと外れているというところではございます。それはある分承知しているところでございますけども、バス路線の増便ということでございますけども、関係市町村との協議も含めて、今、赤字分については、路線の案分率について負担しているわけでございますけれども、そういうことも含めまして、関係市町村とまず協議しなくちゃということでございますので、まずはその辺を協議させていただきたいということでございます。

ただ、今までに特に要望したことはございません。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 関係市町村とも協議していくということではありますが、この榛東村にしまして、駅がないこの榛東村でバスというのが唯一の公共交通ということで、そのいろいろな要望等を含めて、協議の場で話し合いをしていただければいいと思いますが、保護者の方から、特に高校生から榛東村は中学生までは本当に住みよいなと感じていましたが、高校に通うようになり、こんなに不便な村だとは思わなかったというようなお話をお聞きします。

先ほど自転車積載のバスを初め、朝学習に間に合うような、始発を1本早い時間にふやしてもらえないか。部活動の帰りにちょうどよい時間がなく困っていて、乗り継ぎで走っても間に合わない路線があると、さまざまなお話をお伺いします。以前質問をさせていただいたときも、本数をふやしたり、時間を変えたりすることは非常に難しいといったお答えでしたが、しかし、もしバス会社へ、先ほど要望を伝えられる機会や、また関係市町村と協議を行える機会があるということでありますので、高校生の通学に関する状況や要望を把握していただけないかと私は思っております。今後、子育てしやすい村を考えた場合、やはりこの高校への通学、そして公共交通の状況を考えること、それは村の課題だと私も考えますので、ぜひ村としてこのことを課題と捉え、調査等を行っていただくことはできないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 高校生の実態調査というのは、本当にざっくばらんにやっております。その中で、今、南議員が話されますように、高校生の通学区域によっては、非常に不便を期しているということであれば、やはり村としても、その対策は考えていかなきゃなというふうに思います。それで、今、南議員が話されましたように、アンケート調査等やって、とりあえず高校生の実態を調

査するというようなことをしたらどうかなというふうに、今時点では考えておるところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） ぜひ調査していただきたいと思います。

やはり高校生も交通弱者であると私は考えておまして、高齢者のほうには村のほうからもタクシー券が発行されたり、事業を行ってくださっているのですが、そういったことから考えても、高校生のほうへ何かしら補助があってもいいのかなと思っております。

村は今、利用者の少ない路線バスのバス路線維持費補助金や、委託バス運行費負担金を村としても歳出していると思いますが、来年度の予算でも、この委託バス運行費負担金は約1,000万円計上されております。利用者が少なくなれば、その分維持や負担もふえていくのではないかと考えますが、今の状況で本数も少なく、時間も利用しづらいままでは、さらにバス代も高いというままでは悪循環になってしまうと私は思います。

何もしないで負担金や補助金を出していくよりは、利用者が少しでもふえるよう、高校生のバスの利用促進や、保護者の負担軽減につなげるためにも、高校生へバスの定期だったり、運賃に補助を出す制度を創設したらどうかと考えますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 高校生、同年代では、社会人になってもう働いている方もおるわけです。そういう同級生の中で、学校へ通っているから、補助金を出さないか。それから、そういう対策を施してほしいと。それは社会全体で見ればそうかもしれませんが、私としては、やはり自主性、自立性を高校生でも持ってほしいというような考えは、私は持っています。ですから、やはり今、社会全体で施されている交通機関網にその高校生も有利に利用するような形を考えながらしていただければなという願いは強いです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 働いている人もいるということではありますが、18歳になるまで車の免許は取れない状況でありまして、働いている人もいてもその方もきっとバスで通われているかもしませんので、18歳未満の方に対して、同じ交通弱者としてやっぱりそういったことも考えていただきたいと思いますが、保護者の、高校に関しまして送り迎えも、兄弟がいたりする場合や仕事の関係から、全ての家庭で対応できるものでもありません。榛東村に住んで高校に通うようになり、こんなに不便だったのかと。吉岡町に住めばよかったと言われたいのためにも、高校の通学与公共交通について、村として課題として捉え、何らかのアクションをしていただくことを要望します。

また、高校生の通学のバスの補助は、以前環境整備特別委員会で行った長野だったり、去年3常任委員会で行った福島町の町に関しましても、そこも駅がないということで、高校生のバスの補助制度を設けて実施している自治体もありますので、そういったところも参考にしながら、ぜひ村としても考えていただきたいと思います。

問題提起という形でさせていただき、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 正君） 以上で5番南千晴さんの一般質問を終了いたしました。

引き続き質問順位3番、6番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君登壇〕

○6番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。柳田キミ子です。

安倍内閣発足から2カ月が過ぎました。この間安倍首相は、アメリカを訪問してオバマ大統領と会談し、TPP交渉参加へ大きく踏み出しました。このことは衆議院選挙での自民党の公約を早くも投げ捨てることになるのではないかと感じております。

TPPは、農林水産業だけではなくて、食の安全から医療、雇用などさまざまな分野で国民の暮らしや国のあり方まで変えてしまうような大問題です。それを国民と国会の場での了承を得ないで、日米首脳会談で事実上の交渉参加を約束してくるやり方は、民主主義の点でも重大だと思います。今後行われます国会での予算委員会、既に始まっております。予算委員会での集中審議を大いに注目したいと思っております。

本日の私の質問は、健康で文化的な住民生活を村としてどう保障していくか。そしてもう一つは、いじめ、体罰のない明るい学校、地域をつくるための取り組みについて。

以後につきましては、自席に戻り進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 正君） 6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 12月の衆議院選挙によりまして、自民・公明政権が衆議院での3分の2を獲得とする政権の復活をした中で、生活保護の給付水準を10%引き下げるという問題が浮上しております。この生活保護基準10%引き下げというのは、自民党の公約になっておりました。暮らしに困窮したとき、最後の命綱となる生活保護制度。しかし、生活保護基準以下の世帯を含む低所得世帯、生活保護を受給している世帯、それからそれと同じようなくらいですけれども、生活保護を受けていない低所得者世帯という層というか、所得層の方たちがおりますが、その二つの階層を比べてみて、低所得者世帯のほうが低いからという理論で、田村厚生労働大臣は全体として引き下げることになるというふうに表明をしております。

ここで、本村の生活保護受給につきましての現状について聞かせていただきたいと思います。

24年、23年、21年ですか。21年からの3年間ぐらいの比較で、榛東村では相談件数、生活保護の申



請をしたいということでの相談件数。そして申請件数ですね。その申請件数に基づいて、適用件数など、それらの統計上、現状をわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今、3年間のデータをお示し願いたいというお話だったんですけど、ちょっとうちのほうで用意しましたが、23年度のデータに限らせていただきます。

相談件数は全体で35件ありました。これは村で対応したものです。このうち24件を群馬県中部福祉事務所へ引き継いでおります。それで中部福祉事務所で申請を受けた件数は16件。却下件数が1件。取り下げ件数が2件、適用決定件数が13件、廃止件数が5件。それで23年度末対象件数は、本村で43世帯65人となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 私が1年間だけの数字ではなくて、3年間ぐらいの数字というふうな形で資料を求めたかったのは、その生活保護を必要としている方々の変化がどういうふうになっているかというふうなことで知りたいと思ったわけなんです。私がほかの資料で、榛東村ではないところで調べてみましたら、例えば渋川市でありましたら、平成20年から24年までの5年間ぐらいの中で、相談件数、それから申請件数、適用件数というのがどんどんふえている傾向にあるものですから、榛東村でもその他の市町村とは変わらない傾向にあるのではないかなと思ったんですけども、その辺のところは、資料がないとお答えできないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 23年度の主要施策の成果の中で、生活保護法による保護者状況という数字が紹介されております。これ決まった、申請件数云々ではなくて、その結果として対象となった世帯と解釈していただきたいんですけど、その数字によりますと、21年度が29世帯、22年度が34世帯で、23年度が44世帯という数字で、増加傾向が認められます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 本村の状況を今、課長のほうから話をしていただきまして、やはりふえているというふうなことであります。この生活保護の基準を10%引き下げるというふうな、田村厚労大臣としても表明しているわけなんですけれども、例えばこの生活保護基準が下がりますと、どのような影響が出てくるのか。村長、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

まず最初に、引き下げの経緯ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、今回の生活保護引き下げには、生活保護の対象外でも、自活しながら生活苦を切り抜けている人が多くあり、自活していないで生活保護を受けている人々の生活が豊かであるという観点から、矛盾している格差が生じていることは一つの原因とされております。

それから、今、議員がご質問のように、村には引き下げた場合にはどんな影響があるかということでございます。村としては、今回の生活保護引き下げは、生活保護基準表で一番低い3級地の2の区域になっております。物価が高い都市部と比べて影響は少ないとは言っておりますけれども、ないとは言えないということでございます。

それから、村民への影響ということでは、この引き下げに伴い、村内において、これまで生活保護制度を利用していた人が対象外となるケースはないとは断言できません。ですから、あるというようなことでございます。これまで対象だった人々が対象外となり、生活苦に陥る人々に対して、行政としてはできる限りの福祉サービスを提供しなければならないと考えております。特に高齢者や障害者などで単身世帯の方には福祉タクシーなどを活用していただくことも考えられ、榛東村福祉協議会や各区の民生委員さんなどの関係者へ生活保護の引き下げに伴う生活保護制度から除かれた、生活苦に陥っている人々が出る可能性があることを示唆し、相談業務に生かしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 生活保護を今まで受けていた方が、例えば受けられなくなるというふうなことを含めての影響ということもあるんですけれども、私が、そうですね。もう少し捉えてほしいと思っておりますのは、生活保護基準の引き下げということで、生活保護基準がそのもとになりまして、いろんな病気になり、それから税なりが、今までは受けられていたものが、生活保護基準が引き下げになってしまったために、受けられなくなってしまうという、そういうものがどういう部分に新しく発生してくるのかというところを、村として調べていただいておりますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 生活保護基準は、住民税の非課税基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険料の利用料、保険料の減免基準、就学援助金の利用基準など、さまざまな分野に及んでおります。生活保護基準額に連動する施策に対して、国では影響が大き過ぎると考えておりまして、それを回避する方針を示していることが最近報道されております。これ以上に、榛東村の条例

の中で、生活保護という言葉でいろいろ検索してみますと、すごい数になります。ありとあらゆるところに影響が考えられると思います。国もそこら辺に配慮して、余りそういう状態に陥らないように、もし今の制度でやむを得ないんだったら、それにかわるものをここにやったり、いろいろ検討しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長のほうから答弁がございましたように、国でも非常に影響が大き過ぎるというような観点から、これを見直すんじゃないかというような報道も本当にされております。これを実行するということになれば、国でもいろいろな減免制度についての制約なり、それからいろいろな対策を講じてくるというふうに私は思っております。それらを精査しながら、もし実行されるのであれば、それらを迅速に対応できるような措置をとりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 本当に影響はいろんなところに波及をいたしまして、大変なことになるというふうに予想されております。本当にそういうことを予見できるわけですので、ぜひ安倍内閣としても、これは撤回をしてもらいたいなというふうに私も思うわけですし、国へ意見書ですね。生活保護基準の引き下げをしないでほしいというような、そんな意見書も議会としてもできればしたほうがいいのではないかなというふうな気持ちも持っております。

生活保護基準引き下げの影響については、本当に危機的なことが予想されるというふうな、現在はそういう状態になっておまして、これからそこを受けての、内閣としてどういうふうにこの生活保護基準引き下げをとっていくかというところに期待もしていきたいと思っております。

次に、生活保護のところでもあります、影響を受けるというところでは、就学援助制度が出てきますけれども、この就学援助制度の充実というふうなことにつきましては、事あるごとに村のほうにも提案をしまして、考えていただいているんですけども、その就学援助制度、さらに、生活保護のそういう住民の方たちの最低のところ暮らしや命を守ってくれている制度が脅かされているというところで、ぜひ就学援助制度、さらなる中身の充実をしていただきたいなというふうに思っているところです。今まで就学援助制度をやる中で、私も1人でも必要な方が受けやすいような申し込み方法、申請方法なども含めて、意見を述べてきたところでもありますけれども、就学援助制度の申請のところで、民生委員さんの意見書をつけるというふうなことがあったかと思いますが、その点については、現在でもそのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の申請につきまして、民生委員さんの意見を付すということでございますけれども、今年度につきましては、民生委員さんの意見を申請のときに書く欄がございまして、いただいております。次年度から要綱改正もいたしまして、民生委員さんの意見はあえていただかなくても結構というふうな形で改正をしております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今までやってきたのをただ踏襲していくというのではなくて、現実に合わせていいですか、本当にその制度を使いやすくしていくために、これでいいのかどうか。改善できる場所はというふうなところで、どんどん改善をして、その制度が有効に活用できるような形にしていだけるということで、今、子育てじゃなくて、学校教育課長のほうから、次年度からは申請手続の中にあつた民生委員さんの意見書を添付という部分がなくなりそうというふうな感じのお答えをいただきまして、一つ申請をするのが容易になっているかなというふうに感じました。

就学援助制度、それとあと周知の方法なんですけれども、この就学援助制度があるということ。今現在も入学、保護者と子供さんも一緒のときでしょうか。健康診断のときなんでしょうか、新しく1年生に入るときの新入学の説明会のときに渡すというふうな話も聞いておりました。それは今、そういうふうになっているかの確認も含めて。あとはどのような形で周知をしてくださっているのか。お話お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 就学援助費の制度についての周知ということなんですけれども、他市町村では保護者入学説明会でその時間をとっておくところはあるとは思うんですけれども、本村においては、今なかなか非常にプログラムが盛りだくさんですから、ありません。例えばほかの方法としては、担任が家庭訪問が、4月の後半から5月上旬にかけてるんですけれども、保護者のほうからそういう訴えがあつたときには、こういう制度があるんですよというようなことであるとか、学級学年懇談会の席で、こういう制度もあるということは周知はしているんですが、こちらが学校側からそういう制度があるというのは、現在のところ行っておりません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうですね。例えば学級懇談のときとか、あとは担任の先生が日ごろの日常の教室の中でとか、学校生活の中で、この生徒、この児童の家庭環境はというふうな形で、少し気をつけて就学援助のほうに結びつけてくださるというふうな形もあると聞いておりますが、学校側からといいますか、就学援助制度を知っている側から見て、この制度をこの児童にとか、この生徒にと

かというふうにするのも一つの方法なんですけど、もうとにかくそういう制度があることを知らないというふうな、保護者の方たちに、もうとにかく1回は新学期のころがいいのかと思いますけれども、一度は学校を通して、全部子供たちを通して父兄に、保護者にその案内を届けるということは、私は必要じゃないかなって思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 全員の方に周知するという事は大事な事かと思うんですけど、全員の生徒にこれを申請するなり配布するというのは、所得とかその辺のことを考えますと、必要ないかなと思います。これからある程度、しんとう広報ですとかそういったことで、周知のほうを検討していきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） あと、これも余り何というか、誰しもが知れることはいいと思うんですけども、やっぱり受ける側とすれば、ある程度負い目があるような気もするので、その点については注意しながら啓蒙に努めなきゃというふうに思います。

それで、一つの例としては、主に学校を通して、そして新入学のときの説明会、それから家庭訪問、学級懇談会等で、本当に充実した制度だということで説明をさせていただければ、周知徹底が図れるのかなというふうにも思っておるところです。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

---

午前11時45分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 周知の方法につきましては、まず、2月のしんとう広報のお知らせの欄に出ていますね。それからあとは、ホームページなどとかというふうなことでは、周知の方法としてしているようなんですけども、例えば余りパソコンとかわからない保護者の方たちなんかもありますので、今、課長も言ってくださいました、そういう機会にも一度は書類で保護者の方たちの手にわたるようなことは、ぜひ周知を徹底するということをお願いをしたいと思います。

就学援助の内容充実のことに关してはということで、年3回か4回ですよ、保護者に援助費が支給されるのは。その支給も、例えば入学準備金という形で、新学期に向けての時期があるんですけども、そういう時期に、例えば3月とかというふうな、本当に新学期に近いところで、これは年3回し

かないところの中で、こういうための就学援助、今回は就学援助費ですということではなくて、時期が、考えるに、時期的に3月くらいに就学援助費をもらえれば、新学期の支度とかに使えるので、そういうふうな考え方で支給時期を必要な時期に合わせて出していただくという形はできますか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の申請の関係でございますけれども、これはまず、学校を通して、2月中に、該当される方、対象者の方に申請書を配付しまして、これは3月までに国の就学援助費に係る事務処理要領がございまして、それで3月中にこれを取りまとめると。通常ですと5月の教育委員会にかけて審査をして決定しているわけございまして、柳田議員さんから前にもそうしたご質問があったかと思うんですけれども、この入学に際して前もって支給するという事は、ちょっと今のところできないということで、今のところは年に3回に分けて支給している状況でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番（柳田キミ子君） ちなみに年3回という、現在行っている、時期的にはどういう時期かもお話ししていただきたいと思うんですけれども、例えば3月中に申請を受けて、5月に教育委員会にかけてというふうなことは、本当に申請する時期は、年1回のこの時期しかないのかというふうなことと、途中で家族の大黒柱であったんださんが仕事場でけがをしてしまって、そちらのほうの収入が途絶えてしまって、就学援助制度を利用したいというふうな方なんかも多分いるかと思えます。そうした場合は、もちろん新学期のというふうなことは、私はもちろん言わないんですけれども、就学援助は、一度申請をして就学援助が受けられるようになれば、それは小学校だったら小学校卒業するまで、中学生だったら中学3年卒業するまでは毎年申請するというわけではないと思うんですが。その辺の確認をお願いしたいんですけれども。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 支払いの関係でございますが、年3回ということでございまして、各学期ごと、例えば1学期終わりますと7月末とか、学期ごとの月末に支払いをしております。

それと、要綱の中に、支給要件とか項目がかなりございまして、例えば生活保護世帯で、何らかの条件で収入があったということで、生活保護打ち切られたと。そういった方も対象でございますし、また、その他教育委員会が就学援助も必要であると認める者については支給できるということになっておりますので、年度途中でそういった対象要件等が出て申請されれば、教育委員会のほうにその都度諮っております。

それと、申請でございますが、毎年申請していただくと。収入状況等も変わりますので、これにつ

いて年度ごとに毎年出していただいております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 年度途中でも申請はできるということでは、いいです。あとは、一度就学援助適用になっても、その収入状況を教育委員会なりとして把握しなければいけないというふうなことで、毎年ということなんですけれども、じゃ、もう1年ごとに申請をし直しをするというふうなことで、経済状況をつかむというふうなことで、確定申告をした後の所得証明書を役場からとって、それだけを出していけばいいというふうな状況ではなくて、新しく申請をし直しをしなければいけないということの意味なんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 申請につきましては、毎年その都度新たに申請をしていただくこととなっております。また、収入状況等につきましては、申請書にそういった税務の課税状況等も調査していいですよといった承認をいただいて、確認をさせていただいております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長のほうから、学期末3回支給という話でございましたけれども、それ訂正させていただきます。条例によりますと、年2回、9月と3月ということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時54分休憩

---

午前11時54分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まことに申しわけありません。私のほうが条例の項目を間違えましたので、年3回ということで訂正させていただきます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 就学援助制度の運用につきましては、本当に生活保護基準の、本当にもう大変な状況の中でのいる子供たちの制度ですので、充実をすることはあってもぜひ後退をすることのないように、ぜひそういうつもりで。特に担当係の方たちには心をかけていってほしいなというふうに思います。

就学援助制度のことにつきましては以上ですが、二つ目のいじめ、体罰のない明るい学校、地域をつくるためにというふうなところでは、既に山口議員のところでもいろいろお話が出ておりました。私是一只だけ。小学校でも、それから中学校についても、県のほうからいろいろ実態を調べるようにというふうなことなりアンケートなりが来て、そこで調査をしているというふうなことで、中学校にも小学校にも1件ずついじめがありましたという教育長のお話を聞かせていただいたんですけども、例えば、そうですね。部活などでの体罰というふうなことについても、教職員の方たちにいろいろ聞いたりとかも含めて、調査、実態をつかもうとしていらっしゃるという話も聞きました。じゃ、教育長のほうから一言最後にお聞きしたいと思っておりますけれども、そのアンケートを既にもう小学校のほうでは実施して回収していらっしゃるということをお聞きしました。あと体罰のほうの関係などについての状況は、現在、どうなっているのでしょうか。体罰についてもいじめと一緒にアンケートだったのでしょうか。ちょっとその取り組みについて、もう一度確認させてください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめのアンケートは子供たち対象でやっておりますが、体罰のアンケートにつきましては、日本中で桜ノ宮高校、それからJOCの関係ですか、大きな事件があったので、今回は県の、もとは文科省ですけども、文科省、県教委経由ということで、今、アンケート調査を行っているという状況です。今後文科省の通知では、この体罰については、公表するというふうな文言で入っていますが、具体的にどういう公表の仕方をするかは、まだ確認がとれておりません。文科省も悩んでいるんだろうと思います。

それから、県のほうにつきましては、私も個人的に県の人事課にお聞きしたんですけども、まだ検討中ではあるけれども、体罰については処分をする方向。処分といってもいろいろありますから、懲戒処分も、口頭の訓告ぐらいで終わるんだろうなというふうに思いますので、今のところはそんな状況です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 体罰につきましては、有名なスポーツ選手の方たちも、体罰によって技が伸びるとか、強くなるかというふうなことはないというふうなコメントなども新聞などで読んだことがあります。そんなことも私も思っております。今、教育長のお答えの中で、県のほうで、体罰については、まだまとまっていないんですよ、榛東の調査が。ぜひ、本当に部活で、例えば強くなるというふうな、強くなるためならということ、本人も含めて、親御さんなんか、その先生がいるから自分のうちの子供も強くなるかというふうな形で考えていらした、子供の部活にかかわってきた人たちの中では、そういう考えの方なんか、今までは多かった方もいらっしゃると思うん



ですけれども、今回のこの事件、桜ノ宮高校の自殺したというふうなことをきっかけに、やはり学校からも地域からも、体罰あるいはいじめをなくしていかなければいけないんだというふうな風潮といえますか、そういう考え方をしていくように変えるきっかけができればいいかなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 答弁はいいですか。

以上で6番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった3名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。1時より再開いたします。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 1時15分から再開いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時13分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第6号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第6号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

榛東村防災行政無線施設の老朽化に伴い、戸別受信機の有償譲渡及び維持管理費の徴収を廃止しようとするものです。

議案書2ページに、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の案がございます。なお、この条例につきましては、関係条例は例規集の1,458ページからとなっております。

それでは、新旧対象表でご説明申し上げます。

新旧対象表の1ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。アンダーライン部分が今回改正する部分でございます。

6条の見出し中の「及び有償譲渡」を削り、同条第1項中「受信を希望するものの申請に基づき」を削り、「貸与し又は有償譲渡するものとする。」を「貸与するものとする。」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。第1号「村の住民基本台帳に登録されている世帯で村長が認めたもの」、第2号「榛東村及び榛東村教育委員会の所管する施設」。

第6条第1項に、次の3号を加える。第3号「国及び他の地方公共団体の機関で村長が必要と認めたもの」、第4号「榛東村の職員のうち村長が必要と認めたもの」、第5号「その他特に村長が必要と認めたもの」。

第6条第2項中第1号を削る。

第8条を次のように改める。維持管理費。第8条。「防災行政無線施設の維持管理費は、徴収しないものとする。」

議案書の2ページに戻っていただきまして、下のほうになりますけど、附則。「この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度分までの防災無線施設の維持管理費は、なお従前の例による。」

以上で説明を終わります。議決くださいますようよろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時19分休憩

---

午後1時19分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 一つだけお伺いします。

この設置条例の中に、「榛東村の職員のうち村長が必要と認めたもの」というけど、どういう職員を村長は認めるんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 例えば近くに村外にいて、村外でも榛東の比較的近くにいる人とか、そういう人です。

〔「村外に居住している人は、村長が必要と認めれば」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 村内では、これは村内居住の人は認めないということなんかい。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 村内でも村長が必要と認めれば、という事です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時21分休憩

---

午後1時24分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（高橋 正君） 全員賛成です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（高橋 正君） 日程第6、議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

- 総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

榛東村議会議員の議員報酬について、所要の改正を行うものでございます。

議案書の4ページに、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の案がございます。なお、この条例につきましても、関係条例は例規集の391ページからとなっております。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。アンダーライン部分が今回改正に関する部分でございます。

今回の改正は、別表第1を改正するものです。議長を30万5,000円に、副議長を23万5,000円に、常任委員長を22万円に、常任委員会副委員長を21万5,000円に、議会運営委員長を22万円に、議会運営委員会副委員長を21万5,000円に、議員を21万円にそれぞれ改正するものです。

4ページに附則として、「この条例は、平成25年4月20日から施行する。」としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番松岡君。

[10番 松岡好雄君発言]

○10番（松岡好雄君） 10番、松岡です。

総務課長に質問します。

議員報酬改定に伴う報酬審議会の審議内容と結論に至った経緯をお答え願います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 平成25年1月17日に榛東村特別職報酬等審議会を開催しました。そこで答申の内容と申しますか、決まったことは、現行の報酬に対して10%から14%程度の増額改正を行うこと。その理由については次のとおりであるということで、一つとして、幅広い世代が村政に参画しやすい環境を整え、村議会の活性化を図るため。二つ目として、議員定数削減により、議員1人当たりの職責が増すため。三つ目として、議会議員の報酬額が県内類似団体に比べて低いため。四つ目として、三役に対する議会議員の報酬の割合が県内類似団体に比べて低いため。以上となっております。

そのほか、議会だけでなく、他の非常勤特別職の報酬も検討しました。それにつきましては、現行の報酬額が妥当であると思われることから改正を行う必要はないという、そういう内容で決まりました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） もう一度聞きます。

よく今のところわからなかったんだけど、報酬審議会で、どういうメンバーで、何人がどのように協議して答申したんだか、もう一度詳しく説明してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 名前については……。

〔「人数」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 人数は、当初うちのほうで、条例でいきますと10人以内ということになっております。7人を依頼したわけなんですけど、1名については断られました。それで6名について一応通知を出しました。1名欠席で、そして実際に来てくれたのが5名ということでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） どうも質問とかみ合わないような気がしてちょっとわかりづかったんですけども、村長に質問します。

私は議員報酬の増額については、終始一貫して反対してきました。今回の改定に対する……。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩。

午後1時30分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開します。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 総務課長の答えがはっきりしなかったんで、村長にひとつ。どういう考えを持っているかを、反対討論じゃなくて、村長のお考えを聞きたいと思って今しているんですけども。

私は、もう1回言います。私は議員報酬の増額については、終始一貫して反対してきました。今回の改定に対する村長のお考えをお聞かせ願いますと、こういうことなんですけど、よろしく。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先般の議会改革や、それからその中で、議会議員の皆さん方の意見は十二分に議論されたというふうに聞いております。その中で、議員さんのほうから、改定を要望するという要望書が出てきたのについて、執行のほうでは、報酬審議会を開かせていただきました。これは条例で書いてあるように、そういう要望が出た場合には、速やかに開くんだというような観点から開かせていただいたところでございます。

ご案内のように、先ほどから総務課長が答えておりますように、四つの要件が、上げたほうがいいだろうという審議会の答申でございます。私は真摯に受けとめて、それを取り入れ、そして改正をした暁には、議員さんにも今まで以上の努力をして、議員活動をぜひしてほしいという願いがあって、今回改正に提案をしたところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 反対討論を行います。

議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、次の理由により反対討論をいたします。

本来、議会議員の定数削減は、行政の経費節減を第一の目的としているはずであります。にもかかわらず、これに反し議員報酬を上げるということは、住民の理解を得られるはずがありません。私は議員みずから襟を正すべきだと考えます。

よって、反対討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2名。

賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第7 議案第8号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第8号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

榛東村自然エネルギー発電事業特別会計の運用益を適正かつ安全に管理するため、榛東村自然エネルギー発電運用基金を設置するものでございます。

議案書6ページに、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の案がございます。朗読させていただきます。

（設置）第1条 榛東村自然エネルギー発電事業特別会計（以下「特別会計」という。）の運用益を適正かつ安全に管理するため、榛東村自然エネルギー発電運用基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）第2条 基金として毎年積み立てる額の内訳は、次の各号によるものとする。

（1）榛東村白子の海ソーラーポート（以下「発電所」という。）の発電収益及び発電所撤去費等の年次積立相当額で、特別会計の予算に定める額。

(2) 当該年度特別会計の歳入歳出決算剰余金の全額。

2 前号第2号の積立金は、剰余金を生じた年度の翌年度に基金として積み立てるものとする。

(基金の処理) 第3条 基金は、次の各号に掲げる場合に処分することができる。

(1) 発電所を撤去する必要性が生じ、その撤去工事等の財源に充てるとき。

(2) 発電所の閉鎖により、全額を榛東村農業用水維持管理基金に繰り入れるとき。

(3) 災害その他特別の事由により特別会計の事業に経費が必要となる場合において当該経費の財源に充てるとき。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、当該基金を特別会計の歳入歳出予算に計上して行うものとする。

(管理) 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券等に代えることができる。

(運用益の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用) 第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は村長が別に定める。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 9番牧口です。

私の認識では、農業用水の基金の蓄積等を考えてこの事業を起こしたと、このように私は認識しております。この条文の中に、余剰の場合にそちらのほうに振り込むというような項目が見えないんですが、例えばの話だけど、どんどんたまったものを農業用水のほうには補てんはしないんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） かいつまんでいきますと、発電事業で収益を得ますよね。そしてその必要な経費を除いて、運用資金として毎年1,000万ずつこれは繰り入れると、基金のほうに。そのほかに、従前の運用収益戻入金として、3%分は一般会計のほうへ2億、最初の年でありますと2億借りていますので、2億の3%、60万は運用益として一般会計のほうへ入ります。その除いたほかの収益



を基金のほうに積み立てておきまして、最後撤去したときに、そういう費用を除いて、最終的には20年後に農業用水維持管理基金へ全額戻すと。そういう形になります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 今の説明は説明として納得したんですが、農業用水の基金を使ったのであれば、3%の60万というお金は、一般会計でなく農業用水の基金に入れるのが妥当な線ではないかと、このように感じるんですが。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 農業用水の維持管理基金がありますよね。その運用益については、一般会計のほうに入っています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） どの基金もそうだけでも、運用益については一般会計に歳入することになっております。それですから、これを運用益の固定金利の3%の運用というのは、これはもう一般財源に入れなきゃならないと。それから、そのほかに運用益で、収入ですよ。それが得たものについては、経費を引いた中でそれも入れるようになってっちゃうので、ここに基金を設けると。それでその基金で今まで、ずっと20年間、純利益を基金にしておいて、最終的にはそれを基金に戻しますよという条例なんです。途中でこのお金が必要ですよといったときには、村長の判断で取り崩しができるといって条例改正です。新しく条例をつくったわけです。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） なるほど納得したような感じはするんですが、であれば、農業用水基金の2億円を、例えば金融機関に貯蓄していた場合の利益が上がると思うんですよ。それは、全然基金のほうには入らないということですか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 議員さんのおっしゃるとおりなんです。今の基金全てが、金利の部分は一般会計に入っちゃいます。それだということ、皆さんに約束したことが不履行になると。そういう形で、結局この運用益も農業基金に入れるべく、基金の設立をするというふうな形で解釈を願いたいというふうに思っております。ただし、あれですか。毎年返していく2億円に対する3%の部分は、一般の農協に置くのと同じように一般財源のほうにこれは入れなくちゃならないと、そういうふうな解釈を

していただきたいというふうに思います。元に戻すためにこの基金をわざわざつくったんだという形で解釈を願えればというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今、一般会計に入れるんですけども、それは農業用水の維持管理基金に充てるようにまたなるんです。そういうことです。

○議長（高橋 正君） 14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番です。

この事業は当初から、農業用水基金の延命を図るということで、収益的事業であるという触れ込みで始まったんだと認識しています。それで、元金の1,000万は当然年々入れるわけですよね。それでなおかつ、利益ですか。利益も農業用水基金の延命のために、農業用水基金に利益を入れると。そういう説明があったというふうに理解しているんですけど、何かこの基金を設立するのに当たり、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど。説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 先程からおっしゃっておるんですけども、今の状態でこれを設立しないと、要するに余剰金、これも金利の部分なんです。もうけの部分なんです。すべて一般会計に入れちゃってわからなくなるというふうな嫌いはできると。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 利益は農業用水基金に繰り入れるという説明だったでしょう、最初は。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） だから、いいですか。この基金を設立して、もうけの部分というものをはっきり皆さんに精査してもらうために、特別会計はできているんです。それでその中を通して、しかるべき時期が来れば、それをそっくり農業基金のほうに戻すというふうな趣旨になっています。これがもしできないと、数百万、600万近い金が一般会計のほうに入っちゃうと。それでどういうふうにするのも、非常に執行とすれば非常に楽なんですけども、返すことがあれば、また別なあれが出てきちゃうので、これをやっておくことによって、明快にこれだけのもうけが出て、このもうけが基金に返せるんだというふうな形で解釈をしていただければと思います。そこのちょっと、難解なところもあるでしょうけども、そういうふうな形になっておるんで、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 今の説明ですと、20年後に一括で農業用水基金に戻すと。しかしながら、

今までの説明では、600万の利益は年次年次で戻していくという、そういう認識でいたんですけど、もう1回説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 当初はそういうつもりでございました。しかしながら、執行のほうでいろいろ話し合った中で、やはり目に見えるようにしていったほうがいいだろうと。それでしかもその基金がすぐに要だという非常事態であれば、これはすぐにその基金からとりながら、その基金をこの事業でこれだけ浮いたんだと。利益があったんだというのをちゃんとはっきり示したほうがいいだろうということで、この特別会計の中に条例を設けて基金に積み立てるということに相なったところでございます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 前、岩田議員さんが、最後撤去するときに撤去費がかかるよという意見がございました。そういうものを基金にとりあえず入れておいて、撤去費までそこから除いて、最後に、じゃ、これだけの純利益を基金に戻すということがはっきりそこでわかるような形になっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） わかるような、わからないようなことなんですけど、まず一つだけ聞きますけども、3%を一般会計に入れるという、今さっき話があって60万円か。なぜ3%入れるのかが一つと、この基金にせずに特会に、これだけ20年間特別会計で置いておいたらどうなんだい。わかりがいんじゃないか、そのほうが。だめかい。それをちょっと聞かせて。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） まず1点目の3%なんですけども、一般的に2億使えば、従前ですと2億、0.3%の60万。それを従前益として、それはもう入るんだよという考えのもとに、それについては……。

〔「なぜ一般会計に入れるのか」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） これはもう一般会計に。運用益については、基金条例の基金、農業用水維持管理基金の運用益については、もう一般会計に入れて、農業用水維持管理に使うことになっております。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

---

午後2時2分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） これはやっぱり当初の説明でいくと、年度年度の利益は、農業用水基金に戻すと。そういう今までの説明であって、これが今後、特別基金をここで設立して、そちらにやっておいて、大規模改修とかそういうものが生じたときには、そっちに使われちゃったら、農業用水基金に将来戻らない可能性もあるわけですよ、可能性としては。だからそういう話になると、今まで収益事業でやるんだという説明で賛成をさせておいて、きょうになったらいきなりこういう新たな基金をつくるんだからと。どうも納得がいかない話になってきたんだけど、いつこういう経緯で基金をつくることになったんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員が言われることもわからなくはないんですけども、先ほど暫時休憩のときに話させていただいたように、何しろ収益を上げて、その収益を後の人たちにも使っていただくんだというような気持ちの中で、その収益をいかに残してやるかと。そういうつもりで今回、いろいろ精査し、そしてまた、地方課にも連絡していろいろ聞きました。そんな中で、こういうやり方がいいんであろうというものを、それから弁護士とも相談しました。そんな中で、こういう方法が、一番後々の人にわかりいいんじゃないかということとさせていただきます。

それから、先ほど、じゃ、事故があった場合に、この基金を使ってやっちゃうんかどうかというご心配ですけども、保険にも入りますけども、やはり万が一の事故については、そういう対応が考えられるというふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。反対討論を行います。

私は農業用水維持管理基金の運用に関して、自然エネルギー発電運用に関しまして反対しているた

め、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例に反対いたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成9人、反対4人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第9号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第9号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の8ページ、提案理由でございます。

当該条例において引用している法令名の改正があったため、これに係る所要の改正を行うものでございます。

法律の名称が変更になったことで、引用条文中の法律名等変更するものでございます。

議案書の9ページをお願いします。

榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年榛東村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条6号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第7条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

中ほどになります。第3条6号中の「障害者自立支援法施行令」、これを左側の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改正をします。

次、4ページをお願いします。

一番上になりますが、こちらは「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」による自立支援医療費の支給というふうに変えるものでございます。

例規集は第2巻になりますが、947ページからでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質問なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。再開を25分から。

午後2時10分休憩

---

午後2時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第9 議案第10号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

## び運営の基準等に関する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第10号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いします。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第100号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正があったため、所要の条例を制定しようとするものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは通称では地域主権一括法というふうに言われておりましたが、平成23年5月2日に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が同年6月22日に公布されたことによりまして、介護保険法その他関連する法令についても改正が行われました。これらの改正により、従来国において定められていた指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業における人員、設備及び運営に関する基準について、村の条例で定めることとされました。これを受け、村として新たにこれらの基準について条例を制定するものでございます。

地域密着型介護サービスには、一つとしまして定期巡回。随時対応型訪問介護看護。2としまして、夜間対応型訪問介護。3としまして、認知症対応型通所介護。4としまして、小規模多機能型協議会住宅介護。5としまして、認知症対応型共同生活介護。6としまして、地域密着型特定施設入居者生活介護。7としまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。8としまして、複合型サービス。8種のサービスがございますが、榛東村第5期介護保険事業計画では、榛東村が指定するサービス施設では、認知症対応型共同生活介護サービスだけが対象となっております。

ただ、今回条例を制定するに当たりまして、今後のサービス計画変更等も視野に入れまして、地域密着型介護サービスの全てに村の条例で基準を設けさせていただきました。

以下、朗読により説明にかえさせていただきますが、榛東村で実施しているサービスに関連する条文のみ朗読をさせていただきます。

それでは、11ページ、榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例でございます。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時27分休憩

---

午後2時27分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、11ページをお願いいたします。榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例でございます。

（趣旨）第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）第3条 地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者（法第78条の2第4項第1号の条例で定めるものをいう。）は、法人とする。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針）第4条でございます。現在の介護計画で指定施設は榛東村のほうにございませんので、省略をさせていただきます。

12ページをお願いします。

（夜間対応型訪問介護の基本方針）第5条。これにつきましても、現在の介護計画で指定施設がございませんので、省略をさせていただきます。

（認知症対応型通所介護の基本方針）第6号。同条も同様に省略をさせていただきます。

（小規模多機能型居宅介護の基本方針）第7号。これにつきましても、同様により説明を省略させていただきます。

（認知症対応型共同生活介護の基本方針）第8号。これは、榛東村で指定している施設でございま



すので、ご報告をさせていただきます。

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症である者について、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

次に、（地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針）第9条でございます。これも榛東村に指定施設はございませんので、省略をさせていただきます。

次が（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針）第10条。同条も指定施設がございませんので、省略をさせていただきます。

次が（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員）第11条、それから、（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の設備）第12条、それから（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針）第13条。この介護老人福祉施設の関係につきましても、榛東村に施設がございませんので、省略をさせていただきます。

次が14ページをお願いします。

（複合型サービスの基本方針）第14条につきましても、現在の介護計画では指定施設はございませんので、省略をさせていただきます。

次に、（指定地域密着型サービスに関するその他の基準）第15条。第3条から前条まで（ただし、第3条第3項、第11条及び第12条を除く。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第11号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第11号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、説明をさせていただきます。

榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございます。

提案理由でございますが、議案第10号と同様でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、介護保険法の改正があったため、所要の条例を制定しようとするものでございます。

簡単な話というか説明をさせていただければ、第10号は、要介護認定のある方のための条例。議案第11号は、介護認定でなく要支援1、2の方が対象になるための施設の条例ということでございます。

これらの改正によりまして、従来国において定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業における人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、村の条例で定めることとされました。これを受け、村として新たにこれらの基準について条例を制定するものでございます。

地域密着型介護予防サービスには、1としまして、介護予防、認知症対応型通所介護。2としまして、介護予防、小規模多機能型居宅介護。3としまして、介護予防、認知症対応型共同生活介護の3

種のサービスがございます。こちらも榛東村第5期介護保険事業計画で榛東村が指定するサービス施設では、介護予防、認知症対応型共同生活介護サービスだけが対象となっておりますが、こちらの条例も、今回条例を制定するに当たり、今後のサービス計画、変更等も視野に入れまして、地域密着型介護予防サービスの全てに村の条例で基準を設けさせていただきました。

以下、朗読により説明にかえさせていただきますが、先ほど同様、榛東村で実施しているサービスに関連する条文のみ朗読をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

(趣旨) 第1条 この条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、法人とする。

(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針) 第4条。これは該当施設がございませんので、省略をさせていただきます。

17ページになります。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針) 第5条。この条も該当がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)でございます。第6条。指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活、住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事

等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

次に、（指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準）第7条。第3条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令の定めるところによる。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第11 議案第12号 榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第12号 榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、説明をさせていただきます。

榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例について、提案理由でございます。18ページでございます。

新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。これに伴いまして、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために、本条例を制定するものでございます。

この条例につきましては、朗読によりまして説明にかえさせていただきます。

19ページをお願いします。

榛東村新型インフルエンザ等対策本部条例。

（目的）第1条 この条例は、新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する第26条の規定に基づき、榛東村新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条において「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

（会議）第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他村の職員以外の者を会議に参加させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

20ページをお願いします。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌握する。

(雑則) 第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則としまして、この条例は、新型インフルエンザ等特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するということでございます。

参考でございます。法律の施行期日につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するというふうに決められているわけですが、先日、県のほうで会議がありまして、この件について国では、4月中旬までには施行期日を決めたいというような話があったそうでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 新型インフルエンザ等対策本部条例についてを原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 請願・陳情について

○議長(高橋 正君) 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

受理番号1号、渋川広域農村女性ネットワーク会長、岩田八代江氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号2号、第4区区長、三俣哲夫氏、同区長代理、高田清一氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号3号、第3区森田育利氏、中沢孝一氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたしま

す。

暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

---

午後2時51分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、議事日程に追加することに決定いたします。

---

### ◎追加日程第1 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 牧口又一君登壇〕

○議会運営委員長（牧口又一君） 提出理由の説明を申し上げます。

平成24年第4回定例会において、榛東村議会議員定数条例の一部改正により、議員定数を16人から14人に削減したことにより、三つの常任委員会を二つの常任委員会に見直しを行い、委員会機能の強化に充実を図るため、委員会条例の改正を行うものです。

また、平成24年9月5日に公布された地方自治法の一部改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていましたが、改正法により、一つの条文に統合され、委員の選任等に

関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例の改正をあわせて行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

右が現行、左側が改正案でございます。

現行、改正案ともアンダーライン部分が改正となるところです。

第2条中、現行の第1号、第2号のアンダーライン部分を改正案のとおり改め、第3号を削るものです。

第4条第2項の「7人以内」を「6人」に改め、第6条2、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。

3 「特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を加え、現行の第1項から第3項を3項繰り下げ、第4項から第6項とするものです。

2ページの附則をごらんください。

この条例は公布の日から施行し、平成25年4月20日から適用する。ただし、第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行するとしております。

以上で提出理由の説明を終わります。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終決いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎追加日程第2 発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則につ



いてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

[議会運営委員長 牧口又一君登壇]

○議会運営委員長（牧口又一君） 提出理由について説明を申し上げます。

平成24年9月5日に公布された地方自治法の一部改正により、議会制度の見直しが行われ、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、会議規則の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対象表でご説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

現行が右、改正案が左で、アンダーラインの部分が改正となるところです。

目次中、現行の第14章から第17章を改正案のとおり新たに第14章公聴会、第15章参考人の2章を加え、現行の第14章から第17章を2章繰り下げ、第16章から第19章に改めます。

法改正により、第16条及び第69条の現行のアンダーライン部分を改正案のとおり改めるものです。

続いて、改正案に「第14章 公聴会」、「第15章 参考人」を加え、現行の第14章から第17章を改正案のとおり2章繰り下げ、第16章から第19章に改めるものです。

3ページの附則をごらんください。

この規則は公布の日から施行する。ただし、第69条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行するとしております。

以上で提出理由の説明を終わります。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛

成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時1分散会

平成 2 5 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 6 日 (水)

# 平成25年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成25年3月6日（水曜日）

## 議事日程 第2号

平成25年3月6日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第13号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第14号 榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第15号 榛東村道構造条例について
- 日程第 5 議案第16号 榛東村道路標識条例について
- 日程第 6 議案第17号 榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第 7 議案第18号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 8 議案第19号 榛東村村営住宅等整備基準条例について
- 日程第 9 議案第20号 村道の路線認定について
- 日程第10 議案第21号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第22号 榛東村収入印紙等購買基金条例について
- 日程第12 議案第23号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第24号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第25号 榛東村社会教育施設整備基金条例について
- 日程第15 議案第26号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第27号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第17 議案第28号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第29号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第30号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第31号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第32号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第33号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第34号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 24 議案第 35 号 平成 24 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 25 議案第 36 号 平成 25 年度榛東村一般会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	星野勉君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第1回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちにお手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

14番岩田好雄君、1番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 議案第13号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第13号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由をご説明いたします。

村内の中小企業の経営安定を図るため、小口資金融資に係る借換措置期間の延長を行おうとするものでございます。

例規集では1,181ページ、新旧対照表は5ページでございます。

議案集の22ページをお開きください。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表5ページをごらんください。

左が改正案、右が現行となっております、アンダーライン部分が改正となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

現行、「借換の特例」、附則の第2項中、企業債務の融資の申し込み期間を、現行では「平成25年3月31日」を、改正案では「平成26年3月31日」に改めるものです。

また、現行「融資期間の特例」、附則の第5項中、融資を受けた者について、現行では「平成23年度以前」を、改正案では「平成24年度以前」に改め、同じ融資延長期間の申請で、現行「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を、改正案では「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改めるものです。

議案書の22ページに戻りまして、附則です。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

今回の条例改正について、補足説明をさせていただきます。

榛東村小口資金融資促進条例は、県と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、村内中小企業の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進し、村内中小企業の振興を図るものです。

今回は、企業債務の借換に係る申し込み期間を、県では平成26年3月31日までに変更いたしました。また同じく融資期間の特例措置として、平成25年度において引き続き融資期間の延長申請があった場合、3年を超えた期間を限度として融資期間を延長できることで変更いたしました。本村でも同様に今回改正するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◇

◎日程第3 議案第14号 榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案14号 榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由についてご説明いたします。

市民農園の使用料の改定を行い、市民農園の利用促進と利便性の向上を図るためでございます。

例規集では1,179の92ページ、新旧対照表は6ページでございます。

議案書の24ページをお開きください。

榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

以下、新旧対照表の6ページで説明いたします。6ページをごらんください。

左が改正案、右が現行となっております。アンダーライン部分が改正となっております。

それでは、対照表にて説明させていただきます。

現行、別表、区分、1区画（50平方メートル）、使用料5,000円を、改正案では、別表（第9条関係）、区分、1平方メートル当たり、使用料、年額60円に改めるものです。

また、現行の備考欄の「1項、1区画の面積が50平方メートルを超える場合においては、表に定める使用料に10平方メートルを増すごとに1,000円を加算する。2項、同一の利用者が2区画以上を使用する場合においては、1区画につき1,000円を減ずる。3項、使用許可期間が1年に満たない場合における使用料は、月割りによるものとする。この場合において、1月未満の端数は切り捨てるものとする。」を、改正案では1項、2項を削り、「使用期間が1年間に満たない場合における使用料は、月割りによるものとする。この場合において、1箇月未満の端数は切り捨てるものとする。」に改めるものです。

議案書の24ページに戻りまして、附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

今回の条例改正について補足説明をさせていただきます。

市民農園につきましては、平成12年より開園し、農地を持たない近隣の住民の方に家庭菜園的に利

用していただいているところでございます。

また、周辺市町の市民農園の使用料を比較しますと、高い低いはありますが、平均しますと50平方メートル当たり2,730円となっております。村としては、今までの使用料を加味しまして、50平方メートル当たり3,000円にして多くの村民の方に利用していただきたく、今回改正するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5 番南さん。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 5 番南千晴です。

今回の改正案の市民農園の利用促進と利便性の向上を図るためということではありますが、実際今、北原市民農園、榛東村にはあと宮室市民農園と2カ所あると思うんですが、こちらの利用の状況等を、わかりましたら教えていただけますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 現在の使用状況でございますが、両方合わせますと146区画でございます。そのうち使用区画は122区画となっております。パーセンテージで言いますと83.6%ということでございます。

○議長（高橋 正君） 5 番。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 現在の使用状況がわかったんですが、宮室と北原ではどちらのほうが多く利用されているのかという点と、一番多いときにはどのくらいの利用があったのか。最近の傾向と申しますか、ちょっと下がっているのか。それともそのあたりのここ数年の状況もわかりましたら教えてください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 北原のほうが96区画でございます。使用数は79区画でございます。宮室のほうにつきましては、50区画で43区画使用ということでございます。83%ぐらいということでございます。

数年の傾向ということでございますが、今、手元に資料がございませんけども、減少していると。その原因と申しますと、使っている方がもう長く使っていて高齢化しているということだと思いま

す。またあと、新規の方についてが、農地法で言うと、余り言えないんですけども、近くでもっと安く借りられているところがあると。そんなようなことを聞いております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 近年ちょっと減少している状況だということではありますが、今回の改正することによって、確かに利用していただく方がふえればと思いますので、その辺の村民に対する周知とございますか、新規の募集に関して、もしこの条例が通りましたらどのように行っていくのか。教えていただけますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 現在使用されている方については、もちろん継続という形で通知の中に折り込みさせていただきたいと思います。また、村の広報紙、あとはホームページ等に掲載していきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

午前9時12分休憩

---

午前9時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第15号 榛東村道路構造条例について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第15号 榛東村道路構造条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37条及び105号）が成立したことを受け、関係法律である道路法第30条の改正に伴い、榛東村道路構造条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これまで道路構造等の基準については、道路構造令により定められ、全国統一基準として画一的な道路整備が進められてきました。より地域の交通事情に適切に対応できるよう、地域主権改革一括法が成立し、道路法第30条が改正されました。

同条の改正に伴い、都道府県道及び市町村道の一般的、技術的基準につきましては、同法第30条第3項の規定に基づき、設計車両、建築限界及び橋りょうの設計自動車荷重に関するものを除き、当該道路の道路管理者である地方公共団体が定めることになりました。

条文の内容であります。議案書26ページをお開きください。

榛東村道路構造条例第1条から第2条で、本条例を制定する趣旨と、本条例で使用する用語の定義について規定し、第3条から第44条まで、道路の区分、車線等、車線の分離等、路肩、歩道、曲線半径、直線部の片勾配、自由横断勾配、排水施設、交通安全施設などの道路構造の一般的、技術的基準を規定する内容構成となっております。

附則につきましては、本条例の施行日を平成25年4月1日からとするものです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村道路構造条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第16号 榛東村道路標識条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第16号 榛東村道路標識条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、関係法律である道路法第45条の改正に伴い、榛東村道路標識条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号と同様、このたび、地域主権改革一括法が成立したことを受け、道路法第45条は、道路標識等の設置について定めているところではありますが、その改正に伴い、同法第45条第3項の規定に基づき、都道府県道及び市町村道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法について、内閣府令、国土交通省令で定めるところを参酌して、当該都道府県道、または市町村道の道路管理者である地方公共団体が定めることとなりました。

それでは、条文の内容ですが、議案書41ページをお願いいたします。

榛東村道路標識条例。

第1条は本条例を制定する趣旨を規定しております。

第2条では、道路標識の種類及び番号についての規定をしております。

第3条、第4条では、案内標識の寸法について規定しております。

第5条では、警戒標識の寸法について、第6条では、案内標識または警戒標識に附置される補助標識の寸法について規定しているところであります。

附則につきましては、本条例の施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 榛東村道路標識条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第17号 榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第17号 榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに

に伴い、榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

地域主権改革一括法が成立したことを受け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、通称バリアフリー法が改正されたことに伴い、従来バリアフリー法で定められた道路基準について、同法第10条第1項の規定に基づき、特定道路整備基準を定めるために、本条例を制定するものでございます。

条文の内容であります。基本的に国土交通省令で定める整備基準を参酌した内容となっております。

議案書45ページをお願いいたします。

榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例。

第1条から第2条で、本条例制定の趣旨と本条例で使用する用語の定義について規定しております。

第3条から第11条までは、歩道部分で、有効幅員、舗装、勾配、歩道と車道の分離、高さ、横断歩道に接続する歩道等の部分、車道乗り入れ分、排水施設、それぞれの構造を細部にわたり規定しております。

第12条から第17条までは、立体横断施設部分で、立体横断施設、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段、それぞれの構造を細部にわたり規定しております。

第18条から第19条で乗り合い自動車停留所の高さ、ベンチ及び上屋を規定しております。

第20条から第30条までは、自動車駐車場で障害者用駐車施設、障害者用停車施設、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、屋根、便所、それぞれの構造を細部にわたり規定しております。

第31条から第35条までは、移動等円滑化のために必要なその他の施設等で、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設、それぞれ考慮すべき内容について規定しております。

附則については施行期日で、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置としては、2から6までの記載内容となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 榛東村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第18号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第18号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準等を条例で定めることとされたことに伴い、榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

地域主権改革一括法が成立したことを受け、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準等を地方自治体がそれぞれ条例で規定することになりました。

主な規定内容は、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準、特定公園施設の設置に関する基準で、都市公園の設置基準を定めるために、本条例の全部を改正することになりました。

なお、関係条例につきましては、例規集3、1,237ページからになります。

それでは本文の内容でございますが、議案書の15ページをお願いいたします。

榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例。

1条から3条までは、目的、設置、名称及び位置を規定しております。

第4条から第6条までは、都市公園の設置基準を定め、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標



準、都市公園の配置及び規模の基準を規定しております。

第7条から第8条は、公園施設の設置基準、公園施設の建築基準の特例を規定しております。

第9条から第22条までは、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め、一時使用目的の特定公園施設、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板、標識、視覚障害者誘導用ブロックの基準を規定しております。

第23条から第36条までは、現条例の記載事項である行為の制限、許可の特例、目的外利用の禁止、原状回復義務、行為の禁止、利用の禁止又は制限、公園施設の占用許可申請書の記載事項、占用許可の軽易な変更、占用許可申請書の添付書類、占用料、監督処分、届け出、損害賠償、委任は現行どおりとしております。

ここで議案書68ページをお願いいたします。

第36条の下段。この条例は、公布の日から施行するの文言は削除をお願いいたします。大変申しわけございません。

附則につきましては、本条例の施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

別表第3条関係。公園の名称及び位置は、大宮公園から反田公園の7公園でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 課長に一つだけお尋ねをしますけども、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準とあって、第5条ですが、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの面積の標準を5平方メートル以上とするところとあるんですけど、大変わかりが悪いので、もう少し説明をいただくのと、これは7公園あるんですけども、そこに該当して、榛東村でも、例えば住民1人当たり、7公園は、この条例を満たしているんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 第5条関係の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とするということですが、これにつきましては、国土交通省令の都市公園法の参酌した内容となっております。その都市公園法の平均というか参酌の内容で10平米という内容でうたっておりますので、本村もその内容に沿って、今後整備していきたいという内容でございます。

そして、榛東村住民1人当たりの今現在の敷地面積でございますが、2.068平米でございますので、今後この10平米を目指して整備する方向となると思います。

ちなみに、平成25年度計画としては、新井緑地公園整備計画、それと防災広場の整備計画等を計画しておるところでございます。

ちなみに前橋市では、上毛新聞1月17日付によりますと、前橋ではかなり今後公園整備を進めるということで、この住民1人当たりの面積を12.5平米以上とするということが決まったというような新聞記事もございます。ですので、このような面積については、各地方自治体の判断で設置の面積が決められるということでございますが、榛東村においては、国の基準に沿った面積基準ということで、記載内容となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） ここに七つの公園が列記されているんですけど、大宮公園につきまして、ちょっと質問したいんですけど、これが防衛の補助でつくられたので、今までやってみまして、規制が大分あるんですね。例えば樹木を植えるのはだめだとか、いろいろあるんですけど、そういう防衛のものでつくったものと、この管理が出ている関連というですか。その、何というか認識というのをちょっと聞きたいんですけど。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 防衛の補助でつくりましたこの大宮公園から反田公園、これにつきましては、街区公園という位置づけで防衛の補助事業で設置いたしました。その設置の内容につきましては、この都市公園法にのっとった設置基準というもので、この都市公園法に縛りをかけられたということでございます。ですので、いろんな都市公園の設置に関する、そういういろんな規制があると。また、防衛の補助事業を使っていますから、防衛の補助事業のほうの規制もあるということで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） ちょっと難しい話ですけど、管理ということがここへ出ているんですけど、実際管理をしているのは、地元の区の人が、役員が中心でやっているんですけど、実際利用が少なくて負担が大きいという、そういうのが現状なんですけど、できれば村で管理をして、区へ委託という形もとっていただければ楽なんですけど、その辺をちょっと村長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 村に管理をつけて自分でそこを使うというのは、これはだれしも希望するところでございます。しかしながら、先ほど課長のほうからお話ございましたように、防衛補助金の街区公園という位置づけで、しかもそれにはこういうものが条件ですよということで、地域の人たちに了解を得てつくらせていただきました。そのために、今ここでこうだ、ああだということになしに、その趣旨にのっとって、使い勝手を住民の皆さん方とともに手入れをしながら使っていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番善養寺君。

[12番 善養寺 忠君発言]

○12番（善養寺 忠君） うちのほうの反田公園のあれちょっとお話ししたいと思います。

うちのほうはあれですか。班で毎月1回ずつ清掃に出ています。管理はして、あとうちのほうは、管理小屋もあるので、老人の方がグランドゴルフを週に1回ですかね、使っています。いい公園つくっていただきまして、私はありがたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 岸議員、近くにそういう模範的な公園もあるんですって。ひとつそこいらを勉強しながら、地域のために啓蒙してください。お願いします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時36分休憩

---

午前9時36分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時37分休憩

---

午前9時37分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第8 議案第19号 榛東村村営住宅等整備基準条例について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第19号 榛東村村営住宅等整備基準条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 倉持直美君発言]

○建設課長（倉持直美君） 提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、村営住宅等の整備基準を定めるため、榛東村村営住宅等整備基準条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

地域主権改革一括法が成立したことを受け、公営住宅法が一部改正されたことにより、従来国土交通省令で定められた公営住宅等の整備基準につき、公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、村営住宅等の整備基準を定めるために、本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、基本的に国土交通省令で定める整備基準を参酌した内容となっております。

議案書71ページをお願いいたします。

榛東村村営住宅等整備基準条例。

第1条から第2条で、本条例制定の趣旨と本条例で使用する用語の定義について規定しております。

第3条から第5条は、良好な住居環境の確保と村営住宅等を整備する上で考慮、配慮すべき内容について規定しております。

第6条は、建設敷地の位置の選定に際して考慮すべき内容を規定しております。

第7条は、敷地の安全等を確保するために講ずる必要な措置を規定しております。

第8条は、住棟等が敷地内及びその周辺地域の良好な住居環境を確保するために、日照等必要な内容について規定しております。

第9条から第13条は、住宅、住戸及び住戸内において講ずるべき措置等を細部にわたり規定しております。

第14条から第17条は、広場及び緑地、集会所等の共同施設の基準を規定しております。

第18条、本条例の施行に関する必要事項は、別途規則で定める予定でございます。

附則につきましては、本条例の施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） これも一つお聞きしますけども、第2条第1項、法の規定による国の補助に係るものをいう」とあるんですが、村営住宅というのは。今までの村営住宅も国の補助があったんですか。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 今までの村営住宅は、全て国の補助金をいただいて設置してございます。16区の小集落住宅並びに北野、中野、南野住宅、それと下新井の村営の住宅、全て国の補助事業で設置しています。

〔発言する声あり〕

○建設課長（倉持直美君） それは各補助金の内容によって補助率が決まるのでありますので、その内容によって設置されたということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 榛東村村営住宅等整備基準条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第9 議案第20号 村道の路線認定について

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第20号 村道の路線認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） ただいま上程されました議案第20号 村道の路線認定の提案理由について説明申し上げます。

今回、道路法第8条の規定に基づき、路線認定の議決をお願いする路線は3路線でございます。宅地開発に伴うもの2件、高渋バイパスに伴うもの1件でございます。

議案書75ページが路線認定調書及び76ページが路線認定図でございます。これにより説明申し上げます。

路線番号5255、路線名八之海道46号線。起点、大字広馬場字八之海道1353番の3地先。終点、大字広馬場字八之海道1353番6地先の路線でございます。図面は76ページになります。この路線は、一倉製作所の東側でダイワ土地開発により造成された宅地開発地内につくられた道路でございます。延長は62.2メートル、幅員は6メートルでございます。

路線番号5256、路線名立畦14号線。起点、大字新井字立畦2393番5地先。終点、大字新井字立畦2390番1地先の路線でございます。図面は77ページになります。この路線は、高渋バイパス立畦の信

号を西約250メートルの十字路を左に入ったところで、マシモ開発により造成された宅地開発地内につくられた道路でございます。延長は38.9メートル、幅員は4.5メートルでございます。

路線番号5257、路線名川端17号線。起点、大字山子田字川端648番2地先。終点大字山子田字川端651番1地先の路線でございます。この路線は、高渋バイパス大藪交差点につなぐために渋川土木事務所がつくった道路でございます。延長は37.12メートル、幅員は8メートルの路線でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第21号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第21号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） すみません。説明の前に訂正をお願いいたします。

議案書80ページ。2条中以下なんですけれども、（3）号。排水施設、法第2条に規定する排水「設備」となっておりますけれども、「施設」の誤りでした。申しわけありませんでした。

それと、新旧対照表の7ページなんですけれども、同じ箇所では改正案、左側の一番下なんですけれども、排水「設備」を「施設」と訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

それでは、榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、下水道法の改正があったため、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表7ページをお願いいたします。

改正案、左側なんですけれども、アンダーライン部分が改正したものでございます。

目次については、第5章 公共下水道の施設に関する構造基準等（第20条・第21条）に改め、第6章 雑則（第22条―第32条）とし、第7章 罰則（第33条―第35条）に改正をいたしました。

附則。

（趣旨）第1条については、アンダーライン部分、「使用」以下、「並びに施設の構造の基準等」を追加いたしました。

第2条については、（3）「排水施設、法第2条第2号に規定する排水施設をいう。」を追加いたしまして、（4）以下を繰り下げております。

8ページをお願いいたします。

第5章「公共下水道の施設に関する構造基準等」

（排水施設の構造の技術上の基準）第20条。公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準を次のとおりとする。

（1）から（10）まで、排水施設の耐水性、腐食防止材料、耐震性、排水性、マンホール設置等の構造の基準が示されております。

9ページ、下から3行なんですけれども、（適用除外）で、第21条に、仮設及び応急的に設置した排水施設は適用除外としております。

10ページ。第6章以下、雑則。（改善命令）以下の条文が2条ずつ繰り下げとなっております。

13ページ。附則。（施行期日）につきましては、平成25年4月1日から施行となっております。

戻っていただきまして、議案書80ページから82ページにつきましては、同内容となっております。

例規集につきましては、第3巻1,221ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第22号 榛東村収入印紙等購買基金条例について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第22号 榛東村収入印紙等購買基金条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田会計課長。

〔会計課長 岩田健一君発言〕

○会計課長（岩田健一君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

本村に住所を有する者の一般旅券発給申請の受理及び交付等事務が県から村に権限移譲されることとなりました。このため、利用者の利便を考慮し、村が収入印紙等の売り払いを直接行うために、当該基金を設置しようとするものでございます。

なお、パスポートを受け取る際、手数料を収入印紙と県証紙で納めることとなっております。現在、村内におきましては、収入印紙は郵便局、県証紙につきましては農協で販売しておりますが、役場会計課で収入印紙と県証紙を販売し、村民の利便性に寄与するため、当該基金設置の本条例を新たに選定するものでございます。

84ページをお開きください。

条例の説明につきましては、条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村収入印紙等購買基金条例。

（設置）第1条 住民の利便を図ることを目的とし、一般旅券発給事務等に係る収入印紙及び群馬県収入証紙（以下「収入印紙等」という。）の売りさばきの事務を行うため、榛東村収入印紙等購買基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額) 第2条 基金の額は、100万円とする。

2 村長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加し、積み立てをすることができる。

3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積立相当額を増加するものとする。

(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(収入印紙等の購入計画) 第4条 村長は、収入印紙等の売りさばき状況を勘案し、適正な収入印紙等の購入計画を立てなければならない。

(運用益金の処理) 第5条 基金の運用益から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用) 第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分) 第7条 村長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 榛東村収入印紙等購買基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 3 号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第23号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 提案理由の説明を申し上げます。

第3子目以降の保育料免除対象者の拡大を行い、保護者の負担軽減を図るものでございます。

86ページをお願いいたします。

当条例につきましては、例規集の1,319ページから1,320ページにございます。新旧対照表につきましては14ページでございます。

榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例。

榛東村立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、「同一世帯において中学生以下の児童生徒」を「本村に住所を有する扶養義務者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正前の保育料については、なお従前の例によるものでございます。

なお、平成25年度の保育料免除対象園児数につきましては22名でございます。免除額につきましては118万8,000円でございます。ご審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するこ

とに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第 1 3 議案第 2 4 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第24号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 提案理由の説明を申し上げます。

第3子以降の学校給食費を村が負担し、保護者の負担権限を図るものでございます。

議案書88ページをお願いいたします。

榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

当該条例の例規集につきましては、1,325ページから1,326ページにございます。新旧対照表につきましては15ページでございます。

今回の改正につきましては、平成25年度から新たに18歳以下を含めた3子目以降の学校給食費を村が負担するものでございます。

榛東村学級スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。「2 前項の規定による生徒等の保護者にかかる学校給食費のうち、本村に住所を有する扶養義務者が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養している場合の第3子以降の学校給食費は、村が負担する。」

附則としまして、平成25年4月1日から施行し、改正前の学校給食費については、なお従前の例によるものでございます。

なお、平成25年度の対象児童数につきましては幼稚園児が22名、小学校児童が104名、中学生生徒が17名で、合計143名が対象でございます。これに要する村負担額は685万2,600円でございます。ご審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。再開を10時10分から行います。

午前10時2分休憩

---

午前10時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第14 議案第25号 榛東村社会教育施設整備基金条例について

○議長（高橋 正君） 日程第14、議案第25号 榛東村社会教育施設整備基金条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

89ページをそのまま読み上げますので、よろしく願いいたします。

社会教育施設の整備のため、榛東村社会教育施設整備基金を造設しようとするものであります。

内容とすれば、中央コミセンの新設計画がございますので、その基金ということが今回の対象にな

るかと思ひます。平成24年3月補正で5,000万、平成25年当初で5,000万を計上させていただきました。  
それでは、条例を読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、榛東村社会教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置) 第2条 社会教育施設の整備のため、榛東村社会教育施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て) 第3条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理) 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分) 第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り処分することができる。

(繰替運用) 第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は村長が別に定める。附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。慎重審議の上ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番松岡君。

[4番 松岡 稔君発言]

○4番(松岡 稔君) 4条基金のところに、有利な有価証券に代えることができるとありますけども、この有価証券というのは主にどんなものを指すんですか。

○議長(高橋 正君) 会計課長。

[会計課長 岩田健一君発言]

○会計課長(岩田健一君) この条例の管理の関係で、第4条ですね。金融機関への預金その他、最も確実、有利な方法により保管しなければならない。2項で有利な有価証券とあります。有価証券でございますが、国債とか地方債、そういった類いでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 正君) 4番。

[4番 松岡 稔君発言]

○4番(松岡 稔君) 今、国債という話がありましたけど、何年ものの国債とか、そういうのはわ

かりますか。

○議長（高橋 正君） 会計課長。

〔会計課長 岩田健一君発言〕

○会計課長（岩田健一君） 有価証券でございますが、国債ですが、村のほうで国債等有価証券を購入するときの運用の決めがございます。今のところ、5年以上の期間のものは購入できないという決まりになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 榛東村社会教育施設整備基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第15 議案第26号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第15、議案第26号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について。

提案理由ですけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の改正があったため、所要の改正を行おうとするものでご

ございます。

改正内容につきましては、新旧対照表16ページをお願いいたします。

改正案。左側ですが、アンダーライン部分が改正したものでございます。

目次中、第7章 現行、補則（第44条）を、第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第44条―第46条）に改め、第8章 補則（第47条）を追加改正いたしました。

第1章 総則。

（目的）第1条のアンダーライン部分で定める以下を、4行目ですけれども、「とともに、併せて、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」までを改正いたしました。

次の第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第44条―第46条）につきましては、第44条の（布設工事監督者を配置する工事）としましては、（1）「1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は上水方法の変更に係る工事。（2）沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は、配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事」としております。

第45条につきましては、布設工事監督者の資格としては、以下（1）から（9）までの資格として、高等学校から大学院等卒業後の水道に関する技術実務経験年数が規定されております。1年から10年までとなっております。

18ページの第46条については、水道技術管理者の資格として、（1）から（7）までの資格で各学校卒業後の水道に関する技術実務経験年数を6年から10年と定められております。

議案書92ページから94ページにつきましては、同内容となっております。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するとなっております。

例規集としましては、第2巻1,103の163ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに



賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第 16 議案第 27 号 平成 24 年度榛東村一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（高橋 正君） 日程第16、議案第27号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、歳入歳出ともに確定あるいは確定見込みによる補正が主なものとなっております。これを受けて、浮いてきた一般財源を義務教育施設整備基金、社会教育施設整備基金及び財政調整基金に積み立てるものでございます。

96ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款村税、補正額4,888万7,000円、計13億7,341万8,000円。1 項村民税、補正額2,591万8,000円、計6億4,804万7,000円。2 項固定資産税、補正額1,952万7,000円、計6億3,098万6,000円。3 項軽自動車税、補正額15万8,000円、計3,438万5,000円。4 項たばこ税、補正額328万4,000円、計6,000万円。

8 款自動車取得税交付金、補正額500万円、計2,400万円。第1 項自動車取得税交付金、同額でございます。

14 款使用料及び手数料、補正額102万4,000円の減、計3,554万2,000円。1 項使用料、補正額97万9,000円の減、計2,747万3,000円。2 項手数料、補正額4万5,000円の減、計806万9,000円。

15 款国庫支出金、補正額1,145万4,000円の減、計5億3,837万円。1 項国庫負担金、補正額569万4,000円の減、計3億3,917万7,000円。2 項国庫補助金、補正額575万1,000円の減、計1億9,420万9,000円。3 項国庫委託金、補正額9,000円の減、計498万4,000円。

16 款県支出金、補正額598万3,000円、計4億2,879万1,000円。1 項県負担金、補正額152万3,000円

の減、計1億8,144万5,000円。2項県補助金、補正額848万8,000円、計2億2,030万円。3項県委託金、補正額98万2,000円の減、計2,704万6,000円。

17款財産収入、補正額59万7,000円、計6,309万9,000円。1項財産運用収入、補正額1,000円、計5,401万9,000円。次のページをお願いいたします。2項財産売払収入、補正額59万6,000円、計908万円。

18款寄附金、補正額36万円、計130万円。1項寄附金同額でございます。

19款繰入金、補正額834万8,000円の減、計1億5,104万1,000円。1項特別会計繰入金、補正額4,000円、計5,000円。2項基金繰入金、補正額835万2,000円の減、計1億5,103万6,000円。

21款諸収入、補正額491万3,000円、計3,618万8,000円。1項延滞金加算金及び過料、補正額433万5,000円、計613万9,000円。4項雑入、補正額57万8,000円、計2,921万9,000円。

22款村債、補正額190万円の減、計2億7,640万2,000円、1項村債、同額でございます。

歳入の合計でございます。補正前の額48億3,771万8,000円、補正額4,301万4,000円、計48億8,073万2,000円でございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額467万5,000円の減、計8,903万6,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額4,589万1,000円、計7億7,367万6,000円。1項総務管理費、補正額4,632万3,000円、計6億5,240万円。2項徴税費、補正額40万5,000円、計8,672万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額5万5,000円、計2,588万8,000円。4項選挙費、補正額87万8,000円の減、計763万6,000円。5項統計調査費1万4,000円の減、計57万7,000円。

3款民生費、補正額4,637万1,000円の減、計16億3,210万9,000円。1項社会福祉費、補正額1,122万3,000円の減、計9億8,513万6,000円。2項児童福祉費、補正額3,514万8,000円の減、計6億4,614万円。

4款衛生費、補正額2,311万8,000円の減、計3億244万2,000円。1項保健衛生費、補正額2,304万2,000円の減、計1億7,246万5,000円。2項清掃費、補正額7万6,000円の減、計1億2,997万7,000円。

5款労働費、補正額60万円の減、計417万5,000円。1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、補正額42万1,000円の減、計3億7,855万5,000円。1項農業費、補正額46万6,000円、計3億6,517万6,000円。2項林業費、補正額88万7,000円の減、計1,337万9,000円。

次のページをお願いいたします。

7款商工費、補正額168万円、計1,436万3,000円。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、補正額1,808万7,000円の減、計4億935万4,000円。1項土木管理費、補正額14万3,000円の減、計992万2,000円。2項道路橋りょう費、補正額1,523万円の減、計2億4,368万7,000円。4項住宅費、補正額164万6,000円の減、計899万8,000円。5項都市計画費、補正額106万8,000円の減、

計1億4,573万6,000円。

9款消防費、補正額419万6,000円の減、計2億1,820万8,000円。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、補正額9,321万1,000円、計7億4,829万5,000円。1項教育総務費、補正額5,029万6,000円、計1億6,061万5,000円。2項小学校費、補正額257万5,000円の減、計9,541万8,000円。3項中学校費、補正額272万4,000円の減、計1億4,145万8,000円。4項幼稚園費、補正額50万9,000円、計8,776万2,000円。5項社会教育費、補正額4,974万3,000円、計1億2,545万円。6項保健体育費、補正額203万8,000円の減、計1億3,759万2,000円。

12款公債費、補正額30万円の減、計2億6,006万9,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額48億3,771万8,000円、補正額4,301万4,000円、計48億8,073万2,000円でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正、1、追加でございます。左から款、項、事業名、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、10項防災行政無線費、事業名防災行政無線費、金額469万3,000円でございます。繰り越し理由でございます。防災行政無線の販売を開始したところ、計画を超える数量が見込まれ、追加分が年度内に完了できないための繰り越しでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額151万3,000円でございます。繰り越し理由でございます。第1号計画道路の用地買収に当たって、年度内に契約の締結が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

2、変更でございます。表中、左側が補正前、右側が変更後でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤促進事業でございます。金額4,743万8,000円から、6,578万5,000円に変更するものでございます。繰り越し理由でございます。村道御堀2号線及び清水貝戸29号線ほか2路線において、年度内に工事が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越すものでございます。

101ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正、変更でございます。

ふるさと農道緊急整備事業、中央道路等整備事業債の借入限度額の確定を受けての補正となっております。表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。

今回の変更は、借入限度額の補正前の1,520万円から、補正後190万円の減額を受けて1,330万円とするものでございます。

102ページから104ページは歳入歳出事項別明細書でございます。省略させていただきます。

106ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

1番上の枠、1款村税につきましては、1項村民税から次のページの4項村たばこ税まで、収入見込み額の増加に伴う補正でございます。内訳については各目の説明欄をごらんください。1款の村税の補正額の総額は4,888万7,000円となっております。

107ページをお願いいたします。

2番目の枠、8款1項1目自動車取得税交付金、補正額500万円は、エコカー減税に伴う需要増を受けて配分の増加によるものでございます。

109ページをお願いいたします。

一番上の枠から5段目です。15款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額はゼロでございますが、説明欄にあるように、航空機騒音測定観測機更新事業分500万円を減額し、減額分を同調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。

111ページをお願いいたします。

2段目、16款2項4目農林水産業費県補助金、補正額878万円の主なものは、説明欄2段目、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金1,125万円で、国の補正予算（第1号）に伴うものでございます。

112ページをお願いいたします。

一番下の枠、19款1項1目老人保健特別会計繰入金、補正額4,000円は、老人保健特別会計が平成24年度をもって終了することに伴い、同特会の歳入歳出差し引き見込み額を同会計を引き継ぐ本会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、116ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

下の段、2款1項1目一般管理費、補正額91万3,000円の主なものは、次のページ、節欄の2段目、4節共済費97万1,000円で、説明欄にある職員給与費の市町村職員共済組合負担金について、基礎年金拠出分の負担率の変更に伴うものでございます。議会費及び以下各目の4節、共済費の市町村職員共済組合負担金の説明は省略させていただきます。

118ページをお願いいたします。

上から2段目、2款1項6目企画費、補正額49万3,000円の内訳は、18節備品購入費の452万9,000円の減で、説明欄にある航空機騒音測定事業でございます。機器購入のハード部分の減で、航空機騒音データ処理システムというソフトで新基準の検証が可能であることから減額するものでございます。25節積立金500万円は、補助金分の特定防衛施設周辺整備調整交付金を同事業基金に積み立てるものでございます。

この下の枠、8目財政調整基金費、補正額4,509万1,000円は、25積立金で、財源調整を歳出で行うもので、財政調整基金に積み立てるものでございます。

少し飛ばしまして、123ページをお願いいたします。

一番下の枠でございます。3款1項3目障害者福祉費、補正額343万4,000円の減でございます。

125ページをお願いいたします。節欄の上から2段目、23節償還金、利子及び割引料288万2,000円は、説明欄にあるように、障害者自立支援国庫支出金精算還付金193万3,000円で、平成23年度分において、国からの負担金をもらい過ぎていたため、その分を国に返すものでございます。県支出金精算還付金も同様の理由によるものでございます。

下から2番目、7目ふれあい館費、補正額200万円の減は、22節補償、補てん及び賠償金で賃金、社会保険料が減額となったことによるものでございます。

少し飛ばしまして、128ページをお願いいたします。

一番下の枠でございます。4款1項5目環境衛生費、補正額109万3,000円の主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、次のページの上の段の説明欄の一番下、榛東村太陽光発電システム設置整備基金事業費補助金135万7,000円で、補助金申込者の増加見込みによるものでございます。

その下の段、6款1項5目農地費、補正額1,903万3,000円の主なものは、次のページの一番上、15節工事請負費1,941万8,000円で、繰越明許費及び歳入のところで説明した御堀2号線ほか3路線でございます。

133ページをお願いいたします。

7款1項2目商工費、補正額168万円の主なものは、22節補償、補てん及び賠償金248万円で、次のページ、説明欄の補償金は、小口融資損失補償金において2件の代位弁済が生じたことによるものでございます。

少し飛ばしまして、139ページをお願いいたします。

上の段でございます。10款1項2目事務局費、補正額5,029万6,000円の主なものは、次のページの上の段、節欄の一番下、25節積立金5,000万円で、説明欄にある義務教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

143ページをお願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費、補正額5,018万2,000円の主なものは、25節積立金5,000万円で、ご可決いただいた社会教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

146ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。1は特別職でございます。次のページは2は一般職、(1)総括、次のページをお願いいたします。(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。  
○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

午前10時55分休憩

午前11時8分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

107ページ、14款の4目3節の公園使用料なんですけど、ふるさと公園の施設使用料が65万3,000円の減ということで、25%ほど減額になっているんですが、最近ここの施設の利用が年々低下しているわけですが、なぜこれほど大幅な減収になったのか、説明をお願いします。

もう1点。132ページ。8目農業用水管理費、電気料400万の減額。また、施設改修費の大幅な減額となっておりますが、電気料は、効率的な運用をしたがためにこのようになったのか。その要因の説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） まず、107ページ。ふるさと公園の関係の減額ということでございます。金額として65万3,000円の減額ということです。ふるさと公園の関係につきましては、バッテリーカー、それから電車、それとふるさと館の光熱水費、この関係でございます。65万3,000円の内訳は、バッテリーカーが22万円、電車が25万円、ふるさと館の光熱費が18万3,000円の減額ということでございます。4月からずっと使っておりまして、その使用実績見込みによりまして、今回65万3,000円を減額させていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 農業用水維持管理費、11節需用費の電気料ですけれども、これにつきましては、新井揚水機場、長岡揚水機場の契約更新時期が1年延びたことによる減額補正となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 先ほどふるさと公園の使用料の中で、電気料というのが出たんですけど、電気料も使用料の中に含まれるということなんですか。バッテリーカー、電車、こういうものの使用料が減となるわけですが、来場者の減少イコール減となるわけですが、この施設の活性化の検討委員会等もあるわけですが、こういうものがなぜこれほど大幅に落ち込むほどになったのか。食いと

められなかったのか。大幅な減の要因というのは何だか。もう一度そちらをお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 昨年の23年度の主要な成果で、ふるさと公園のミニ鉄道、バッテリーカーの関係については、実績で1万2,861人という実績になっております。今年度、まだ3月の人数が出ておりませんが、3月の見込みを入れますと、1万1,300人ぐらいという見込みでございます。実際には1,561人ぐらい、昨年と比較しますと減少しているということでございます。

それから、電気料の関係につきましては、ふるさと館につきましては、民間の業者に貸しております。電気料の内訳としますと、ふるさと館の電気料、それと主にバッテリーカーですか、これの充電の関係で電気代が出ております。ですから、先ほど申し上げたとおり、バッテリーカー、それからミニ鉄道、この関係についての乗車というんですか。その人間は減ったということでの電気代の減と、それと、実際には借りている事業者の方のほうの電気代が当初の予算よりは減っていると。そんなようなことでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

128ページで、予防接種委託費が1,352万8,000円減額ということなんですが、歳入の部分で、子宮頸がん等の国の補助金のほうの部分のカットがなかったもので、それ以外の予防接種の委託料の減額かなと思うんですが、この減額の中身について説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 予防接種の委託料の減額についてでございますけども、予防接種について、種類はポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、高齢者肺炎球菌、いろんな種類があるわけでございますけども、今回の補正の中で一番大きなウエートを占めているのが日本脳炎の関係でございます。

日本脳炎につきましては、種類としまして、日本脳炎の特例措置積極勧奨ですとか、日本脳炎の特例措置、日本脳炎2期とか、それぞれの種類がございまして、後遺症の関係等で日本脳炎の接種が一時されなかったことがありまして、平成6年の6月1日から平成19年4月1日生まれの方は、6カ月、これは生まれて6カ月から二十歳未満の間、いつでも日本脳炎の定期予防接種を受けることができることになりましたということで、平成23年の5月20日から特例措置が実施されているわけです。この中で対象人員の把握をしたわけですが、実際の接種者がそこまでいかなかったということで、それが大幅な委託料の減額の要因です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 実際の接種者が大幅に少なかったということで、もし接種率等がわかれば教えていただきたいのが1点と、同じく128ページの健康増進事業費ということで、検診の委託料等が減額になっていて、腹部超音波検査料だけが増額ということなのですが、ことしはワンコインでの受診を始めた年だと思いますので、そのあたり、ワンコインにしての受診率向上等、そのあたり、ワンコインの成果というものが見えたのか。そのあたりも含めて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 予防接種の接種率につきましては、率の数字が、数字での数値はあるんですけど、パーセントの数字を今計算してありません。ここに今私が持っております数字でいきますと、ポリオにつきましては、当初見込み数が20に対して実施が7。これ13人の減。それから、風疹、麻疹については、1期から4期まであるんですが、1期が当初見込み150に対して実績が110、2期が145に対して130、それから3期が170に対して155、4期が125に対して110。それから日本脳炎。これが1期、726。これは回数です。それに対して470。それから特例措置で積極的勧奨が310に対して95。特例措置が718に対して155。それから第2期。704に対して95と、ここが大分少なくなっております。それから、高齢者の肺炎球菌が358に対して52と、こんな数字になっております。

それから、健康診断の関係ですけれども、これにつきましては、大きなものは婦人科検診になると思うんですが、これにつきましては、500円の関係で、人数の大幅な増加等ということで、当初予算のときに、検診関係の委託料ですので、不足すると困るということで、多少多目ということは、決して該当者以外まではふえていないですけれども、該当者に対しての実施率をパーセント多目に見ていたということもございます。それに対しての実際受診者が少なかったということだと思います。

それから、前から何度もご説明をしておりますけれども、乳がんの関係が、検診体制が変わったということで、乳がんの視触診の関係、それから、これはそれとは特別関係ないですけど、乳がんの2方向の受診者等が減ったということでございます。

受診数の実績につきまして、私の今の持っている数字で説明をさせていただきますけれども、胃がん検診につきましては、当初見込みに対して、1,100に対して920。それから子宮頸がん、これに対しては、クーポンなんですけれども、当初見込みが150。これはふえておまして、実績が293。子宮頸がんの集団検診につきましては、当初見込みが990だったものが548。それから、乳腺、甲状腺、これはクーポンですが、当初見込み176に対して、実績見込みで60。それから腹部超音波検査。これは当初見込み400に対して804。それから肺がん、これはエックス線ですけれども、2,350に対して1,821。それから喀たん検査というんですかね。これが500に対して185。それから後期高齢者健診は500に対して



399. それから、これが前年度に比較しての実績なんですけども、ほぼおおむねの検査が前年度の実施率をパーセントでは上回っています。ただ、先ほど言った乳がんの関係が若干下回ったのと、それから肺がん検査。エックス線なんですけど、これが理由がはっきりしないんですが、パーセントで若干前年度を下回っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番松岡です。

118ページ。航空機騒音観測事業というところで、機械器具購入費減額になっています、452万9,000円ですか。これについてまた、前からも言っているんですけど、低周波の測定器、それに家屋に対してどのように影響があるか。また村民に対してどのように影響しているか。お答え願います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） その航空機騒音の減額については、先ほども申し上げましたとおり、ソフトで対応できるというものでございます。騒音については特に問題はないと考えております。

ただ、ヘリコプターの振動、低周波の関係につきましては、群馬県防衛施設周辺整備促進協議会において、村長がじかに北関東防衛局局長等に要望等対策をしている次第でございます。また、北関東防衛局の幹部が来庁の節には、その都度要望を申し上げている次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） もう一度繰り返して質問いたします。

家屋に対しても、振動というのは、ヘリコプターが通ると、真下にいるうちはある程度振動しています。それから、何で村民に対して影響があるかということは、やっぱりこの人体に対して多少なりとも、ぐるぐる低周波で振動しているんだから、そういう、まだわからなかったらよく後で調べて、また次の機会に質問しますから調査してください、財政課長。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 過去にアンケートをとったようなことも承知してございますので、調べて後ほど報告させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 131ページなのですが、歳出で、6款農林水産業費の3目ですが、農業振興費。負担金、補助及び交付金で542万3,000円の減額補正ですが、事業確定によるというような説明だろうとは思いますが、この補助金で利用集積交付金、あるいは経営体育成交付金、あるいはその下の事業補助金というのは、この交付金、補助金がこれだけ来なかったというふうであれば、なぜこれだけの減額の来なかった理由を聞かせてください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 131ページの農業経営基盤強化促進の補助金の関係でございます。542万3,000円の減という内容でございますが、説明欄にありますように、利用集積交付金。これにつきましては、平成22年度から新たに始まった事業でございます。貸し手、借り手に対して1反当たり1万円という形で交付金が交付されるという事業で、平成24年度もこの事業が継続されるということで、当初予算では組んだわけでございますが、国の事業の変更によりまして廃止となったことによりましての減額でございます。

それから、その次の経営体育成交付金、これにつきましても、新規就農者、それから認定農業者に対して、新たな施設の建設、それから機械の購入等に対して補助金が出るという形でございます。うちのほうでも3件要望するという形で予算を組んだわけでございますが、実際には1件だけ要望という形で上げさせていただきました。ただ、国の制度自体が、この採択要件がポイント制ということになっておりまして、非常に高いポイントでないとなかなか採択されないということでございまして、実際には不採択となったようなことでございます。その事業につきましては、県の補助事業のほうに振り替えたということで、300万円予定していたんですけども、これを減額させてもらいました。

それから、一番下の農業支援事業補助金でございますが、これにつきましては、当初の事業費より、実際に入札を行いましたら、事業費が下がったということでございまして、その分、これにつきましては、県と村の補助金という形で交付したわけですけども、事業費が確定したことによりまして、182万3,000円を減額させていただいたと、そんなようなことでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 国のほうの事業確定ということなのですが、大変、先ほども言ったポイント制とか、難しいところとか、取り入れづらい金かなというような、感じるわけですけども、こういう事業自体はしっかりと、先ほど言った県のほうにも、そういう代替の補助金的なものがあれば、どんどんそういうのを取り入れて、よく村長が言う、「農家の繁栄なくして榛東村の発展はない」というようなことなんで、ぜひこれはそういうふうにあるのであれば、そういうお金があるのであれば、

どんどん事業として取り入れるようお願いをするということですが、これからもぜひそういうことでやっていただきたいと思いますと思うんですが、課長のご意見を。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 県の事業と国の事業ということでございまして、補助金とか補助率が多少違うわけでございます。ただ、県の補助採択の要件としまして、まずは国が一番だと。国へ申請を上げて、それで不採択になった場合に県が取り上げると。実際に村では同時進行で、国の事案としても上げていますし、県の事業としても上げているわけです。ただ、県の補助採択が、国の事業が不採択になった場合という、そんなような条件がありますので、そういう形で、二度使いという形で補助を上げているということです。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番小野関であります。

129ページ、環境衛生費の19節の負担金、補助及び交付金のところの地球温暖化対策事業の太陽光の補助金であります。先ほどの説明で135万7,000円は申し込み増という説明がありました。24年度に補助をした戸数、また追加になった戸数等、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 正君） 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 24年度の申請件数でございますけれども、2月の末日現在で55件の申請がございます。金額にして1,037万8,000円でございます。それと、今後追加見込みもでございます。そういったことで、最終的には68件の申請を見込ませていただいていると、そういった状況でございます。

○議長（高橋 正君） 3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 原発事故に始まってメガソーラーの発電も村内で開始されました。村の事業もありますが、やっぱり一般家庭、かなりの数を乗せて、榛東村は太陽光発電の村というのもPRできるような状況に持っていくことをお願いして終わります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 132ページ、15節の工事請負費で、農業体質強化基盤整備促進事業というんですけど、この事業の内容を説明お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 工事の内容でございます。まず、御堀2号線、これにつきましては、橋りょうの上部工及びその前後のおよそ100メートルの道路改修工事でございます。それと、ふれあい館東、清水貝戸24号線ほか2路線の農道の改良舗装工事、約350メートルの改良舗装工事でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 農業体質強化整備事業というんですけど、実際農業の、これは水田地帯の道路なんですか。それとも、そういう農業と関連する事業だと思うんですけど、その辺ちょっとお願いします。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） この事業は、平成23年度から創設された新しい事業でございまして、主に耕作道並びに農地と農地を結ぶ農道等の整備の補助事業でございます。主に、最近新聞でも話題になっておりますTPPというような関係で、農家の耕作というか、所得というか、そういうものを向上させるというような事業でございまして、国が55、県が20というような形で75%補助という、大変有利な補助事業ということの内容でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 100ページお願いします。

100ページで、防災無線のことなんですが、この事業は立ち上がったばかりなので、いろいろと予算組み等は大変なのはわかりますが、立ち上がりに500台を購入予定と、このように立ち上がりまして、先ほどの課長の説明で、ちょっと私がこれ聞き損なったんですが、思いのほか多かったか、少なかったかというようなので、このようになりましたというような、ちょっと、私はそのように、理解できにくかったものですから、再度具体的な説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災無線につきましては、現在、ナンバー21からナンバー230まで、2月25日現在なんですけど、出しております。そうすると210台なんですけども、その内訳的には、販売が196台、貸与しているのが1台、2週間程度。返却が13台。うち3台は返還、お金を返す予定で

ございます。要するに13台は故障という形で、210台今のところ、2月25日現在では出ております。

それで、500台頼んだんですけども、もう今後追加等があっても、すぐに発注から生産まで日数がかかるということで、1月末現在の世帯数が5,301世帯あります、榛東村に。1,000台ぐらいは置いておかないとまずいかなという関係で、今回補正、繰り越しを明許して、契約だけして、実際来るのが来年、平成25年度になるということで繰り越しさせていただきました。

以上ですけど。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） ということは、1,000台分を予定したので、この部類が繰越明許となりますと、こういう捉え方でよろしいんですかね。

次に、同じ関連なんですけど、118ページ。同じく防災行政無線費なんですけど、この貸与備品費で、これはどのような対応というんですかね。これは貸与というのは、どのような状況で貸与しているのかというのをちょっと伺いたいんですが。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これは防災ラジオのことなんですけども、防災ラジオを2週間程度貸与ということで、その後、よければ買ってもらうということで、一応貸与備品ということで、これは防災ラジオのことです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 確かにこれは防災ラジオだと思いますが、1週間程度貸与するというのは、一応それで補正を120万ほど組んでいるんですが、これはどういう流れになっちゃったのかなという。貸与というのは、1週間ぐらいでまた回収するのであれば、それまた別に貸与する場合には、それを貸せるのかなという。ずっと長い間の貸与だったのかなというように感じるんですが、今の説明では、1週間とか10日でまた回収するというような話で。

それと、3問目になっちゃうので。現在、では、貸与している数、大体でよろしいんですが、どのくらい貸し出して、回収はしたんだけど、また貸し出すんだとか、そのようなところが具体的にわかりましたら、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 基本的にこの貸与というのは、先ほども申しましたように、2週間程度貸して、よかったら買ってもらうということなんですけど、実際問題として、窓口では、貸与しない

でも即買いますよというのがほとんどなんです。2月25日現在なんですけど、その日で調べたときは、1台だけ貸与ということになっております。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午前11時39分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 120万2,000円のこの金額につきましては、当初500台を予定していたわけなんですけども、それが1,000台にするということでございます。それで、当初は単価ももっと、1万5,000円ぐらいの単価で多分、予算計上したと思うんですけども、その差額と、今回あと500台、要するに買うための不足額でございます。そういうことでいいですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時40分休憩

---

午前11時40分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災無線の当初の予算を貸与備品という形でとってありますので、そのところにさらに不足分の額を乗せたものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） その予算組んでいるというのはわかるんですけども、先ほどもちょっとよそからの声も入っていますけども、繰越明許を四百何万も繰り越すのであれば、それをこちらに融通できるんじゃないかなと。

それと、先ほどの課長の話では、貸与台数は1台しか貸していないというのに、そこにまたこれだけ組むというのは、これがちょっと納得できないところなんですけども、そのところの説明を求めたいと思います。それで私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 当初の予算で一応ラジオは貸与備品というような形でとってあります。そういう項目がね。それで一応500台と。1万5,000円ぐらいの予算をとってあったんですけども、かなり安く買えたと、入札によって。それによって差額が生じました。そしてなおかつ、公的な機関に、今の状態でいくと配付するのに足りないというふうな状況が出てきましたので、さらに500台買いたいと。残った予算と、今回補正してもらった予算を足して500台を追加したいというふうなことで、こういうふうな形になっています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この120万2,000円と、残った備品がありますよね、当初の500台買って入札残というか、予算より。その合わせた額を次の年度に、400を来年度に繰り越したいと、そういう意味でございますけど。

〔「何で1台しか貸与していないのにここで100万もまた」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 言葉のあれだと思うんですけども、初回に上げた項目がこの貸与という関係で、前のは500台掛ける1万5,000円という項目で上げてきてあるものですから、それに付随する案件であるので、今回も貸与ということをご理解をさせていただきたいなというふうに思います。前回そういうとり方をしてあったんで、その項目に追加をするということであるものですから、今回もその貸与備品ということで上げさせていただいているということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

---

午前11時48分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 129ページの先ほどの小野閣議員の関連質問なんですけども、太陽光システム、この補助金を使って今までで何件ぐらいの件数が上げたのか。24年、今までの、全部。過去のこの補助金を使って、何件あるのか。

それとあと、123ページの福祉タクシー利用の70万7,000円減額。それと、今のこの福祉タクシーの

利用状況のことをちょっと聞きたいんですけど、お願いします。

○議長（高橋 正君） 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 太陽光発電システムの補助金の過去からの補助の累計件数ということでございますけども、先ほど申しあげました24年度の2月末日現在で申しあげますと、累計で236件。また補正後の見込みを含めると、249件を見込んでおるという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 福祉タクシーのことですが、24年度当初予算を計上する際に見込んだ状況と、現在の状況を見ますと、利用者は見込みより多いんですが、1人当たりの利用枚数は見込みより少ないという状況があります。

しかし、タクシー券発行枚数につきましては、11月末現在で8,260枚、前年同月末5,510枚と比べて1.5倍程度ふえておりますので、23年度よりも24年度のほうが利用をいただいていると解釈されます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 126ページです。負担金、補助及び交付金のところで、その他負担金、管外保育負担金のところで、保育負担金も含めて減額になっているんですけども、管外の保育園に榛東村の保育をお世話になっているという、その件数が何件で、そして今回、この減になった分の件数というか、何件なのでしょう。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 最初に、管外保育負担金の282万6,000円の減につきましては、主な要因につきましては、乳幼児、あと1、2歳児、それぞれ12カ月見込んだ対象者が、3カ月で退所をしたと。転出等によっていなくなったのでその分を減額しております。

次に、保育費負担金ですが、北部保育園、中央保育園、南部保育園それぞれで、1歳児、2歳児が、例えば北部保育園でしたら、当初418人月見込んでいたのが、371人月で47人月マイナスになったとか、そういうのが結構ありまして、その関係で1,638万2,000円という金額が減額するような形になったわけです。当初見込みよりも実績のほうが大分減ってしまったというのが大きな要因となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。



[6番 柳田キミ子君発言]

○6番(柳田キミ子君) その動きから、何というか、わかることというのは、例えば、保育園に預ける乳児自体が減少してきているとか、そういうふうなこともあるのでしょうか。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 乳児及び1歳から2歳児の関係で減った要素は、三つの保育園で100人月ぐらい減っております。12で割るとその実数になるんですけども、月単位でカウントしておりますので、おおむね100人月割る12ですから、8人ぐらいが見込みより減ったと解釈していただけるとよろしいかと思えます。

また、その低年齢児のほう負担金が結構大きいので、そのランクで動きますと、非常に補正幅が大きくなるというふうになっております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 6番。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番(柳田キミ子君) 今の内容は、榛東にある北部、南部、中央、その三つの保育園に関してだと思んですけど、榛東村外の保育園にという、保育所に頼んでの負担金というのは一切ないのでしょうか。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 実際、榛東村に住んでいて、他の自治体の保育園に頼んでいるというのはあります。今回の中ではないと思いましたが、実態としてはありますので、ちょっと予算的にはどこから出ているかというのは、ちょっと今確認できないんですけど、実態としてあります。

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 平成24年度榛東村一般会計補正予算(第11号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時より行います。

午前11時55分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第17 議案第28号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

○議長（高橋 正君） 日程第17、議案第28号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号) を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号) についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入については交付金等の確定及び確定見込みを受けてのもの。歳出  
についても事業の確定及び確定見込みを受けてのものでございます。

議案書の150ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款国民健康保険税、補正額3,090万9,000円の減、計4億8,132万6,000円。1 項国民健康保険税、  
同額です。

3 款使用料及び手数料、補正額2万7,000円、計2万8,000円。1 項手数料、同額です。

4 款国庫支出金、補正額4,362万5,000円の減、計4億2,432万9,000円。1 項国庫負担金、補正額  
4,369万円の減、計3億2,040万5,000円。2 項国庫補助金、補正額6万5,000円、計1億392万4,000円。

6 款前期高齢者交付金、補正額718万8,000円、計2億4,961万9,000円。1 項前期高齢者交付金、同  
額です。

7 款県支出金、補正額176万9,000円、計8,403万2,000円。1 項県負担金、補正額63万6,000円、計

1,040万4,000円。2項県補助金、補正額113万3,000円、計7,362万8,000円。

8款共同事業交付金、補正額441万7,000円の減、計2億3,021万8,000円。1項共同事業交付金、同額です。

10款繰入金、補正額203万6,000円の減、計9,711万3,000円。1項他会計繰入金、補正額203万6,000円の減、計9,711万2,000円。

12款諸収入、補正額373万8,000円、計561万7,000円。1項延滞金、加算金及び過料、補正額360万円、計523万2,000円。4項雑入、補正額13万8,000円、計38万3,000円。

歳入合計、補正前の額18億5,399万2,000円、補正額6,826万5,000円の減、計17億8,572万7,000円でございます。

続きまして、151ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款保険給付費、補正額2,523万5,000円の減、計11億8,850万9,000円。1項療養諸費、補正額1,998万5,000円の減、計10億3,609万9,000円。2項高額療養費、補正額600万円の減、計1億4,060万円。5項葬祭諸費、補正額75万円、計200万円。

6款介護納付金、補正額379万円の減、計9,060万8,000円。1項介護納付金、同額です。

7款共同事業拠出金、補正額239万2,000円の減、計1億7,999万5,000円。1項共同事業拠出金、同額です。

8款保健事業費、補正額235万円の減、計1,655万9,000円。1項特定健康診査等事業費、補正額250万円の減、計1,330万9,000円。2項保健事業費、補正額15万円、計325万円。

9款基金積立金、補正額3,449万8,000円の減、計7,000万1,000円。1項基金積立金、同額です。

歳出合計、補正前の額18億5,399万2,000円、補正額6,826万5,000円の減、計17億8,572万7,000円でございます。

153ページから154ページの歳入歳出事項別明細（総括）の説明は省略をさせていただきます。

156ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、補正額4,295万4,000円の減。内訳につきましては、節のとおりでございます。

同じく2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額は1,204万5,000円。内訳につきましては、節のとおりとなっております。

157ページ、上の枠でございます。

4款1項1目療養給付費負担金、補正額4,432万6,000円の減。これは寄附に対する負担割合の変更と給付費の減額によるものでございます。

高額医療費共同事業交付金、補正額634万4,000円は、同交付金の確定によるものでございます。

下の枠をお願いいたします。

6款1項1目後期高齢者交付金、補正額718万8,000円。過去の実績によりまして、国保連合会より金額が算定され、交付されたものでございます。

158ページをお願いします。2段目になります。

7款2項1目県補助金、補正額113万3,000円、前年度実績が確定したことによりまして、県から金額が示されたことによる補正でございます。

次、8款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額333万5,000円。これも国保連合会から給付実績見込みによりまして当年度額確定を受けたものでございます。同じく2目保険財政共同安定化事業交付金。補正額775万2,000円の減。これも同様に同交付金の確定によるものでございます。

次に、その下の枠になります。

10款1項1目6節特定健診の繰入金、補正額は290万4,000円の減。これは特定健診事業の確定見込みによる一般会計からの繰り入れ額の減でございます。7節その他一般会計繰入金、福祉医療費削減分ということで、補正額が86万8,000円。これは前年度の実績によりまして繰り入れ額が確定になったことによるものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額が2,698万5,000円の減、給付費の実績推計による減額でございます。2目退職被保険者等療養給付費、補正額700万円は、保険給付費のこれも実績推計による増額でございます。

次に、162ページをお願いします。

2款2項高額療養費、1目1,000万円の減額。2目が400万円ですが、それぞれ給付実績に基づく推計による補正でございます。その下の枠、2款5項1目葬祭費、補正額75万円。本年度当初25件分で予定をしておりましたが、補正の算定期間、既に24件が支出をされておりまして、その後1月中に5件の申請が予定をされていたということで、今回補正をさせていただくものでございます。

6款1項1目介護納付金、補正額379万円の減。これは支払基金からの請求額の確定によるものでございます。

下段になります。7款1項1目高額医療費拠出金、補正額が173万9,000円。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額が413万1,000円の減は、それぞれ国保連合会からの金額確定通知による補正でございます。

次に、164ページをお願いします。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額250万円の減は、13節の委託料で受診者数が当初見込みより減少する予定になったもので補正をさせていただくものでございます。

下段になります。9款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額が3,449万8,000円の減。これは23年度の決算によりまして、9月に基金積立金を増額補正させていただきましたが、今回の補正によりまして、歳入歳出予算の不足金額を基金積立予定額から充当させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第28号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時12分休憩

---

午後1時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

今、子育て・長寿支援課長のほうから、何か訂正があるという申し込みがあったので、ちょっとその説明をお願いします。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 答弁の訂正をさせていただきます。

午前中、柳田議員さんから質問された、村内の方が村外の保育園に預けていることについて、実態があるものの、予算的にはわからないと答弁してしまいましたが、それ自体が管外保育ということで、予算的には議案書126ページにあります管外保育負担金のことでした。今回、当初予算額866万9,000円から282万6,000円を減じる補正です。現時点で管外保育している子供は9人です。

以上、訂正させていただきます。すみませんでした。

---

◎日程第18 議案第29号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 正君） それでは、日程第18、議案第29号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入は保険料の徴収実績によるもの、また負担金の確定見込みを受けたものでございます。歳出につきましては、特別会計の事務費確定見込み及び広域連合の負担金の確定見込みを受けてのものでございます。

議案書の167ページをお願いいたします。第1表 入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、補正額113万5,000円、計6,529万1,000円。1項後期高齢者保険料、同額です。

3款の繰入金、補正額161万8,000円の減、計3,499万1,000円。1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億77万4,000円、補正額48万3,000円の減、計1億29万1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額21万円の減、計338万1,000円、1項総務管理費、補正額21万円の減、計182万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額27万3,000円の減、計9,670万8,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億77万4,000円、補正額48万3,000円の減、計1億29万1,000円でございます。

170ページ、171ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の説明は省略をさせていただきます。

173ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明申し上げます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額83万5,000円の減、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、補正額197万円は徴収実績によるものでございます。

3款1項1目事務費等繰入金、補正額71万6,000円の減は、事務費の確定見込みにより減額をするものでございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金、補正額90万2,000円の減は、保険基盤安定制度県負担金の確定見込みによりまして、村分を4分の1、県分4分の3を減額するものでございます。

175ページお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節の委託料21万円の減、委託業務確定見込みによる減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額27万3,000円の減の主なものは、19節の負担金、補助及び交付金の説明欄の広域連合事務費負担金50万7,000円の減でございますが、広域連合の事務費の確定見込みによるものでございます。

その他負担金、保険料等負担金、補正額23万4,000円は、徴収保険料、保険基盤安定負担基金繰入負担金歳入の確定に伴う広域連合負担金の増額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第19 議案第30号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（高橋 正君） それでは、日程第19、議案第30号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

介護保険の補正につきましても、歳入は介護保険料の歳入確定見込みによるもの、給付費の確定見込みによる国庫支出金、支払基金交付金等の確定見込みを受けたものでございます。歳出は、保険給付費等の確定見込みによるものでございます。

それでは、議案書の177ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款保険料、補正額160万2,000円、計1億9,395万9,000円。1項介護保険料同額でございます。

3款国庫支出金、補正額439万7,000円の減、計2億318万8,000円。1項国庫負担金、補正額200万2,000円の減、計1億5,597万円。2項国庫補助金、補正額239万5,000円の減、計4,721万8,000円。

4款支払基金交付金、補正額792万9,000円の減、計2億5,193万5,000円。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、補正額50万8,000円、計1億4,061万1,000円。1項県負担金、補正額55万2,000円、計1億3,280万2,000円。2項県補助金、補正額4万4,000円の減、計780万9,000円。

7款繰入金、補正額28万8,000円、計1億3,367万円。1項一般会計繰入金、補正額28万8,000円、計1億3,660万9,000円。

9款諸収入、補正額15万8,000円、計17万2,000円。3項雑入、補正額15万8,000円、計16万1,000円。

歳入合計、補正前の額9億4,639万3,000円、補正額977万円の減、計9億3,662万3,000円でございます。

次に、178ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額29万5,000円、計1,946万6,000円。1項総務管理費、補正額13万6,000円の減、計762万9,000円。3項介護認定審査会費、補正額43万1,000円、計1,050万2,000円。

2款保険給付費、補正額30万円、計8億9,329万3,000円。1項介護サービス等諸費、補正額130万円の減、計8億1,352万5,000円。2項介護予防サービス等諸費、補正額40万円、計3,251万円。3項高額介護サービス等費、補正額160万円の減、計1,361万8,000円。5項特定入所者介護サービス等費、補正額280万円、計3,030万2,000円でございます。

次に、3款地域支援事業費、補正額35万7,000円の減、計1,334万4,000円。1項介護予防事業費35



万7,000円の減、計273万6,000円。

4款基金積立金、補正額1,000万8,000円の減、計414万5,000円。

歳出合計でございます。補正前の額9億4,639万3,000円、補正額977万円の減、計9億3,662万3,000円でございます。

180ページ、181ページの歳入歳出事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

183ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明を申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額160万2,000円。1節の特別徴収費、補正額が259万1,000円、2節普通徴収、補正額98万9,000円の減は、保険料の徴収実績見込みによるものでございます。

3款1項1目の介護給付費負担金、補正額200万2,000円の減は、負担金の確定見込みによるものでございます。

次に、3款2項1目調整交付金、補正額230万6,000円の減は、介護給付費の確定見込みによる減額でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額778万6,000円の減。これも介護給付費の確定見込みによる減額でございます。

次、184ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額55万2,000円は、現年度分でございます。県負担金の確定見込みによるものでございます。

一番下の枠になります。7款1項一般会計繰入金でございますが、主なものについてご説明を申し上げます。

2目事務費一般会計繰入金、補正額29万5,000円は、歳出での認定審査等費におきまして、平成25年度からの対応の認定ソフトの導入が厚生労働省のほうから急遽提案をされたことによりまして、システム改修が必要になるための委託料の増額をお願いするものでございます。

185ページ。9款3項3目雑入、補正額15万8,000円は、渋川認定審査会設置負担金23年度分の精算の還付でございます。

187ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款3項1目認定審査等費、13節委託料、補正額36万6,000円は、先ほど説明しましたシステム改修委託料でございます。

188ページをお願いいたします。2款保険給付費の補正につきましては、平成24年の4月から12月までの給付実績の中で最高値、その月の中の最高値の給付額に2%の伸びを1月から3月までの3カ月間に見込ませていただきまして、過不足を補正計上させていただいております。

まず、2款1項介護サービス等諸費、計、補正額でちょうど130万円の減でございます。下の枠に

なりますが、2款2項介護予防サービス等諸費、これも計の欄になります補正額で40万円。

189ページ、2款3項高額介護サービス等費、補正額160万円の減、2款5項特定入所者介護サービス等費、補正額280万円でございます。

190ページをお願いします。3款1項2目介護予防事業二次予防事業費、13節の委託料、補正額35万7,000円の減になります。これは生活機能評価健診委託料の中の対象者把握調査委託料が入札により金額が確定したことによる減額でございます。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,000万8,000円の減は、国民健康保険特別会計と同様に、23年度決算によりまして、基金積立金を増額補正させていただきましたが、今回の補正による歳入歳出予算の不足金額を基金積立予定額から充当させていただくものでございます。

参考でございますが、介護保険特別会計も残りの基金414万円は、1月中に既に基金として積み立てさせていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 君） 全員賛成です。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩します。

午後1時31分休憩

---

午後1時31分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第20 議案第31号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補

## 正予算（第2号）

○議長（高橋 正君） 日程第20、議案第31号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末を控え、確定あるいは確定見込みが主となっております。

議案書の192ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款諸収入、補正額14万円の減、計1,585万9,000円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、補正前の額2,458万6,000円、補正額14万円の減、計2,444万6,000円。

続きまして、193ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款公債費、補正額14万円の減、計2,432万2,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額2,458万6,000円、補正額14万円の減、計2,444万6,000円。

195ページから196ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、198ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

3款諸収入、1項1目貸付金元利収入、補正額14万円の減。内訳でございます。1節貸付金元金回収金25万3,000円の減、以下、2節については元金の滞納繰越分、3節につきましては利子の現年度分、4節につきましては、利子の滞納繰越分でございます。説明欄にあるとおり、確定見込みによる補正となっているものでございます。

続きまして、200ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金。補正額10万5,000円の減、これにつきましては、確定による減額をさせていただくものでございます。

2目利子3万5,000円の減。これについても、同様の理由による補正でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第21 議案第32号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（高橋 正君） 日程第21、議案第32号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度事業の事業費確定見込みによる補正でございます。

議案書202ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額585万8,000円、計1,693万4,000円。1 項負担金、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額4,382万7,000円の減、計1 億1,300万円。1 項国庫補助金、補正額、計と

も同額です。

4 款県支出金、補正額170万円の減、計130万円。1 項県補助金。補正額、計とも同額です。

5 款繰入金、補正額8万円、計1億2,421万3,000円。1 項繰入金、補正額、計とも同額です。

8 款村債、補正額1億890万円の減、計1億5,640万円。1 項村債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額5億9,796万9,000円、補正額1億4,848万9,000円の減、計4億4,948万円。  
続きまして203ページ、歳出です。

1 款総務費、補正額3万8,000円の減、計519万2,000円。1 項総務費、補正額、計とも同額です。

2 款建設費、補正額1億4,122万3,000円の減、計3億168万円。1 項建設費、補正額、計とも同額  
です。

3 款管理費、補正額722万8,000円の減、計2,433万5,000円。1 項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額5億9,796万9,000円、補正額1億4,848万9,000円の減、計4億4,948万円。

204ページ、第2表 地方債補正。事業費確定見込みによる補正です。合計欄、右側ですが、  
一番下、1億5,640万となっております。

206ページ、207ページの歳入歳出予算額事項別明細書総括については、同額のため、説明を省略さ  
せていただきます。

続きまして、209ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

1 款1 項1 目受益者負担金、補正額585万8,000円、計1,693万4,000円。1 節現年度分681万8,000円。

2 節過年度分96万円の減、計、同額です。

3 款1 項1 目国庫補助金、補正額4,382万7,000円の減、計1億1,300万円、1 節国庫補助金、汚水  
処理交付金減額です。計、同額。

4 款1 項1 目県補助金、補正額170万円の減、計130万円、1 節県補助金、内訳、公共分130万円の  
減、特環分が40万円の減です。計、同額。

5 款1 項1 目一般会計繰入金、補正額8万円、計1億2,421万3,000円、計等も同額です。

210ページをお願いいたします。

8 款1 項1 目下水道事業債、補正額1億890万円の減、計1億5,640万円。内訳、流域下水道債270  
万円の減。特定環境保全事業債、1,250万円の減。公共下水道事業債9,370万円の減、計とも同額です。

212ページ、歳出です。

1 款1 項1 目総務費、補正額3万8,000円の減、計519万2,000円。

2 款1 項1 目建設費、補正額1億4,122万3,000円の減。計3億168万円。主なものは13節委託料544  
万8,000円の減。委託料減額補正につきましては、測量設計委託事業費確定見込みによる補正でござ  
います。

15節工事請負費1億3,062万5,000円の減。工事請負費につきましては、社会的要因と現場状況によ  
る計画変更による減額です。特定環境保全地域につきましては、23年度に測量設計委託業務がなされ

ていなかったために、詳細が未確定であり、掘削深さ等で設計額との差額が生じていたことによる減額補正です。

管路工事におきましては、全体で工事延長が800メートルほど、計画変更により次年度に変更したことによる減額補正となっております。変更の内容につきましては、工期内完成延長計画といたしました。今年度工事につきましては、学校周辺及び及び周辺工事において工事が集中してしまうことから、通学路の確保及び通院入口の確保等から、次年度へ一部計画変更による対応といたしました。舗装本復旧工事につきましては、県道水沢足門線周辺を今年度は実施いたしました。南、北小学校周辺につきましては、消費税の駆け込み需要による住宅開発等を考慮して、次年度以降に計画変更調整を図ったことによる減額補正となっております。19節負担金、補助及び交付金260万8,000円の減、22節の補償、補てん及び賠償金262万5,000円の減、計、同額。

213ページですけれども、3款1項1目管理費、補正額722万8,000円の減。計2,433万5,000円。主なものにつきましては、13節委託料61万6,000円の減。

214ページ、19節負担金、補助及び交付金655万8,000円の減。流域下水道事業維持管理負担金の精算見込みによる減額です。補正額、計とも同額です。

215ページは給与費明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第33号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第4号）

○議長（高橋 正君） 日程第22、議案第33号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、事業費確定見込みによる補正でございます。

議案書217ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

2款使用料及び手数料、補正額149万5,000円の減、計2,451万4,000円。1項使用料、補正額、計とも同額です。

3款繰入金、補正額295万7,000円の減、計8,998万3,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正前の額1億2,255万6,000円、補正額445万2,000円の減、計1億1,810万4,000円。

218ページをお願いします。歳出です。

1款総務費、補正額1,000円の減、計764万円。1項総務費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額445万1,000円の減、計3,413万5,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正前の額1億2,255万6,000円、補正額445万2,000円の減、計1億1,810万4,000円。

220ページ、221ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）については、同額のため説明を省略させていただきます。

223ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

2款1項1目下水道使用料、補正額149万5,000円の減、計2,451万4,000円。1節現年度分152万2,000円の減。内訳は長岡地区水道使用料51万8,000円の減と、広馬場地区下水道使用料100万4,000円の減。計とも同額です。

3款1項1目繰入金、補正額295万7,000円の減、計8,998万3,000円。内訳は一般会計繰入金です。計とも同額です。

225ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目総務費、補正額1,000円の減、計764万円。

2款1項1目管理費、補正額445万1,000円の減、計3,413万5,000円。内訳は7節賃金52万7,000円

の減、11節需用費146万8,000円。内訳は電気料88万7,000円の減。

226ページをお願いいたします。

12節役務費26万9,000円の減、13節委託料113万4,000円の減。内訳は施設管理委託料88万4,000円の減と、その他委託料29万円の減です。15節工事請負費94万7,000円の減。19節負担金、補助及び交付金10万6,000円の減。

歳出合計、補正前の額3,858万6,000円、補正額445万1,000円の減、計3,413万5,000円。

227ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第23 議案第34号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（高橋 正君） 日程第23、議案第34号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。



[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、給食センター維持管理費及び運営費の確定、また確定見込みにより減額を行うものでございます。

議案書229ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款繰入金、補正額181万3,000円の減、計6,358万円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額、1億4,858万5,000円、補正額181万3,000円の減、計1億4,677万2,000円。

230ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額181万3,000円の減、計6,375万9,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,858万5,000円、補正額181万3,000円の減、計1億4,677万2,000円。

231ページから232ページは事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に、235ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、237ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

11節の需用費から238ページ、27節公課費まで、確定または確定見込みにおきまして、いずれも減額するものでございます。

239ページは、給与費明細書ですが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 2 4 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（高橋 正君） 日程第24、議案第35号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、事業費確定見込みによる補正です。また、4条予算の資本的収入及び支出につきましても、事業費確定見込みによる補正となっております。

それでは、議案書242ページをお願いいたします。

補正予算（第4号）の実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうちの収入でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1 款水道事業収益、補正予定額6,057万円の減、計2億6,429万7,000円。1 項営業収益、補正予定額902万円の減、計2億5,051万円。1 目給水収益、補正予定額920万1,000円の減、計2億4,836万9,000円。2 目その他営業収益、補正予定額18万1,000円、計214万1,000円。2 項営業外収益、補正予定額244万9,000円、計1,378万4,000円。1 目受取利息及び配当金、補正予定額6万5,000円の減、計418万1,000円。2 目消費税等還付金、補正予定額30万3,000円の減、計2万1,000円。3 目雑収益、補正予定額281万7,000円、計946万6,000円。3 項特別利益、補正予定額1,000円、計3,000円。1 目過年度損益修正益、同額です。

243ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款水道事業費用、補正予定額240万7,000円の減、計2億5,996万8,000円。1 項営業費用、補正予定額222万9,000円の減、計2億4,716万7,000円。1 目原水及び配水費、補正予定額58万2,000円の減、

計6,763万円。2目配水及び給水費、補正予定額117万9,000円の減、計4,644万4,000円。3目総係費、補正予定額26万3,000円の減、計2,631万6,000円。4目減価償却費、補正予定額20万5,000円の減、計1億576万7,000円。2項営業外費用、補正予定額17万8,000円の減、計1,148万円。1目支払利息、同額。

244ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。244ページをお願いいたします。

1款資本的収入、補正予定額352万5,000円の減、計900万円。1項企業債、補正予定額300万円の減、計700万円。1目企業債同額。

3項工事負担金、補正予定額52万5,000円の減、計200万円。1目工事負担金、同額。

次に、245ページ、支出です。

1款資本的支出、補正予定額575万9,000円の減、計6,567万1,000円。1項建設改良費、補正予定額575万9,000円の減、計4,123万5,000円。2目建設改良費、補正予定額575万9,000円の減、計4,060万1,000円。

次の246ページから249ページの説明につきましては、収入、支出とも実施計画書と同額となっております。

250ページは給与費明細書でございますから、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第25 議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第25、議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算は、本日は上程議案の提案理由の説明までとし、質疑、討論、採決は8日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第25、議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算は上程議案の提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は8日に行います。

日程第25、議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度の一般会計当初予算につきましては、総額49億5,710万円でございます。前年度当初予算に比べますと金額で3億550万円、率にして6.6%の増でございます。

なお、説明につきましては、本予算書並びに別冊の平成25年度当初予算概要説明書で説明させていただきます。

初めに、予算書の5ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 款村税13億5,683万2,000円、1 項村民税 6 億3,806万5,000円、2 項固定資産税 6 億2,748万5,000円、3 項軽自動車税3,466万6,000円、4 項村たばこ税5,661万6,000円。

2 款地方譲与税7,800万円、1 項地方揮発油譲与税2,400万円、2 項自動車重量譲与税5,400万円。

3 款利子割交付金320万円、1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金264万円、1 項配当割交付金、同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金75万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億2,000万円、1 項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金1,093万5,000円、1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

8款自動車取得税交付金1,900万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金6,000万円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金880万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税13億3,000万円、1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金250万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金7,001万4,000円、1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料3,004万9,000円、1項使用料2,178万9,000円、2項手数料826万円。

15款国庫支出金5億3,640万3,000円、1項国庫負担金3億2,682万9,000円、2項国庫補助金2億530万7,000円、3項国庫委託金426万7,000円。

16款県支出金3億6,038万3,000円、1項県負担金1億8,102万7,000円、2項県補助金1億5,162万6,000円、3項県委託金2,773万円。

17款財産収入5,740万円、1項財産運用収入5,738万7,000円、2項財産売払収入1万3,000円。

次のページをお願いいたします。

18款寄付金50万円、1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金5億5,529万6,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

20款繰越金8,000万円、1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入2,439万8,000円、1項延滞金加算金及び過料231万4,000円、2項村預金利子3万円、3項貸付金元利収入80万円、4項雑入2,125万4,000円。

22款村債2億5,000万円、1項村債、同額でございます。

歳入合計49億5,710万円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。同様に朗読させていただきます。

1款議会費9,488万9,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費6億2,132万8,000円、1項総務管理費4億9,417万1,000円、2項徴税費8,727万1,000円、3項戸籍住民基本台帳費2,767万円、4項選挙費1,112万円、5項統計調査費62万9,000円、6項監査委員費46万7,000円。

3款民生費17億259万1,000円、1項社会福祉費10億2,692万3,000円、2項児童福祉費6億7,469万5,000円、3項災害救助費97万3,000円。

4款衛生費3億222万9,000円、1項保健衛生費1億7,980万円、2項清掃費1億2,242万9,000円。

5款労働費436万3,000円、1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費2億9,128万8,000円、1項農業費2億7,742万1,000円、2項林業費1,386万7,000円。

次のページをお願いいたします。

7款商工費3,163万3,000円、1項商工費、同額でございます。

8款土木費5億2万円、1項土木管理費1,020万1,000円、2項道路橋りょう費2億2,487万9,000円、3項河川費105万3,000円、4項住宅費568万円、5項都市計画費2億1,820万7,000円。

9款消防費2億6,339万7,000円、1項消防費、同額でございます。

10款教育費8億4,728万2,000円、1項教育総務費1億227万3,000円、2項小学校費2億8,588万8,000円、3項中学校費7,891万6,000円、4項幼稚園費9,141万円、5項社会教育費1億4,242万3,000円、6項保健体育費1億4,637万2,000円。

11款災害復旧費3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費2,000円、2項公共土木施設災害復旧費1,000円。

次のページをお願いいたします。

12款公債費2億8,745万8,000円、1項公債費、同額でございます。

13款諸支出費61万9,000円、1項普通財産取得費1,000円、2項土地開発基金費61万8,000円。

14款予備費1,000万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計49億5,710万円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございます。

債務負担行為は、当該事項に関し、この行為は、予算に定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為を言います。

それでは、左から事項、期間、限度額の順に朗読させていただきます。表の上の段でございます。

事項は総合計画策定業務。期間は平成26年度から平成27年度まで。限度額は500万円でございます。仮称でございますけれども、第6次榛東村総合計画策定に係るものでございます。

中段でございます。事項は福祉センター管理運営費。期間は平成26年度から平成27年度まで。限度額は5,939万2,000円でございます。福祉センターの指定管理に係るものでございます。

下段でございます。事項は学童保育対策事業。期間は平成26年度から平成27年度まで。限度額は5,616万5,000円でございます。学童保育所の指定管理に係るものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。第3表 地方債でございます。

平成25年度当初予算におきまして、1件の地方債の借入れを予定しております。

起債の目的は、臨時財政対策債で、借入限度額は2億5,000万円でございます。起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行となっております。利率につきましては年3%。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利子の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率というものでございます。償還の方法は、政府資金につきましては、そ

の融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができるというものでございます。

15ページから16ページにつきましては、歳入歳出予算書の事項別明細書総括表でございます。さらに19ページ以降につきましては、歳入及び歳出の事項別明細書となっております。主なものにつきましては、別冊の平成25年度当初予算概要説明書にまとめてございますので、そちらで説明させていただきます。

その前に、予算書の215ページをお願いいたします。

215ページから222ページにつきましては、給与費明細書でございます。初めに215ページをお願いいたします。

1、特別職でございます。この表の下段が比較でございます。比較の長等の行の右から2番目の列の合計を見ていただきますと、1万5,000円の減とあります。前年度と比較して1万5,000円の減ということでございます。以下、議員その他の特別職については、後ほどごらんいただきたいと思います。続きまして、216ページをお願いいたします。

2、一般職の総括の部分でございます。

(1) 総括の上の表が職員数、給与費、共済費合計でございます。上段が本年度、中段が前年度、下段が比較ということでございます。この下の表につきましては、職員手当の内訳でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

(2) は一般職の給料及び職員手当の増減額の明細でございます。これについても後ほどごらんいただきたいと思います。

218ページをお願いいたします。

(3) は給料及び職員手当の状況で、アは職員1人当たりの給与、上段が平成25年、下段が平成24年度で、各年1月1日現在の比較表でございます。イについては、学歴区分による初任給の状況でございます。

次のページをお願いいたします。

ウは級別の職員数、これも上段が25年、下段が24年、各年1月1日の比較でございます。下の表は級別の標準的な職務内容でございます。

220ページをお願いいたします。

エは昇給の内訳で、本年度と前年度の比較でございます。

次のページをお願いいたします。

オは期末手当・勤勉手当の本年度と前年度、及び国の制度との比較でございます。カは定年退職及び勸奨退職に係る退職手当の支給率等と国の制度との内訳でございます。キは地域手当支給率等及び

国の支給率との比較でございます。

222ページをお願いいたします。

クは特殊勤務手当の状況、ケはその他の手当について、国との比較でございます。

続きまして、223ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

本予算書11ページにあった第2表 債務負担行為の表に加え、この表で各年度の支出状況及び財源内訳を説明するものでございます。

この表の中ほどの列は、前年度末までの支出見込み額と、右から4列目以降は財源の内訳でございます。3事項とも平成25年度が新規のため、前年度末までの支出はございません。

上段の総合計画策定業務の内訳は限度額は500万円で、全額一般財源でございます。

中段の福祉センター管理運営費の限度額は5,939万2,000円で、全額が一般財源でございます。

下段の学童保育対策事業の限度額は5,616万5,000円で、内訳は国・県支出金が2,975万円、一般財源が2,641万5,000円でございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分は1として普通債、2として災害復旧債、3として財政対策債と区分しております。一番下の行の合計欄を左から見ていきます。前々年度末は23年度で31億1,107万5,000円。その右のところは、前年度末は24年度末の現在高の見込みでございまして、31億7,117万9,000円、その右、当該年度中増減見込み額は、25年度中で左側が新たに起債を見込んだ額2億5,000万円、その右側が25年度中に償還される元金の見込みでございます。2億3,809万5,000円。その右側が当該年度末残高で、25年度末の現在高の見込み額が合計で31億8,308万4,000円ということでございます。

それでは、引き続き別冊のカラー刷りの平成25年度当初予算概要説明書にてご説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、初めに1ページは、平成25年度榛東村全会計当初予算一覧でございます。

一番上の行が一般会計、この表の左側が歳入予算、右側が歳出予算で、主に右側の歳出予算でご説明申し上げます。

一般会計の当初予算額は49億5,710万円で、増減率6.6%でございます。

次に、特別会計は、国民健康保険特別会計から自然エネルギー発電事業特別会計まで九つの特別会計がございます。中ほどの老人保健特別会計は、平成24年度をもって終了となります。

これら特別会計の合計額は、上から2行目、右側の予算額は、38億3,590万8,000円。比較増減額は84万5,000円の増でございます。

次に、公営企業会計、上水道会計でございます。右側の予算額3億6,757万5,000円。比較増減額は、



資本的支出が2,804万1,000円増により3,700万円の増となっております。

九つの特別会計と企業会計、さらに一般会計を加えた全会計の歳出予算ベースの合計は、下から2行目、歳出予算額は91億6,058万7,000円で、比較増減額は3億4,334万5,000円で、率にして3.9%の増でございます。

なお、一番下の純計は、会計間の繰り入れ、繰り出しの重複分を除いた実質的な財政規模をあらわすものでございます。歳出総額は85億6,127万2,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

全会計の予算規模、歳出の推移でございます。この表については、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。一般会計当初予算財源補てん措置の状況の表でございます。

この表は、一般会計当初予算の財源不足の補てんの措置の状況を整理させていただいたものでございます。

歳出総額の49億5,710万円。このうち起債等を除いて確保できた財源が44億2,036万7,000円、差し引き5億3,673万3,000円が財源不足ということになります。これを、次の枠の中をごらんいただきたいと思っております。

1として、基金による補填は、財政調整基金の繰り入れで2億8,673万3,000円、そして2として村債の発行により2億5,000万円を発行し補填をするというものでございます。

なお、村債は特例債で、臨時財政特例債が2億5,000万円でございます。

その下の参考の部分につきましては、一般財源比率を前年度と比較したものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。一般会計当初予算額等の推移のグラフでございます。

この表は、一般会計当初予算につきまして、平成11年度から平成25年度までをグラフにあらわしたものでございます。一番右の25年度を見ていただきますと、ブルーの濃い折れ線グラフにつきましては、一般会計に属する土地開発基金を除く基金の残高でございます。50.8億円でございます。その下の棒グラフの黄色い部分、白抜きの数字は、一般会計当初予算で49.5億円。その下の焦げ茶の折れ線グラフは一般会計の村債の残高、31.8億円でございます。その下の赤い折れ線グラフは、平成25年2月1日現在の人口で、1万4,705人。そして一番下の水色の棒グラフは村税をあわらしたもので、13.5億円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。住民1人当たりの予算額の推移のグラフでございます。

この表は、住民1人当たりの予算額等の推移ということで、平成11年度から25年度までをグラフにあらわしたものでございます。一番右側の25年度を見ていただきますと、ブルーの折れ線については、一般会計中の基金残高で土地開発基金を除いたもので34.5万円。そしてオレンジ色の棒グラフは、一

一般会計当初予算額でございまして33.6万円でございます。そして薄い紫の折れ線グラフは、一般会計の村債の残高で21.6万円。その下の黒の折れ線グラフは、財政調整基金13.3万円、そして下の水色の棒グラフは村税で9.1万円ということでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。一般会計歳入予算の状況でございます。

この表は、一般会計の歳入予算の状況について、左から区分は款、予算額、構成比、財源区分の中は特定財源と一般財源、さらには臨時的収入、経常的収入、そして右には前年度当初額、その右には前年度当初額との比較増減額、そして増減率というふうに構成されているものでございます。そのうちの左から款名、予算額、右から2列目、比較増減額、増減率で比較的増減額の多いものについて、その主な要因をご説明いたします。

初めに、1款の村税についてでございますが、予算額13億5,683万2,000円、比較増減額3,230万1,000円、増減率2.4%の増でございます。主な要因は、法人村民税と固定資産税の増加によるものでございます。

次に、11款の地方交付税、予算額13億3,000円、比較増減額3,000万円、増減率2.3%の増でございます。主な要因は、平成24年度の実績を踏まえ、普通交付税を3,000万円増額したことによるものでございます。

次に、16款県支出金、予算額3億6,038万3,000円、比較増減額2,993万2,000円、増減率7.7%の減でございます。主な要因は、農林水産業費の補助金で、農業体質強化基盤整備促進事業補助金3,750万円がなくなったことによるものでございます。

次に、19款の繰入金、予算額5億5,529万6,000円、比較増減額3億1,477万2,000円、増減率130.9%の増でございます。主な要因は、財政調整基金を前年度よりも1億9,226万3,000円、義務教育施設整備基金を8,946万円多く繰り入れたことによるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

棒グラフの部分につきましては、水色が前年度、赤が25年度でございます。主な歳入の項目ごとにグラフで比較させたものでございます。円グラフは水色の部分が自主財源比率で、村税以下、分担金・負担金から諸収入まででございます。平成25年度は44.0%の比率でございます。一方、黄色の部分は依存財源で、地方交付税から始まって村債まででございます。25年度は56.0%の比率でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

一般会計、歳出予算の状況、目的別の表でございます。この表は、一般会計の歳出予算を目的別に表とグラフにあらわしたものでございます。左側の表につきましては、区分は款、そして予算額、構成比、前年度当初額、比較増減額、増減率で構成されています。このうちの左から款名、予算額、右から2列目比較増減額、増減率で比較的増減額の大きいものについて、その要因をご説明申し上げます。

初めに、2款総務費、予算額6億2,132万8,000円、比較増減額3,169万6,000円、増減率5.4%の増でございます。主な要因は、1項総務管理費、12目電算管理費2,169万2,000円の増加によるものでございます。

次に、3款民生費、予算額17億259万1,000円、比較増減額4,342万円、増減率2.6%の増でございます。主な要因は、1項社会福祉費、3目障害福祉費2,667万2,000円及び2項児童福祉費、4目学童保育費2,844万9,000円の増加によるものでございます。

次に、6款農林水産業費、予算額2億9,128万8,000円、比較増減額5,305万6,000円、増減率15.4%の減でございます。この主な要因は、1項農業費、5目農地費5,919万9,000円で、農業体質強化基盤促進事業費の減額によるものでございます。

次に、8款土木費、予算額5億2万円、比較増減額9,016万5,000円、増減率22.0%の増でございます。主な要因でございます。5項都市計画費、2目公園費、1億1,437万9,000円で、防災広場整備事業3,308万2,000円、新井緑地公園整備事業6,070万9,000円、ふるさと公園用地買収費3,176万6,000円の増加によるものでございます。

次に、10款教育費、予算額8億4,728万2,000円、比較増減額1億6,868万円、増減率24.9%の増でございます。主な要因は、2項小学校費、3目学校建設費1億8,036万5,000円の増で、南小学校のプール建設事業の増加によるものでございます。

右の棒グラフにつきましては、水色が前年度当初、赤が25年度当初ということでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出予算を性質別にあらわしたものでございます。

左側の表も、構成は目的別と同じでございます。これも同様に増減率及び比較的増減の大きいものについて、その要因をご説明申し上げます。

まず、人件費でございます。予算額7億9,435万1,000円、比較増減額2,665万9,000円。増減率3.5%の増でございます。主な要因は、一般職4人の増加によるものでございます。

四つほど飛ばしまして、普通建設事業、予算額6億6,147万円、比較増減額1億2,644万8,000円、増減率23.6%の増でございます。

主な要因は、8款土木費、5項都市計画費、2目公園費で、防災広場整備事業、新井緑地公園整備事業、ふるさと公園用地買収事業などの増加によるものでございます。

六つ飛ばしまして、積立金。予算額1億5,812万3,000円、比較増減額5,972万7,000円、増減率60.7%の増でございます。主な要因は、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の社会教育施設整備基金積立金5,000万円の増によるものでございます。

次に、下から3行目でございます。繰出金、予算額962万9,000円。比較増減額5,395万8,000円、増減率8.2%の増でございます。主な要因は、介護特会へ1,620万4,000円。学校給食特会へ2,485万2,000円の増によるものでございます。

そして右側のレーザーシートグラフにつきましては、水色の部分が前年度、そして黒の太枠が25年度でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。全会計の村債の残高見込み額の表でございます。

全会計の村債の残高見込み額ということでございますが、各特会からそれぞれ説明がありますので、個々の会計につきましては省略させていただきます。合計欄だけ説明させていただきます。

全会計の当該年度中増減見込み額は、1億1,473万4,000円ふえて、一番右側の一番下、25年度末見込み額は、80億4,637万2,000円ということでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。全会計の村債年度末残高の推移のグラフであります。これについては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、12ページでございます。全会計の基金の状況の表でございます。この表で新規は星印で、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、収入印紙等購買基金、社会教育施設整備基金及び自然エネルギー発電運用基金でございます。

一番下の計の欄の右から3列目、当該年度末残高見込み額は、53億2,284万8,000円でございます。

13ページ以降につきましては、また後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で平成25年度当初予算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は8日に行います。



## ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時2分散会

平成 2 5 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 8 日 (金)

# 平成25年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成25年3月8日（金曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成25年3月8日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算
- 日程第 3 議案第37号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第38号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第39号 平成25年度榛東村介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第40号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第 7 議案第41号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第42号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第43号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計予算
- 日程第10 議案第44号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第45号 平成25年度榛東村上水道事業会計予算
- 日程第12 議案第46号 渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第47号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第14 請願・陳情について
- 日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	星野勉君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

14番岩田好雄君、1番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

なお、質疑に入る前に議員各位にお願いいたします。

一般会計予算の質疑に当たっては、同一議題と解釈し、質問は歳入全般において1人3問、歳出においては1款から4款、5款から9款、10款から14款に区分して、それぞれ質問は1人3問までといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、質疑に入ります。

歳入全般について質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 歳入の41ページになりますけれども、21款諸収入ということで、ここに自然エネルギー普及啓発用品頒布代金とありますけれども、これは一体何なんですか。どんなものをどのように、その頒布するものについては、何枚販売をして47万8,000円になるのか、まず課長にお聞きます。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これにつきましては、絵はがき1,500組、それと特産シール50シート、12枚、そこで地場産のお土産、そういうのを売るシールみたいなものをつくって、それに張りつけて売るということでございます。それとポスター20枚。



以上でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 3問しかできないので、課長、よくメモをしておいて答えてもらいたいんだけれども、このシールは張らなければだめなのか。そして、だれが売っているのかということ、書いておいて、ちょっと。

それで、2問目でその次にいきます。それ答えてね。

その次に、下に八州高原飲料水と販売売上金とあるんですが、この飲料水については、何の目的でまず販売をするのか。そして、どんなもの、例えば自販機で売るとか、あるいはペットボトルで売るとか、人の手を借りて売るとか、その辺の詳しいところを、まずその3点をお聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） まず、1点目の張らなければだめなのかということですが、これにつきましては、地場産ということで、榛東村をアピールするために張って、そこで売るときは張って榛東村をアピールしたいと。

当然もちろんそこで榛東村のものを売るときに、そのシールを張りたくないという人については、別に強制ではございませんけれども、張って売りたいという人には張ってもらうために買ってもらうと。

それから、だれが売っているか。それは、もちろん地場産で売りたいという人に来てもらって売るとか、そういうことだと思いますけれども。

それと飲料水の目的、飲料水の販売、そこには水道施設がございません。そういったために、脱水症状等起きると困るということで、一応飲みものを販売すると。どんなものかということでございますけれども、一般的に市販されている飲料水でございます。

それで、当初、自動販売機というものも検討しましたが、自動販売機を外へ置いておいて、誰もいないときに壊されてもしょうがないということで、人の手を借りて売るとか、ボックスといえますか、そういうケースに入れて売ること考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） つけ加えて答弁させていただきます。

最初の自然エネルギー普及啓発の件でございます。これは議員もご案内のように、去年の7月1日から自然エネルギーの事業を取り入れたところでございます。そんな中で、議決もされております自然エネルギー普及活動、この中の一環として、メガソーラーに来られた方たちに、前にも指摘されま

した、高給な職員をそちらへ派遣していいのかどうかというようなお話もありました。しかしながら、啓発活動するには、やはりそれなりの説明もしなきゃならないし、それからそういう人たちの期待にも応えるということで、そのかわり、こういった絵はがきで啓蒙したり、それからシールを使って地元産をアピールしたりという絶好の機会ではないかということで、今回、その事業に取りかかるところでございます。

それから、飲み物等でございますけれども、これにはやはり自治体では、最小限度施さなきゃならないという事案の中で、先ほど課長話されましたように、来場者に、あそこは飲料水がないというような観点から、最小限度自治体でやらなきゃならないということでは、やはりそういったものを取りそろえて、来場者に便宜を図らなきゃならないという観点から上げさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 私は、意味がわかりません。

飲料水を販売する、脱水症状にという課長から、また今答弁があったんですけども、ほとんどが約1,000メートルのところへ見にくる方たちですので、そういう対策というのは、ほとんどできているんですよ。わざわざ人の手を借りて、村職員、あるいは私が想像するところに、室長が行って説明をしたり販売をしたりというようなことになるのかなと思うんですけども、売る必要はないですよ、こんなもの。

第一、今度、今期最後の議会でありますので、村長のこれからの姿勢もお聞きしますけれども、まず私は、くどいようですけども、SBエナジーに土地を貸して、その土地を、そうでなくとも、もう既にあそこを増設する、あるいは大水が出て災害復旧するという、かなりの高額な金額をかけておるわけですよ。

この間の中間報告の中には約30万円、月、売電価格の3%ということで村に入るわけでございます。そうすると、年間ざっと計算しても360万円、私はそこのところは、あくまでも発電所だと、観光地じゃないんだと。村長の言う、それを拠点に観光開発ということをするということは、確かに私もわからないわけではないですけども、いかにしても、なるべくなら経費をかけずに、見たい方はぜひ見ていただくということで、あそこに小屋も持っていったというようなお話でありますけれども、そんなにこれからは視察、あるいは物見遊山に来る人はそうはいないと思うんですよ。そうしたらば、あくまでもあれはSBエナジー所有の発電所なんだということの認識をしなければならぬかと思えます。

そして、これから歳出のほうでも、自然エネルギーの推進事業に対しては、約9項目、人件費、備品購入ですとか原材料費、報償費、旅費、いろいろもろもろで、これ全部足しますと、600万円近い金がかかるんですよ、これから、この予算書を見ていると。ですから、なるべく経費を節減して、ま

してや、今度できる白子の海のメガソーラーに対しては、どうしても基金を運用するという事になれば、これは村民に理解が得られないんじゃないかなと思うんですよ。村長に、今後のこの八州高原のSBエナジーの発電所をどのように、私が言ったように、観光、物見遊山のところでない、観光に結びつけるということは、私は非常に難しいと思うんですけども、3間になってしまいましたが、村長の最後にお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

金井議員が言われるスタートは、自主財源確保ということが最大の目標だということは、私も承知をしております。皆さん方にも相談申し上げながら、本当にラクダの背中のようなところを5ヘクタール、いろいろな人たちのご協力のもとにさせていただきました。そんな中で、去年の7月1日、全国で一番初めにソーラー発電の事業に着手したところでございます。

そんな中で、その目的が、先ほども話されますように自主財源確保ということでございました。私もそういうつもりは、今も変わりはありません。ただ、成長した後、1,500万円ぐらいかかったわけでございますけれども、それらについても皆さん方にご説明を申し上げたとおり、山の中の5ヘクタールをならしたという中で、いろいろな目に見えない事案というか、事業が出てきました。それにはやはり誘致したからには、幾らかかっても、やはりそれを安全に運転をするということを基本にすれば、それはやむを得なかったのかなというふうに思います。

そして、ご指摘のように、これからは、じゃ、そういうものにつけなくて、自主財源確保に努めたらどうだということだと思いますけれども、それはごもつともなことでございます。

私は、事業の3%の収入だけで満足することなく、これから、先ほど議員もおっしゃいましたように、支出のほうで出させていただいているんですけども、村の観光、それから経済振興を一つのエリアの中にして村の活性化をしたいという願望のもとに、今回、そのメガソーラー事業の中の対策費ということで支出を見込んでいるところでございます。

そして、議員もご承知のとおり、去年の24年度までに大学連携モデル事業ということで、高崎経済大学の南先生をお招きしまして、半年間、村のいろいろな施設、あるいは地域状況、自然状況、そしてまた、民の施設の状況等をつぶさに見ていただきまして、この村がどういう形で、先ほど申し上げました観光面、それから経済面に向けていったらいいのかという構想を精査させていただきました。その中では、やはり自然を生かした中でむらづくりが必要じゃないかというような文言も盛り込まれております。そういったものを精査しながら、そしてまた、これから進むべき村の状態としては、やはりそういったものも一つ一つ取り入れる中で、今回、メガソーラーの対策費とか、それからこれからは支出に出ますいろいろな経費とか、そういったものを整えながら経済活性化を目指していきたいと、こんなふうな思いで私は今回、ソーラーの関係の予算はさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。

5ページをごらんください。税金についてお伺いします。

平成25年度の一般会計予算の税金予算は13億5,600万円余りで、この5年間の中では、最も高い予算になっているかなと思います。その中では、村民税と固定資産税が1,600万円ずつ増加していると。この増加した要因が1つ。

それから、この25年度の調定額というのはちょっとわからないんですが、おおよそこの収納率をどのぐらいに目標設定しているのか。その目標に対して、課としてどんな施策を講じて達成しようとしているのか2点。

それから、もう一つ、わかりましたら、平成24年度の収納率がどのぐらいになるのか、概略で結構ですけれども、お答えください。

以上です。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員のご質問3点でございますけれども、お答えします。

まず、村民税の関係の固定と、それから村民税ですか、伸びているということでございます。その主な要因でございますけれども、ご存じのように、賦課したものを徴収して滞納整理等々を行っているわけですけれども、この1年間を見ても、4月以降また報告はしたいと思っているんですけれども、徴収嘱託員による徴収だけで1,200万円ぐらい伸びております、実際のところですね。それから、機会あるごとに報告はさせていただいているんですけれども、滞納繰越分の滞納部分、その差し押さえを含めた中の預金差し押さえ、あるいはそういったものを含めた中で、やはりかなりのパーセンテージ、1、2%ぐらい伸びているかなと思っております。そういったことで、一番の要因が、徴収嘱託員による徴収がかなり軌道に乗ってきているということが1つ。

それからまた、県に派遣した職員がやはり業務に根づいてきまして、滞納繰越分、あるいは滞納整理、あるいは差し押さえという形の中で、かなりそういった処理が進んできたというのが大きな要因ではないかというのが1つでございます。

それから、2つ目でございますけれども、平成24年度の調定でございますけれども、これにつきましては予算特別委員会の補助資料でもご説明申し上げたんですけれども、そちらのほうでよろしいでしょうか、同じような形になりますので申し上げたいと思います。

最初に、村税全体でございますけれども、25年度についてでございますけれども、まず普通徴収、

現年分につきましては、調定額は1億6,263万4,512円でございます。そして、それに伴う収納額が1億5,059万9,558円ということで、徴収率92.6%ということでございます。この算出に当たっては、過去4年間の実績と動向等、あるいは経済の動向等を勘案しながら、この率については設定させていただいております。

それから、その中で特に細かく申し上げますと、固定資産税の関係で言いますと、徴収率96%を設定しております。調定額については6億2,464万7,400円、収納額5億9,966万1,504円ということでございます。

さらに、その中で滞納繰越分だけで見っていきますと、徴収率7.5%、過去が4%台でございますけれども、来年度につきましては、徴収員もふえるというような予定で計画しております。徴収体制が整備されるということで、2、3%伸びるだろうということでございます。この調定額でございますけれども、1億1,490万7,950円、収納額861万8,096円ということでございます。

それから、これに伴う軽自動車税につきましては、97%を設定させていただいております。調定額3,515万8,600円、収納額3,410万3,842円ということで、現年度分については設定されました。

滞繰分につきましては、徴収率23%、調定額245万円、収納額56万3,500円ということでございます。

そういったことで、2つ目のご質問でございますけれども、そういったものが主な要因で、来年度に計上されているということでございます。

そして、24年度の収納見込みでございますけれども、この間の総務委員会では申し上げたんですけれども、12月末現在の徴収実績が県内なども出ました。それをもとに申し上げますと、まず現年と滞繰分を合わせまして、最終的には、現在の県内の徴収順位で言いますと27位だったものが20位まで回復することができました。これについて、最終的な調定がどのぐらいなのかと今算出しているところでございますので、後ほどこの辺のところの動向を勘案しながら最終の調定、あるいは収納額を算出していきたいと思っております。これは後ほどそういった形では申し上げたいと思っております。

それから、現年度滞繰分につきましても、27位だったと思うんですけれども、これが8位まで回復することができました。そういったことで、これを見る限りに、現年滞繰含めて、特に滞繰分が相当回復しているというか、徴収が上がってきているということが言えると思います。

以下、いろいろ細かいものがございますけれども、24年度につきましては、現在、国保の8、9終わらしまして、これから実際の決算に向けての調定の締めというんですか、予測を出しているところでございますので、いましばらく見ていただきまして、また報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 税務のほうでも、相当こういうふう頑張っているというような、そういうのが伝わってくるんですが、具体的な数字がよくわかりません。

先ほど質問では、全体の中の徴収率、税の徴収率が、要するに平成20年度からずっとこういうふう  
に落ち込んできてそれをどのように上げていくのか、そここのところが今問題になっているところでは  
ないかと思うんですよ。

要は87.5前後に落ち込んだ数字が、要するに24年度はコンマ5%上がるのか、それから25年度はさ  
らに1%上げるのか、早く90%に持っていくのか、その施策をどうするのか、その辺をお尋ねしたわ  
けなんです。そここのところをもう一度詳しく教えてください。

順位がこういうふうに上がったというのはわかるんですけども、具体的な数字がこういうふう  
に上がってこないとわからないと思うんです。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 若干説明不足だったかと思えますけれども、これはこれまでの村長の答  
弁の中でもお話ししているわけですが、税の徴収の中で数字が確かにあれですけれども、徴収  
体制含めた中で、非常に脆弱だったということを一貫して申し上げてまいりました。

そして、今後、この部分がどういう形で数字が上がってくるのかということでございますけれども、  
実際、ご存じのようにこれは経済の動向だとか、あるいは国民健康保険だとかいろいろ含めて、税と  
いうのは非常に複雑な要因が絡み合っております。そういったことで、確かな数字をこういう形で提  
示しろということでございますけれども、対策として講じるのは、やはり行政側の組織体制をしっか  
りまず整えていくと。そして、それに伴って、先ほど申し上げましたけれども、徴収係等がございま  
すので、これはまだ行っておりませんでした土地の公売、それから差し押さえ、それから預金の関係で  
すね、そして徴収嘱託員の強化等々をまず第一に行って、その結果として数字が出てくるかと思うん  
ですけれども、いずれにしても、予測値ということで、今、予算上の中で申し上げた数字を押さえて  
おりますけれども、税務課としては、もうちょっと精査させていただきまして、この中からどのぐら  
い上がってくるのかということをはじき出していきたいと思っております。

非常に回答が不明瞭で申しわけないんですけども、税が一つ、固定、あるいは住民税、それぞれの  
税自体が非常にいろいろな性格を持っておりまして、一概にこういった形でという提示ができない  
ので大変申しわけないんですけども、そういったことで、まず徴収率を上げるということで、とす  
れば、税の組織体制を整備して、それに基づいてまず基盤を整備して、来年度以降進めていくとい  
うことが第一ではないかというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 税の徴収についての努力というのは、今、税務課長のほうからお聞きして  
わかったというふうに思います。

山口議員がお聞きしたいのは、それ以外に、これから税をどういうふう  
に村は伸ばしていくんだと

いうことだろうと思います。

そして、今回のこの予算の中には、皆さん方にお世話になりました上サ15号線が開通できました。あの開通にはわけがございませう。というのは、目的としては、あの地域の農業活性化を推進すると同時に、あそこは工業団地がございませうので、工業団地の有効な対策を講じながら、工業団地の繁栄を期するというような目的がございませう。10年ばかり滞っておったんですけれども、皆さん方のご協力に面して、去年、開通することができました。

そんな中から、あの上サ15号線の南、西あたりをもう1回、村の企業誘致する一つの受け皿として土地を村の土地開発公社に委ねて準備をしていただこうかなというような対策も今講じておるわけがございませう。それが1つ。

それからもう一つは、先ほど金井議員のほうからもいろいろお話がございませうけれども、来年度、観光、それから経済の振興を軌道に乗せるべく、その対策を講じていけば、すぐには効果はあらわれるとは申しませうけれども、だんだんと2年後、3年後には、それが結びついてくるんじゃないかという期待感を持って、今回、その前の事業として予算組みもさせていただいたところがございませう。そういったものがかみ合ってくれば、ある程度、今まで以上の景気もよくなるというようなお話がございませうので、それに便乗できた相乗効果、そしてまた、最終的には、自主財源という税がふえてくるんじゃないかというような期待を持ちながら、これから村政に当たっていきたくて、こんなふうに思ひませう。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） いつもこういうふうに申し上げているんですけれども、仕事をしていく上で目標がなかったら、まずこういうふうには達成できないと思ひませう。何かをやるのに。特に税務課の仕事は、その目標値を設定するには非常にいい数字がこういうふうにあるわけがございませう。その目標を設定して、課の中でどのようにその目標を達成するかということをお互いが考えて進めていくのが非常に大事なことじゃないかと思ひませう。

今回、その数値化、25年度の徴収に目標値がまだ出てこないということは、非常に私は残念に思ひませう。ぜひ課内でそういうことを検討してもらって早く90%とか、群馬県の平均までにもっていきけるように努力してもらいたいと思ひませう。

村長にお伺ひします。税務課にその辺を余りこういうふうには全部任せるんじゃないかと、全庁挙げて税の徴収に当たるといふふうな、そういうことをお考えかどうか、その辺1点お聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 税の徴収については、非常に税の公平性からいって、これは大事な仕事だといふふうには認識しておひませう。今、山口議員が話されますように全庁的にいふこととございませう。

全庁的にも皆さん方に提示はしてあると思うんですけども、暮れにこういうグループで税の徴収に過年度分、それから現年度分について未納の人たちにお伺いして徴収をしているという実績もございます。そして実績報告もございましたけれども、非常に各課とも、各分所ごとに分かれて夜遅くまでご苦労していただき、そして効果を上げているところは私は見受けておるところでございますけれども、山口議員が指摘しますように、今まで以上にそういったものについては対策を講じながら全庁的に、何しろ税の滞納とか、納めなければいいんだというような風潮は取り除くような対策を、これからもしっかりと講じてまいります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

5 番南さん

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 5 番南千晴でございます。

最初の37ページ、19款繰入金の部分で、説明で財政調整基金の繰入金ということで2億8,673万3,000円ということで今年度計上されています。昨年度はこの部分、9,447万円ということで、今回、財調による補填の額が多いなというように感じているんですけども、予算編成方針のほうで、村長は歳入準拠ということで、そちらに明記してありましたが、なぜ今回このように財調からの繰り入れが多い予算となってしまったのか、その理由を教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員のご質問にお答えします。

たしか議会の新年度予算のかかる特別委員会で、その項目もうちのほうへ出されております。私もそういうことを念頭に置きながら、やはりやらせていただきました。

まず初めに、現在の状況を報告させていただきます。

平成25年度当初予算を内示した段階での財源不足額が5億3,673万3,000円で、100%、地方交付税に算入され、将来の財政負担を極力抑えた臨時財政対策債発行による補填を2億5,000万円を行った後の財源不足、未確保額が2億8,673万3,000円となりました。その全額を今指摘されました財政調整基金の繰り入れで補填するというので予算編成をさせていただいております。

財源未確保額が増加した要因としては公債費及び普通建設事業の増、特別会計への繰り出しの増加が挙げられます。加えて過去の投資的事業の精算と投資的事業の今後の準備が増加要因となっております。

過去の投資的事業の精算としましては、ふるさと公園と南部学童保育所の用地買収費が4,939万2,000円、将来の投資的事業の準備といたしましては、社会教育施設整備基金の積立金を5,000万円を計上したことによるものでございます。この精算と準備で約1億円が新規に予算計上されたこととなりますが、このうち精算に当たる用地買収費については恒常的に財源不足額をふやすものではなく、



地権者との交渉の中で、平成25年度当初予算に計上されたものでございます。準備に当たる社会教育施設整備基金の積立金は、今後予定されておる社会教育施設整備事業実施の際に、単年度の財政負担を減らそうとするものでございます。

以上のことから、一時的に財政調整基金の繰り入れが増加するもので、将来に財政調整基金の繰り入れが増加するものの、将来にわたって計画的に事業を実施するための施策として、今回の繰り入れを決断したところであります。

また、村債残高については年々増加していますが、地方交付税に算入されない村債は、ここ数年発行しておらず、監査委員からの提出された平成23年度予算意見書にも記述があるように、財政状況もほぼ健全であるということで認められておるところでございます。

しかしながら、過去の財政調整基金の繰入額から見ると、平成25年度の繰入額は多額となっているため、予算執行の際には、これから基金の繰入額を最小限にとめるべく、諸経費の削減に努力を進めていきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今、村長により理由のほうの説明があったんですが、なるべく基金を繰り入れないように努力していく、予算執行に当たってはということではありますが、やはりこの二十数億、財調がありまして、毎年このような金額が繰り入れになるということは、どうしても毎年毎年、今まで財調は徐々にふえていった分は減っていくのかな。で、2億、こちらの当初予算の概要の説明書の中にも積み立ても5,000万円ほど見ているようなので、結果的には2億3,367万8,000円の減ということではありますが、毎年このように行われれば10年たてば、もう本当に財調がなくなってしまうのではないかと思います。執行に当たって、いろいろ事業のほうも考えてくださっているようですが、本当に今後起債の償還もふえていく中、このような運営をすることで本当に大丈夫なのか、将来の負担はないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も担当させていただきまして、非常にその財政運営というのは一番気を使っているところでございます。しかしながら、一般企業もそうですけれども、村もそうですけれども、投資をしなければならぬというところには投資を、これは先行投資であり、それから将来を見据えた上で、これはぜひとも必要だというものについては、これはやらなければならないというような私は考えを持っております。

ですから、先ほど南議員が指摘されますように、その無我夢中でやるんじゃないで、やはり将来の計画を持った中で、投資的もあるし、それからまた依存するところもあるというところでメリハリを

つけた財政の投資をしたいと、こんなふうに肝に銘じているところでございます。

将来についてでございますけれども、将来についても、見据えた中で投資をしておきます。ですから、財政調整基金というのはためることが目的じゃございません。その時代に事業するのに不足のものについて補填をし、その財調の財政に余力が出たものについては財調に繰り戻すというのが財調の性質じゃないかと、私はそういうふうに考えております。

ですから、このまま使っていくからゼロになる、それは財調に繰り入れなければそうなりますけれども、時によってはメリハリをつけた中で、財調に繰り入れることもこれはいろいろな精査をした中で繰り入れていかなければならないと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 本当になくなってしまふことが一番心配でありまして、そうすると、実際財調が減っていく中で、もしなくなった場合は本当に余分な今まで繰り入れた部分がなくなるということは事業の削減だったり、そういった部分に響いてきますので、そのあたりのバランスが非常に難しいのかなと思います。投資ということで今回村長は先行投資を行うということで、今後その効果が出てきて、また財調のほうに繰り戻せるような形になれば、それはそれで、そうやってほしいなと私自身は思っているんですが、今まで榛東村の、国の法律でも定まっています健全化のほうの法律の、健全化判断比率のほうもマイナスだったりして、数字も出ないというか、余り将来負担比率のほうも計算されていないんですが、今回このように財調のほうが少なくなるということで、健全化判断比率のほうへの影響はどのように考えられるのか、そのあたり、やはり先を見通した財政運営が必要だと思いますので、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 健全化比率が出ていないというのは、そこに算入しなくてもいいということで、まずございます。そういう町村は県下35市町村のうち、何市町村かございます。

それと、その比率については23年度で5.9だったと思いますけれども、それについては県下でまだいいほうから5番目ということでございますけれども、先ほど村長がお話ししたとおり、監査委員さんからもその辺は健全化に沿っているというふうなことで、この基金の関係と健全化の関係、バランスをとりながら財政運営をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

25ページ、5目、3節幼稚園使用料、幼稚園使用料が前年と比べますと、約3割ほど減額になっておるわけですが、その主な要因をお尋ねします。

また、預かり保育の件について、預かり保育を始めて2年経過するかどうかと思うんですが、25年度は今まで以上に延長時間が拡大するのかどうか、質問します。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 幼稚園の使用料の前年比に比べまして、減額しております要因でございますが、園児数が減少しております。24年度の北幼稚園は64人ということでしたが、25年度につきましては55人、それと南幼稚園につきましては24年度が70人でしたが、60人と、合わせまして、3子以降のこれを……

〔発言する声あり〕

○学校教育課長（清水誠治君） 減少傾向にあるということにして、年々減少傾向にあるこの要因がどういった要因かということですが、保育園のほうで入園者数がある程度横ばいかと思うんですが、増加しているという中で、はっきりした要因についてはちょっと入園の受け入れ、申込み状況によって減少しているということで、出生数等につきましても、本村においては横ばい状況かなと思っておりますので、ちょっとはっきりしたその要因については、細かく今ちょっと分析しておりません。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今のところ把握している原因ですけれども、北幼稚園、南幼稚園については、幼保一体改革をできれば何とかなるのかなというような思いもあったんですけども、今、村では保育園と幼稚園というのは、保育園が民営になって、幼稚園が村営ということの中で、サービスの、サービスのなというのは、先ほどその下に出ています保育外のサービスが保育園については非常に保護者には受けていると、それで幼稚園の場合には今のところ預かり保育というのが普通の日で8時から1時間、お昼過ぎについては14時から16時までということでやられております。それから民営のほうでは朝が7時から8時、お昼過ぎが16時から19時までという、その施策の差が、幼稚園関係が減って保育園関係がふえていると、私はそういう分析をしております。保育児童の全体的には推移はそんなに変わりないです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 14番。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 今の村長の説明で現況は大体わかったんですが、やはり保育園と幼稚園の

保育時間の差が一番大きいかと思うんですけども、2年、試行期間から経過したわけなんです、ことし、年長保育3年目に入るわけなんです、なぜ5時までできないのか、預かり保育、4時でストップになってしまうのか、なぜ5時まで預かり保育ができないのか。前に保育料の3子の無料化とか、給食費の無料化とか、3子以降は。そういう手厚い政策も出ているんですが、やはり給食費とかそういう部分も3子以降が無料であっても、やはりこの全体の中の保育、預かり時間がやはり保育園と幼稚園、格差がありすぎて、それでまた5時まで預かってもらえば、働ける方も相当いるかと思うんですが、ここらがなぜ5時まで延長できないのか、村長に伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員がご指摘することは、本当に前々からそういう希望があつて、いろいろ精査させてもらってきたところでございます。そして要因とすれば先ほど申し上げていますように、いろいろな施策については同じ園児の中で施しておられるからいいんですけども、延長時間が一番問題じゃないかという、私はそういう認識をしています。

そんな中で、26年度に向けまして、いろいろの機関とまたお話し合いをしなければならぬんですけども、幼稚園につきましては、朝が7時から8時まで1時間。夜が、夜というか、夕方が、平日ですよ、平日が16時から18時までの延長保育を加えるということで、もう既にその指示を出しております。そして26年度からいろいろな機関を通じてきた中でスタートをさせたいという施策を、今指示を出しているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、次に、移ります。

歳出1款から4款について質疑ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 115ページ、4款衛生費、13節委託料の部分で、女性のがん検診委託料978万3,000円ということで、2日前の議会で補正が出まして、そのときに婦人の、この女性のがん検診が少なくてかなりの不用額というか、減額があったのを覚えているんですけども、その要因としては課長のほうから、やはり今回、24年度は乳がん検診のマンモグラフィーと視触診が別だったことが要因と考えられるといったことだったんですが、この25年度はその部分、一緒にまた財団のほうで、しっかりできるのか、その体制について、24年度と変化している部分を説明お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 女性のがん検診の関係でございます。前からそういうお話もしているんですけども、女性のがんで子宮がん、それから乳がんの関係ですが、乳がんの関係につき

ましては、平成25年度は23年度と同様に財団のほうで、集団検診で2種の検診が同一にできるということで、今回の検診のお知らせ等は準備を進めております。

前回もお話ししましたが、平成24年度に個別検診も対応したということで25年度は集団検診に戻るからということでその個別検診をなくすのではなく、個別検診は24年度同様に残しながら、集団検診を実施するとそういう予定でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長の説明で個別検診も残してくださるということで、それ大変よいのではないかなとは思いますが、その個別検診は両方できる個別検診なのか、それとも24年度と同じに片方だけで、やはり村の集団検診にマンモのほうは受けに来なければいけないものなのか、ちょっとお聞きしたいのが1点と。

あとクーポンのほうになるんですけども、クーポンのほうではマンモグラフィと視触診が渋川医師会の中の指定医療機関のほうで、個別検診で無料で受けられることになっているんですけども、1月末までが榛東村の受診ができる期限で、ただ、平成24年度も何人か女性から相談があったのが、もう12月ぐらいに1月の予約を入れようとしたときに、もう渋川の指定医療機関ではもう予約でいっぱい受けられないというような話があって、保健師さんに相談しますと、ほかの医療機関を紹介してくださいたりもするんですけども、どうしても期限が決まっている中で受けようとしても予約がいっぱいでとれないこの状況というのが何とか改善できないものかなと。で、電話した時に予約ができなければもうその時点で、受診をあきらめてしまう人もいますので、そのあたり全県で受けられるようにならないのか、医師会のほうとの関係ともあるとは思いますが、そのあたり、今後改善できないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） まず最初の質問でございます。乳がんの個別検診の関係、これにつきましては、24年度、本年度と同様に視触診についての個別検診ということで個別では視触診を受けてきていただいて、マンモグラフィは集団でお願いをするということでございます。

2番目の質問になりますけれども、今個別検診と関連はするわけですが、渋川地区では2カ所しか施設を持っている医療機関がないということで、渋川、吉岡、榛東、3つのところのを引き受けているということから、先ほど議員が申されましたように、混んでいてということで、ご迷惑をかけることもあると思うんですが、その施設については、その施設が持っている能力で対応してくれているということで、先ほど話のあったように管外でのというのは、保健師も先ほど話がありましたけれども、心配をしているんでしょうが、今の時点では医師会との関係で県外での検診は、クーポンはできないというようなことになっています。なるべく広報等で検診機関の周知等を伝えて早目の申し込みをし

ていただいて早目にクーポンを使った検診は受けてもらうようにしたいと思いますけれども、その受診者の数をふやすとか、そういったことは今のところ、まだちょっと無理かなと思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） なかなか難しいような状況かなと思うんですが、村長もこの検診等にはかなり力を入れておられて、24年度はワンコイン検診等で受診率向上をという事業を行っていただきました。また知事も公約の中で、がん検診の受診率を50%にするという公約で、やはり榛東村のこの状況を考えたときに、特に女性の、課長がお話しされたように、この渋川医師会というか、この地域で受けられる期間が本当少ないので、どうしてもそこに集中してしまって、なかなか予約がとれなかったりする。行政側の施策に対して受け入れがないような、少ないような状況が見られるので、このあたり、全県で受けられるように、村長としても県のほうに働きかけ等を行っていただく、そういったようなことをしていただきたいと思うんですが、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員が言うことは本当に大切なことだと思っています。そして先ほども話されましたように、群馬県でも検診率を50%に上げようということで去年から取り組んでおります。村でも、何としても住民に安心・安全を与えるためには早くにそういった検診を受けて、そして元気の中で生活していただくというのが目的でございます。

そして今指摘されました村でもいい事案は出さずすけれども、なかなか受診者が少なかつたりと。それで少ない理由はやはり受けるところが拒否を試みたり、医師会がいろいろな問題を提示して、なかなか環境が整わないということが事実でございます。

そういったものを踏まえて今指摘されました知事にも、それから広域の中でもそういった話を出させていただいて、広域の中で、ある程度似詰めたものをだんだんと広げていくようなほうがいいのかなと。それで県に言っても、なかなか動かないから、やはり地域に密着した中での施策を考えていくのほうがいいのかなと、今ちょっと思ったんですけれども。あらゆる場面、それから状況に応じて対策をお話し合いをして、受診率が上がるように、そして安心・安全で暮らせるような地域づくりに努めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 2点ばかり質問させていただきます。

まず1点目、50ページ、区長報酬、区長代理報酬、隣組長報酬とありますが、この金額は何年前か

らこのようになっているんですか。今後はどのように改定していきたいと思えますか。総務課長、お答えください。それ1問。

もう一つ、職員の手当についてですね、前年度と本年度を比較しますと596万3,000円、時間外がふえているんですけども、これは一生懸命職員が頑張ってくれてふえているんだと思えますけれども、何課で、どういうふうにふえてるのか、その内訳を説明していただきたいと思えます。2点、続けて質問します、よろしく。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の区長さんの報酬は何年前からというんですけども、ちょっとこれは調べないとあれなんで、後でそれにつきましては報告させていただきますけれども、報酬につきましては、特別職報酬審議会というのをつくりまして、ことしも行いました。そのときは一応、議員さんだけ改正することで、ほかの人はそのまま妥当であろうということで回答をもらっておりまして、今回は改正しないでそのままということになりました。

それから、手当でございますけれども、これにつきましては、総務課総務管理費というのは総務課と基地・財政、それでその時間外につきましては、今回、選挙が村議選と参議院選が平成25年度予定されております。その手当等がこの中に入っております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） まず、もう一度伺いますけれども、1点目の区長報酬ですがこれについて、いろいろ燃料も大分上がっていて、本当に今のこのままの状態、総務課長として、1人当たりで換算すると幾らと計算出ると思うんですけども、これについて総務課長、妥当だと思っておりますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先ほど総務課長が話されましたように、今年度、議会から報酬をということで出され、そしてすぐ報酬審議会を開かせていただきました。その中で、先ほども総務課長が話したように、特別職全般にわたって審議をしていただいた中で、議会議員の報酬だけは10%から14%の範囲内で上げたらどうですかという答申をいただきまして、ほかの職種については今までどおりでいいですよと、大丈夫ですよという答申をいただきましたので、それに沿って粛々と進めさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） それについて、村民の皆さんからの要望というんですか、声なき声というんですか、大変これについては、いろいろ疑問だという声もありますので、ぜひ、これからは改正で

きるところは改正して、村民皆さんに対してきちんとした形で手当も区長、本当に区長さん……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時2分休憩

---

午前10時3分再開

○議長（高橋 正君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 2款の総務費で、すみません、58ページになります、いいですか。

その中の需用費、庁舎管理費というのがございまして、庁舎管理費を足しますと約3,000万という中で、電気料というのが1,020万ほど今回、予算化しております。ご承知のように2年前に大震災があつて以来、節電しなさいよというような国の働きかけがありまして、庁舎25%か、やれというようなことですが、その節電はできているのか。また今、どのような節電に心がけているのか、課長、お答えをください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の節電ができているかということなんですけれども、引き続き、夜になったら節電するよう、卓上の蛍光灯を使って残業するよという指示は出しております。

それから、電気料につきましては、昨年、簡単には比較できないんですけれども、値上がりをしております。そういう関係で、ちょっと比較的にはどのくらい、そういうことで昨年の当初予算よりは上がっております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 今、何か電気スタンドという話が出たんですが、私、覚えているのに30台を買いました。それで夜間にそれを使うよということで総務課長が指示を出しているようなんですけれども、余り見受けられない。今、課長、何台使って、その30台は今どうしているんだかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘の件でございますけれども、今、総務課長が話されましたように、6時過ぎになったら、残業する者については電気スタンドを使用ということで、備えを徹底させております。場所によっては複数で残業、同じ仕事で複数でやる場合にはやむを得ないというような話の中でございますけれども、もう1人でやるのは、原則として6時過ぎはそれを使ってくださいよとい



うことを徹底しております。ただ、金井議員が話されますように、見渡すと、やはりそれがまだまだ徹底されていないのかなというような状況もございますので、それらも、これからなお一層努力をさせて節電に努めていきたいと。

それからもう一つは、この役場庁舎内で、夜、会議をすることが多くなってきたんです。その場合に、村民から来た場合に、やはりある一定のところだけは、これはつけておかなきゃならないというようなこともございますので、一概にそれでも節電だよというわけにはいきませんので、そこいらはある程度ご容赦願いたいというふうに思います。職員については、何しろ節電をするんだということで、前に一つの例で言いますと、女子トイレのポータブルの温度も切れというお話をしました。1カ月ばかりしたんですけれども、女子職員から、村長、それだけはこのことで、それは、じゃ、そうかということやったような、そこまでの節電を私も指示をしているところでございますので、これからも指摘されたことについては職員会議等で徹底させていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 課長会議で毎週当番制を決めて、各課に節電当番を行っております。そして、もちろん昼休みは当然、その係が節電するようにしております。

それとまた先ほど言ったように、5時半過ぎには、また節電ということで一旦スイッチを切って、それで夜用の明るさというか、そういう照明にしております。また、トイレにつきましては感知器でつくんですけれども、それを間引きして、全部電球を外して最小限の形をとっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 全会計予算からすれば微々たる金かもしれませんが。重箱の隅をつつくようなことを言っているんですけれども、その買った30台、ほとんど今、答弁ないんですけども、恐らく倉庫に入っているのではないかなというような気がするんで、そういうものは、もう使わないんだったら処分するとか、徹底してスタンドを使わせるとか、そこいらをしていかなければ、この電気料あるいは庁舎管理費も、かなりこれからも上がってくるのではないかなというような感じがします。

昔からのど元過ぎればというような感じがありまして、何か節電対策がいまいち忘れられてきているのではないかなというような気がして質問したんですけれども、先ほど村長が、これからのことについては答弁をされたんですけれども、総務課長としても、しっかりとその辺はこれからやっていただきたいというふうに思うんで、総務課長の最後の答弁を求めます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） スタンドにつきましては、特にその時期、集中してやる場所につつま

しては、各個人のところにも置いてあります。当然、私のところにも置いてあります。

それから、先ほども言ったんですけれども、課長会義で毎週、もう当番を必ず決めて、その課で節電に当たっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） スタンドが使われてないんじゃないかということでございますけれども、買った中で3台だけはまだ使われていないですけれども、あとは全部、各課にやっています。私も職員が心配するぐらい電気をつけず、そしてまた本当に暗いときには蛍光灯を使うというような状況下で、それから副村長もそういう状況下でやらせていただきますので、これは自分だけではなくて、ほかの職員にも啓蒙、今まで以上にやらせるように指示はいたしますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 106ページです。

民生費の児童福祉費、委託料の学童保育対策事業のところですね、この数字の説明欄のところに、その他委託料ということで2,570万ですね、この数字の説明欄のところに、その他委託料として2,570万、その後327万6,000円、指定管理委託料2,242万4,000円というところでありまして、この学童保育の委託に関しましては、議会の中でも説明はお聞きいたしましたけれども、もう少し、この予算との関係でお聞きしたいと思いますが、4月から指定管理でというふうなことでするので、もう準備も進んでいるかとは思いますが、予算と絡んで、今の準備状況をご説明いただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 学童保育対策事業その他委託料2,570万円、内訳として学童保育所運営費委託料327万6,000円、これにつきましては、これまで中央保育園にありましたうぐいす学童への委託料となっております。

それと、その下段にあります2,242万4,000円につきましては、このたび指定管理を受けることになりました高崎火工湯浅花火店のほうで5カ所の村立学童保育所の指定管理の委託料となります。

内訳というか、予算的にはこういうことなんです、1月に行いました予算特別委員会の後に、指定管理の選定委員会がありまして、そこで決まった後、予算を大幅に組み替えを行いました。歳入では学童保育保護者負担金1,827万2,000円ほど予算計上してあったんですけれども、それは指定管理者が直接納入するというので、それは皆減しております。

歳出のほうにおきましても、賃金から負担金、補助及び交付金までの項目がありましたが、3,470万2,600円ほど皆減しまして、そのかわりに2,242万4,000円を加えた湯浅さんのほうの指定管理料として加えております。

今現在、いろいろ準備というお話だったんですが、メンテナンスとか、そういう関係の業者に対する移行の流れとか、あと、今まで勤めていた人、保育に従事していた人の人事の引き継ぎとか、それとあわせて広報3月号で指定管理を受けるということで湯浅さんに、ちょっとコメントをいただきまして、広く村民に周知するよう準備している最中です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今の中身、指定管理について、経過、進みぐあいも含めてご説明をいただきましたけれども、この数字的なところで、委託料の節で2,634万8,000円とありますが、説明欄のところで出ている数字、委託料の327万6,000円と、それがうぐいすの委託料、それから指定管理委託料、湯浅さんほか5カ所の分2,242万4,000円を足して2,570万になります。そうすると、節の金額に足りない、64万8,000円ほど、ちょっと差額が出るんですけども、この辺はどのようにになりますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） その下の学童保育施設整備事業ということで、これは第一学童の建設工事に伴います管理委託料等が入っております。その関係上、工事なんかでもそうなんです。ちょっと請負の関係があるので明細は入れないようになっておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

---

午前10時18分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

先ほどの松岡議員の残業の件の五百幾万の件、ちょっと説明してやってくれますか、それだよ、松岡さん。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） そうです。

○議長（高橋 正君） それは言ったような気がしたんだけど、聞いてなかったそうなので。

暫時休憩します。

午前10時18分休憩

---

午前10時19分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

1款から4款までございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

64ページの15節工事請負費、航空機騒音観測装置撤去移設工事、これの内容説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐氏志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 13区の方の物置の上についている測定器でございますけれども、その方が物置を移設というか、取り壊しをして、新たに家を建てたいというようなお話を伺っておりますので、その方の部分の移設で、今度は屋上というんですか、屋根の上ではなくて、敷地内でそのくらいの高さにするというので工事費を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） そうすると、撤去のままでなく、また同じ場所で復元ということによろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐氏志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） そのとおりでございます。屋根の上ではなくて、敷地内で同じくらいの高さのものを建てるということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 八州高原メガソーラーの件で、ちょっと質問させていただきます。

24年度に立ち上がりましたこの財源確保、これは非常に、村民もこの収支については関心を持っているところですので質問させていただきます。

この25年で、このメガソーラーに関しては、あっちこっちにあるので、何ページというのは言えないんですけども、例えば61ページの7節の賃金のところですが、この自然エネルギー推進事業嘱託職員賃金456万4,000円ですが、これがあるんですが、これは白子のりのほうなんですか、それとも八州高原のほうのあれですか。我々があのときに認識していたのは、1,500万であそこの整地等をし、

全てで1,500万と。あとは自然災害で出費したのはこれは仕方がないんですが、これを見ますと、あっちこちにこの予算に、幾らですよ幾らですよというのが、また项目的に数字の載っていないところもありますので、この25年度の予算で八州高原にかかる費用というんですか、それは全体で幾らになっているものなのか。

それとあわせまして、先日、24年度の収入は伺ったんですが、これを具体的にわかりやすくするには、いま一度、その何月から何月までで幾ら収入がありましたと、これは今、収入ではないんですけども、関連ですので質問するんですが、この25年度に総額幾ら出資するのかというのを、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 自然エネルギー推進事業につきましては、平成25年度で799万2,000円の予算を組んでおります。

○議長（高橋 正君） 八州高原……

○総務課長（立見清彦君） だから、これが八州高原ですね。そのほかに特別会計で、また別の予算になりますけれども、特別予算では白子のほうの関係は入っています。

〔「八州高原……」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） だから、今言ったのが八州高原でございます。

それから賃金でございますけれども、賃金につきましては、ことしの4月から1年間、県のほうのトンネルというか、それを使っておりまして、そういうことでございます。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 大ざっぱに言って、細かい数字はちょっと控えさせていただきますけれども、ほとんどが人件費であります。それと種子の頒布代、昨年あれですか、災害で流された部分のところに、あのままでしておくという、もう1回、流されるだろうというようなことで、種の吹きつけが、数字はちょっと言えないんですけども、百ちょっとぐらいの数字で予算上させていただいています。あとの場合は、その中に最初、収入の部分も約50万ぐらいあったでしょうけれども、ジュースの買い入れだとか、そういうふうなものが多少入っております。あとは、だからほとんどが県からというより、国のトンネル事業の人件費だというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 先日、視察研修にも、京都のメガソーラーにも我々村議員で伺ったんですが、そのときには京都府の職員等々は一切タッチせずに、メガソーラーの会社の担当者が説明等していた

だいていたんですが、今伺いますと、その八州高原の維持、またそういうものに対して人件費が主ですという答えをいただいたんです。この約792万という出資は、これは1年でそれだけ八州高原に、簡単に言ってかけるお金なんですか。それと、あとは先ほど私が言った、24年度で何カ月分かで収入、先日聞いたんですけども、今ここに出資のお金が出たとすると、その差額でどのくらい収入があるんだなとというのがわかるので、ちょっと聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 私が先ほど799万2,000円と言いましたのは自然エネルギー推進事業でございます。八州高原にかけるといっても、それに関連するということで、その中には、もちろんいろいろなものも含まれております。要するに自然エネルギー推進事業として一般会計で出しているのが799万2,000円、これが自然エネルギー推進事業。その中にはやっぱり、中に環境教育コンクールコンテストの商品代とか、そういうのも当然、もちろん含まれております。八州高原……

〔「質問とは違うんだよ、それは」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

ここで15分間、休憩といたします。再開を45分から。

午前10時28分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き、1款から4款までの質疑を行います。

村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 牧口議員の質問に答えさせていただきます。

課長からもお話があったようでありますけれども、ちょっとわかりづらかったということで再答弁させていただきます。

総体的には金額をちょっと訂正させていただきます。先ほどは799万2,000円と申し上げましたけれども、748万3,000円でございます。訂正させていただきます。それで、そのうちの嘱託職員456万4,000円と、それにまつわる嘱託職員の身分保証に対する経費が、それらは全部国・県から来て、トンネルということか、うちのほうで受け入れて嘱託職員に全部払うということでございます。ですから、この推進事業に大きくかかわるといのは、その次の次のページにある64ページの15節工事請負の八州高原地内種子散布、これは先ほど副村長が申し上げましたように、災害があつて、その後、工事をさせていただきました。その後、土が流れないようにということで種子散布をさせていただくと

いう中の推進事業費が748万3,000円ということでございます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） だから、私の質問としては、八州高原のみの収支で、どのくらいの支出があるのかなと、こういうことは、やっぱり村民としては関心のあるところなので、具体的にはこれを聞きたかったわけなんです。ですから、その回答は今ある程度得られたんですが、ここでは収入ではないんですけども、その収入のほうとあわせてという質問をしたんですけども、それが1点です。

あとは、これはあと何か上のほうに貨物車の箱ですか、これを何か山の上に運び入れたというので、これは趣旨としては、あそこで何か品物等売るのでというのはわかったんですけども、その購入とか運搬とかの経費はどのようになったのかなというのが1点。

あと、先日、職員を4名増員すると言っていたんですが、今できれば職員等は減員という方向で頑張っているというような話なんです。そこでこの職員の4名の増員という、もしどのようなか、その理由がわかれば、この予算書ではなくて、先日、課長だったですか、その職員4名をふやしたためにという説明があったと思うんですよ。その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 歳入というか、まず収入の分からお答えさせていただきます。

66ページの財政調整基金費がございまして、説明欄の4,389万1,000円のうち、メガソーラー分として388万8,000円でございます。歳入の部を財調に積み立てるというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 職員の件でございますけれども、216ページですか、この比較して4名増員ということは、この3人は、今までいた職員が出先から帰ってきたり、それから2人は産休で休んでいた人たちが復帰するその3名です。それでもう1人は、議会に提出して可決していただきました旅券の発行の関係で1人職員をふやすということでございます。

あと、八州高原に電車があるというお話でございます。これは無料譲渡をさせていただきまして、というのは民間というか、山子田の地主の柏平関係で、あそこにテニスコートがありましたですね、あそここのところ全部取り壊すということになりまして、そのときに八州高原にもある程度、何というか、雷とか、そういうものがあつたときに避難ができないかというような状況も置かなきゃと。それからもう一つは、先ほどからいろいろ議論されておりますように、あそこへ飲み物をしまつて安全確保をしたいというような観点、もろもろの事業展開に必要なだということで設置というか、置いたということでございます。それで、これは本当に下から事業組み立てということになりますと、今度は

建築確認が必要ですので、本当に置かせていただいたということでご了解をいただきたいと思います。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 物は無料でした。運搬費は、前に可決された中の経費の中でやらせていただいたということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

1 番小山君。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 60ページの2款総務費から64ページにかけての自然エネルギー推進事業について質問します。

先ほど総務課長の答弁で7節の賃金のところで自然エネルギー推進事業の456万4,000円、これが発電施設の管理費も7月からのが含まれるということでしたが、これは白子の発電所に係るところだと思うんです。白子の海の発電所は特別会計にするという話なんです、これはいつから始まることなんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小山議員に申し上げます。

これは先ほども確認されたように、八州高原のほうの予算でございます。そして始まるのは、おとといですか、全協で話したとおりでございます。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 以前、ボランティア団体で管理してくれるというお話もございました。これだけの人を雇ってあそこに入れると、ボランティア団体というのが芽を摘まれてしまうかと思うんですが、その後のボランティア等の活動は行われてないんでしょうか。また、今の時期、草も生えなくて、木もある程度伐採されて管理し切っているとは思いますが、今の時期の仕事内容、わかったら教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 行って見てもらえばわかるんですけども、夏場は草とか、それから枝の伐採、それから発電所にかかわる道路網の整備とか、そういったものをやらせていただいております。そして今、荒れたところの石を整備したり、それから、これから種まきをするので、その準備をしたり、それから、きのうも議長には申し入れをしたんですけども、新しい議員になった暁には、そ



の人たちに、あそこへ記念樹として桜を約100本植える計画を立てておりますので、その準備等を今させていただきますところでございます。

ボランティア関係は、今のところこの県の事業であそこは足りしますので、ボランティアの人は、今のところ雇っていないと。そしてまたボランティアとして希望があれば、これは随時受け入れてボランティア活動をしていただくという計画でございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 白子の特別会計は、まだということなんですが、ここでお願いしたいんですけども、地元の育成会や親睦会に白子さんが奉仕作業ということで結構、草刈り等に高額のお金をボランティアとして払っているんですが、その辺を今度、村が借り上げるとなれば、そういう仕事もなくなってしまうので、ちょっと項目は違うんですが、この席で、村でボランティアを育成するという観点から、ぜひ、その白子の海にもボランティア育成という観点から、そういう仕事をつくっていただければと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） おととい、その関係で報告をさせていただいた中で、2枚目にエリアが書いてあったと思います。今、小山議員が指摘している白子のほうからボランティアでされているところ、うちのほうは借りておりません。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑がないようですので、次に移ります。

歳出5款から9款について質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 140ページから141ページです。

13款委託料で観光一般経費で820万1,000円ほど予算を組んでいるんですけども、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 140から141ページの13節委託料820万1,000円の内訳ということでよろしいでしょうか。

まず、説明欄にありますけれども、141ページ、一番上段ですけれども、観光用ビニール袋の作成委託料、これにつきましては、いろいろ観光のイベントをやっています。議員さんもいろいろ視察へ

行っていると思うんですけども、必ず行政で、そこへ行きますと、いろいろな行政のお知らせとか村勢要覧とか、あとその観光パンフ、こういうものを配付されると思うんですけども、そういうものをまとめて入れる袋、そういうものを村として平成25年度でつくと、そんな形で予算化をさせていただきました。

それから、その次の観光資源調査研究費783万3,000円でございますが、これにつきましては1月に、先ほど村長が言ったように、大学連携のモデル事業で高崎経済大学の南教授に、ふるさと公園周辺の活性化の基本構想について作成いただきました。それに基づきまして、平成25年度は、この基本構想をもっと計画的に実施したいと、そのような考えでその基本計画、これを作成したいと、そんな形で予算化をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 南教授がお話しされたんですけども、投資的な要素なんですけれども、この事業が成果をおさめるように努力していると思うんですけども、その辺の具体的な計画があったらお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） これは計画でございます。計画をつくるということでございます。岸議員の内容ということでよろしいですか、この調査の内容ということで、大きく分けまして3つあります。

まず1つ目ですが、全体の整備計画、基本構想の詳細と考えております。基本構想で示されました地域の課題の調査や、近隣市町村のニーズの把握、それから地域振興の方向性と全体戦略の検討、また地域振興における施設整備計画の検討や利用促進の計画等の検討でございます。

2つ目は、既存施設の改善計画でございます。地域の課題を踏まえまして、既存施設の現状分析を行い、計画のコンセプトでは、基本コンセプトや改善に向けた方向の検討など、また施設の改善計画では、施設の整備計画や運営計画の検討、事業計画では概算事業費の検討や運営趣旨計画の検討ということでございます。

3つ目は、新たな拠点施設の整備計画でございます。地域の課題を踏まえて、市場、資源条件の分析を行い、計画のコンセプトでは、新たな拠点施設の基本コンセプトや施設のテーマ、イメージ、ターゲットの検討、また施設の配置、建築、外構、運営計画などの検討でございます。また概算事業費の検討や運営収支の検討などでございます。

それ以外では、住民意見の反映といたしまして、昨年度の構想や今年度の基本計画について住民意見の聴取や関係者の意向把握を行う予定でございます。また、成果品につきましては説明会を開催す

る予定でございます。

以上が基本計画の主な内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） ちょっとわかりにくいんですけども、例えば具体的に、ここをどうするとか、ここをこうしていくんだという話があればいいんですけども、その辺またお聞きしますけれども、活性化という一つの要件として人が動いたり、お金が動いたり、生産性を高めるということがあると思うんですけども、そのうち観光というか、そういうのが含まれて、村の活性化につながると思うんですけども、いろいろヒントには観光施設とか、まだ眠っている観光施設もございます。そういう面を開発して、来た人が喜んで、迎えた人が潤うような方針でやっていただければと思うんですけども、ちょっと具体的なことがあったらお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 具体的なというか、要するにその前段として、まず先ほど言ったように既存施設の見直し、それから近隣市町村の状況把握、それからいろんな形で、前にも村長が言ったと思うんですけども、点から面という形で、ふるさと公園周辺にある公共施設、それから民間施設を含めた中で活性化できるような形での計画の検討と、そんなふううちのほうは捉えています。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

岸議員と同じく調査委託料に関してなんですけれども、基本計画を策定してもらった委託料ということで、いろいろ先ほど課長が説明いただいたように、いろんな細かい部分に関して計画が出てくるのかなと思うんですが、これは、要は計画をつくっていただいて、その計画どおりに進めていくという、今後は予算化になっていくという見通しのもとでの計画なのか、そのあたりの村の考えを、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、どういうふうにしていくのか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 予算化したということは、それに続いて進んでいきたいという願望がありますので、予算を上げさせていただいているところでございます。

そして、具体的なものについては、先ほど振興課長が話したような内容でございますけれども、一歩突っ込んだ中でお話しさせていただきますと、組織的にはふるさと公園の周辺施設活性化委員会というのが条例施行規則でございますので、その会を中心に進めていながら、議会にも報告すると

いうことで、そしてこの中には議員も入っていますので、そういう形でいいのかなというような思いをしているところでございます。

それでその中で、観光、経済振興が有機的に機能するために、イベントや事業の目的を明確にする。イベントが大きく分けてむらづくり祭を除いたほかで村では4つございます。その4つの中で、一つ一つのイベントの事業内容、目的を精査して、全部本当に、去年なんです、目的を定めて、それらも参考にしながら、しかも大学連携モデル事業の包括的なものも含めた中で研さん、研修をしていくと、調査をしていくということで、今回、上げさせていただきました。

そして、各イベントの目的でございますけれども、私が考えているのは、会では了解を得たわけですが、大洗町の友好都市関係では、人的交流を進めながら、学習できる小学生を行ったり来たりさせて、山と海の環境、それから自然を勉強しながら、経済に効果的なものを見きわめると。それから、葛飾の直売所につきましては、これはもう経済的交流ということで、経済振興に集中していかなくちゃということで、これには農家の人たちや商工業者を巻き込んだ中で経済活性化の調査をする。

それからもう1点の村で行っておりますエコフェスタと一緒にやっております産業部門、これについては村の商工業の生産物を、村はこういうものをつくっているんだよというような案内とともに、販売促進につなげていくと。

それからもう1点のぐんまちゃん家の事業については、これはもう物を売るのではなくて、こういったものの情報発信をそこからさせていただいて観光面につなげていくというような、各イベントごとの目的を持ったやり方の調査を研究していくと。それを軌道に乗せていくために、今回こういった観光資源調査研究費を計上させていただいたということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長のお話で、今やっている事業に対しても見直しを行う部分も、ぐんまちゃん家とか、あるような話ですが、この調査を委託する先というのは、どういったところにこの委託をするのか。大学連携モデル事業で、教授のほうからいろいろ提示されたのを、私たちも見させていただいたんですが、それをそのまま受けての基本計画ということになるのか、ちょっとそのあたりもよくわからないので、そこをお聞きしたいんですが、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員もわかると思うんですけども、村に住んでいると、内弁慶ではありませんけれども、何というか、外から見た村というのが、なかなか我々も把握できないところがございまして。そういったところを調査をさせていただいて、委託をして、それとまた我々の考え、それから議員さんの考え等々を、活性化委員会に1つに絞り上げて事業確定をしていくという段階を踏ん

でいきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 金額も大きいです。ですから、うちのほうとしては、それなりの業者を選定したいと、そんなふうに考えております。もちろん、これにつきましてはまた村の中で選定の委員会がありますので、そちらのほうに諮っていききたいと、そんなふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長のお話だと、大洗との交流の中で、小学生が交流できるような、学習できるような施設と先ほどおっしゃっていましたが、それを想像するに、かなりの大きな事業になるのではないかなと思っていて、ここで基本計画といったって、来年たしか総合計画のほうも今度始まりますよね。その辺との兼ね合いがどうなっているのか、どう考えているのかということもありますし、出てきたものをそのまま、やっぱり予算化していくのか、ちゃんときちんと段階を踏んで、それに対しても行っていくのか。今回のこの委託料が783万と高いなと正直考えておまして、まず、大学連携モデル事業で出されたものに対して、村の中で、それに対して検討がされたのか、それをそのまま業者に丸ごと投げてしまうのか、そのあたりも役場の中で大学連携モデル事業の結果を受けて、どうしていくのかという検討は行われぬのか。そこがどうも、この進み方というか、進め方というかが見えないんですけれども、その点に関してお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員が指摘する大学連携モデル事業を丸投げにしてやるのかというお話でございすけれども、決してそうではございません。我々も庁舎内でいろいろワーキンググループ等に相談をかけて、相談をして案を練ってきているところでございす。ただ、これについては本当に新しい事業でございすので、どのくらいお金がかかるかというようなことも見え隠れするところでもございすけれども、そんな中で、何としても、先ほどから話しているように、観光、経済振興をこの中で立ち上げていくんだと。そして、自主財源確保を後々にしていくんだという思いの中で、今回、この事業を取り入れるわけでもございす。

それで、庁舎内でもいろいろ研究をさせていただいております。どういう組織の中で、末端までどういうつながりをつけていくかというような研究もしていますし、それから商・工・農を取り囲んだ中で、どういう事案を出して計画を立てて、それが有機的に機能するかというようなことも、ある程度考えはございすけれども、やはり先ほどから言いますように、我々だけで考えたものでは、それは到底、井の中の蛙ではございすけれども、なかなか反映できないという中で、もう1回、そういったものを総合した中で調査をし、そして事業に移していくと、計画を立てていくということで計

上させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

11番星野君。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） 11番星野です。

この141ページですか、この内容については、調査ということは私は否定するものではありません。調査・研究するのは非常にいいことだと思うんですけども、私の個人的な意見をどう村長がとってくれるかお伺いしたいんですけども、榛東村には相当の観光施設があるわけでございます。たまたま私がいろいろの関係で、きのう伺ったんですけども、今、地球屋さんに女性だけの団体、個人で大体1日50台ぐらい来ているんです。その場所に、榛東村でも今、ネギを一生懸命推進していると思うんです。そういう中において、もうこの4月15日を過ぎれば、ほとんど玉ができちゃうと、売れないと、非常に苦しんでいる農家もあるわけです、手がなくて。そういうものについて、役場の中にあるんじゃないかと、やはり誘致した施設ですか、そういう観光施設だなどというのも、職員1人ぐらいは、たまには回らせてみるのもいいのかなというふうに考えております。

あす、あさって、たまたま私、口出した関係で、その農家に売りに行くと、2軒の農家を指定してやりました。それで所場代は要らないと、社長とじかに話をつけたんですけども、そういうのを役場の職員なり執行側で、そういう指導をするというのも一つの農家のためになるのかなと、また一生懸命農家をやっていただく一助になれば幸いなのですが、よそへ出て行って売るのもいいと思うんです。これは私は本当に否定しません、そういうものも大事だと思うんです、販路を広げるという意味で。そうだけれども、やはり潜在的な伊香保から来たお客を、ただ東京圏に帰すんじゃないかと、あれだけのところへ泊まって、50台からの車がとまっていると。地球屋さんへ行って見てもらうとわかるんですけども、中は、私は言い方がちょっと大げさになるかもしれませんが、アメ横みたいな状態で、女性が中を右往左往しております。女性にちょっと伺ったら、関東地方でもつるしびな、相当ここは有名なんですよねという立ち話をしてきました。そういう中において、やはり机の上にいるんじゃないかと、やはり外へ出て、もう少しそういう今年度につきましては、調査・研究というのを、ひとつ地元を踏まえた、やっぱり観光というものを考えていただきたい。村長のご意見をお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ありがたいご意見、ありがとうございます。

私も前から申し上げておりますように、経済の振興なくして村の発展はないというような位置づけの中で、今回、観光面、それから経済面の振興ということで、去年から取り組んでいるところでございます。そして、今、指摘されましたように、農家の人たちのつくる楽しさ、売る楽しさ、お金を使

う楽しさというものを、いつも私はイベントに行っているときには、それを勉強してくださいよということで、去年1年間、生産者とともにイベントに参加させていただいて、それを口が酸っぱくなるほど話してきました。それで、その結果として、今回の村の施設、それから民の施設、それから農家の人たちの生産物、商工業の生産品、それらを1つにした中での経済と観光の振興を図るんだというつもりで今回出させていただきます。

指摘されますように、農家の人たちも非常につくることは得ているんですけども、売ることが非常に、悪い言葉で言うと苦手です。そういったものを、どういうふうにして、そのつくられたものが満足して売れるかというようなお手伝いをするのも、行政あるいはJAの仕事だというふうに思っております。そういう環境をつくるべく、今回、この調査の中でいろいろな研究をし、私、よく言うんですけども、指示を出してぼんとたたいたら、今のネットじゃないですけども、末端までビビビと行って、そこが全部活動が起こせるような体制づくりをしたいと、こんな夢を持って取り組んでいるところでございますので、またいろいろな面でお力添えをいただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） 村長の答弁をいただいたわけでございますけれども、最近は核家族になっているということで、昔みたいな売り方では売れないんだと。要するに観光バスなり乗用車で来た人たちというのは、大体1,000円以内のものであれば売れるんじゃないかなというふうな、私はきのう、アドバイスをしてきました。そういうことで、やはり調査・研究、これは本当に大事だと思います。

それとやはり、農家の勤労青年が、また農家を振り返って見るぐらいの所得を上げられるような、村の施策の中でご努力を願いたいと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ありがとうございます。その施策としまして、今、非常に振興課でも後継者育成資金を使ったり、それからいろいろな県から事業が出ますものを農家のために補助をしたりしております。そんな中で、ご案内のように、新規就農なんかも、土地を持たなくも、それから農業経験がなくても、脱サラした人たちがすぐに取り入れられるような、それで資金も要らないような体制づくりということで、農地のあっせんは農業委員会でやっておりますし、それから、土づくりということでは、今回立ち上げました機械化組合にお願いして、そういったところで機械化支援をしていただくと。技術のほうでは、今、農家の人たちが非常に技術を持っておりますので、そうした人たちにお願いで手ほどきをしていただくというような、農家に対しては、そんなような対策も今、この事業の夢の中に入っていることでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番柳田さん。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番(柳田キミ子君) 139ページです。

9節負担金、補助及び交付金のところです。住宅リフォームの補助金ということで240万とここには書いてあります。既に配られておりますカラーの概算説明書の中では300万というふうになっているんですけども、その差はどういうふうになっているのかということと、何件分の補助金になっているのか説明をお願いします。

○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長(村上和好君) 139ページの住宅リフォームの補助金の内容でございますが、19節では240万円、それから少し上がりまして、一番上の8節ですか、報償費で60万円とあります。これを合わせますと300万という補助金内容でございます。実際には住宅の修繕ですか、これをなされる方につきまして、一応うちのほうでは補助要綱がありまして、補助対象工事費用ということで20万円以上の、これは税込みなんですけれども修繕ですか、これをやった場合に対して10%の補助をするということです。例えば100万円の修繕があったという場合には10%で10万円と。ただ、上限額がありまして、一応上限額が10万円という形ですから、例えば200万の修繕をやっても上限で10万円ということです。その10万円のうち20%を村の商工会が発行しています商業振興券ですか、これで交付するというので、今回240万と60万と分けております。件数につきましては、一応10万円上限ということで30件を見込んでおります。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) その目的をちょっとお話いたします。

これは東日本大震災以降、いまだに経済が回復していない状況の中で、平成20年10月31日よりスタートした政策金融公庫が行っている景気対策型緊急補償、いわゆるセーフティネット資金の村内での利用者は、現在、25年の2月までですけれども239件になっております。また、本村の商業の推移を見ますと、商品販売額で昭和63年が85億6,000万円ありましたけれども、平成19年度が55億4,000万円と35.3%の減となってきております。このような中で、新たに住宅リフォーム補助金制度を創設して、住宅関連産業の景気回復を図り、また経済の活性化を図るということで取り入れさせていただきました。

○議長(高橋 正君) 6番。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番(柳田キミ子君) この住宅リフォームの補助金の周知というふうな点ではかなり、先日、回覧板を通して回ってきたかなというふうに思っているんですけども、そのような形で周知もされているようですので、もし、たくさん人数が来てしまえば、補正でも増額をするというふうな考えはど



うですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 周知の関係ということですが、うちのほうでは、まだ議会、予算が通っていませんから回覧は回しておりません。ご可決いただければ、3月中にとりあえず回覧板で回すと、そんなふうを考えています。それから、もちろん村のホームページ、それと広報に載せると、そんなふう考えております。

業者の方につきましても、その回覧の中で商工会加盟の業者さん、それから加盟しない業者さんもありますので、まずは村に登録していただくと、そんなふう考えています。登録していただいて、できればこの辺の説明をしていきたいと、そんなふう考えています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この事業は村が中心になってやります。

それから、先ほど話されました、予算が足りなかったらどうだというお話ですけれども、予算が足らなくなるような事業に進めていきたいと、こんなふうに思います。そしてまた足らなければ、皆さん方をお願いして補正ということで理解をしていただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 7款の商工費、141ページになります。15節工事請負費で、観光案内板新設工事とありまして、これは恐らく県の補助事業かなと思っておるんですけども、先ほど星野議員も申されたように、観光地がいっぱいあるというけれども、私は重立った観光は余りないかなというように気がしているんですけども、これは何枚で、予算ですから、ついたからここへ載せてあるのかなと思うんですが、計画として大きさはどんなもので、どこへ設置をする予定なんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 高渋バイパスができて、かなり通過交通も多くなっておるということで、従前ですと、旧道から金子広馬場線を通ってブドウ場へ行くとか、あとは南新井前橋線ですか、それを上っていくということだったんですけども、かなりスピードアップになりまして通過してしまうと、そんなようなことがありまして、ブドウ組合から、ぜひとも高渋バイパス沿線に観光の案内板ですか、これを設置してほしいと、そんなようなご要望がありました。村では観光案内ということでございますので、そういうブドウ組合のご意見も踏まえて、高渋バイパス沿線に3カ所、看板を設置したいということでございます。大きさですが、高さが4メートルで、幅が3メートルで、縦が2メートルと、そんな形で考えております。主要な道路のところということで3カ所を予定して

います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） そうしますと、3カ所にということで、主に、じゃ、ブドウ園の観光のために、この看板をつくるんですか、そういうひもつきの補助金なんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 観光案内看板ということでございます。ただ、車を運転していて、余り、役場の庁舎のところにもあるんですけども、細かく入れてしまうととも見えないと思います。ある程度、内容を絞った中で、看板をデザインしたいというふうに考えています。まだ詳細のデザインはつくっておりませんので、またその辺で検討していきたいと、そんなように考えています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 大変大事な看板になろうかと思えますよ。うちのハウスの前を下りますと、広金線を下ると、やはりあそこで一番迷って、右行っちゃっているんで、かなりわかりのいい看板、歩いて恐らく見てという人は余りなくて、車で通り過ぎるんだから、そして、ましてこれから村長も観光に力を入れると言っているんですから、かなり何というのかな、インパクトのある目立つ看板を、これは課長、しっかりと考えてやっていただきたいと思うんですけども、ここに課長、観光への取り組みというので、観光案内板補修工事というのが175万あるんだけれども、これはこの中に入っているんですか。それとも別なんなら、この予算書を見てもどこへ入っているのかわからないんだけれども、どこかへ入っているんですか、この175万というのは。

それで、それは見つけてもらうとして、ぜひ、村長にもひとつお願いしたいんですけども、しっかりと観光案内板をつくって、村長のお考えとすると、どんなものをつくりたいというようなご意見が、ご意思がございませうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから申し上げましたように、本当に新しい道ができたら通り過ぎちゃって、小倉にみんなお客さんを取られちゃったというようなお話もございませう。村でも推奨しているブドウ、それからいろいろな事業を、やはり通り過ぎられたというのでは、これは本当に経済とか観光に響きますので、それらを何とか食いとめたいということの中で、今、看板の大きさがございましたけれども、内容についてはやはり見やすいようなもの、そして、しかも内容のあるものをこれから精査してやらせていただきます。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） このところの観光園の取り組みで1,567万円のことですね。この1,567万円は139ページの3目の観光費の本年度の額ですか、1,567万1,000円、これが万円単位になっているということでございます。その下の観光資源調査研究費は、先ほどご説明した内容です。それ以外のものがその観光案内看板ほかという中に含まれているということでご承知願えればと思います。

[「補正するのは本当に間違いないんだな、補助事業で」の声あり]

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） 補助事業でございます。まだ今現在は要望ということで上げております。ですから、まだ細かく採択という状態ではないということです。

○議長（高橋 正君） 10番。

[10番 松岡好雄君発言]

○10番（松岡好雄君） 消防費について、防災計画についてというところにあります。ことしは火災が大分多いんです。それで、それについて防火水槽、消火栓、現在全村、榛東村全体で何基くらいあるか、それと新年度予算で消火栓、それから防火水槽何基つくるのか説明願います、総務課長。

○議長（高橋 正君） 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 数のほうはちょっと総務課長のほうへ任せるとして、基本的には防火水槽は民生安定事業の中で北関東防衛局の補助をいただいてつくらせていただいているところでございます。そして、規則というカスパンがありまして、消防自動車を購入したときには補助をもらったときにはその年はつくりませんと。それから、その補助がないときにまたつくらせていただきますということで、1回に大体年によって違いますけれども、4カ所から5カ所つくらせていただいているところでございます。

消火栓につきましては、要望があった中で村費で設置するというところでございます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） 新年度の160ページをちょっとお開き願いたいと思います。

10号、工事請負費、この中に消火栓新設工事というのがあります。ここでうたっているのが2カ所でございます。今年度は2カ所を予定しております。今までの数はちょっと調べないとわかりません。

○議長（高橋 正君） 10番。

[10番 松岡好雄君発言]

○10番（松岡好雄君） これは後日お知らせください。わからない数字は、今探せといてもわか

らないと思います。新年度に今は2カ所と聞いたんですけども、それ総務課長、ことしは大丈夫でしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応、これを計画しておりますということだけで、大丈夫かどうかというのは……

○議長（高橋 正君） 皆さん次第。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 23年度主要施策の成果に防火水槽209、消火栓174と載っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 153ページ、公園費です。この公園費の中でふるさと公園、親水公園あるわけですが、維持管理費が主体で活性化に向けての予算が見当たりません。この両公園、ふるさと公園周辺活性化委員会が設置されてもうしばらくたつんですが、なかなか思うような成果が上がっていないのが現状だと思います。数年前にふるさと公園と親水公園を一体化して活性化させようということで、両公園の真ん中にある道路も閉鎖して一体化する方向ということで構想は始まったわけですが、まだ、今現在フェンスも撤去されず一体化というような感想は受けられません。今後、この公園をどのように活性化していく構想があるのか。大学連携モデル事業、先ほどあったんですが、これは別としてどのような方向でこれを進めていくのか。

また、この公園がこれ私個人の感想なんですけど、歴代の村長は自分のつくった施設のところでは力を入れるんですけど、数年経過してくるとその施設が置き去りにされて、新しい施設のほうに力を注いでいくというようなことで、今回このふるさと公園も村長の説明では、ここを核にして観光振興をしていくんだという説明であったわけですが、榛名カントリー跡地のソーラー施設の周辺も、何か観光の核になるようなことで施設がどんどん分散していくような気もするんですけど、ふるさと公園を核として、今後どのような構想を持っているか村長に伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから再三申し上げておりますように、観光とそれから産業の振興を図るということで核がなければだめだということでございます。そんな中で私はその進める中で、いつも話しているんですけども、既設の施設、民間の施設、それを使った中で立ち上げていくんだということでございますから、今、岩田議員が言われますようにふるさと公園はいの一番に過去の核と

して使わせていただくと、そこからその事業を展開していくという構想をもっております。バーベキューハウスもあのままになっていますけれども、それも有効利用を今考えているところでございます。ここでその事業が一つの軌道に乗った暁には、それ以上官が手を入れるのではなくて、今度は民がそれを使った中でやっていけるような体制づくりをしていきたいと、自分はそんな考えで当座村が主導を取った中で、あそこのふるさと公園内を一つの核として、それで観光それから産業の施策をそこから発信していくという体制づくりを今試みているところでございます。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） ふるさと公園に付随している直売所も、設立当初は6,000万円ほどの売上げがあったと。しかしながら漸減してきて、ここ近年では1,200万円くらいしか売上げがないと。そういった中でふるさと公園と親水公園、これを一体化して開発、いつごろをめどにそういうふうやっていくのか。また親水公園からふるさと公園のほうを見た場合に、この向こうに何があるかというのがわからないわけです。そういった部分の来た人にわかりやすく案内板の設置とかそういうものを、前から提案はしたこともあるんですが、なかなか目に見えたようなものもできておりません。今後、ふるさと公園、親水公園、この一体化はやられるんですか、どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員もご案内のように、私も議員のときに親水公園を立ち上げるときに、今の岩田議員と同じようなご質問をさせていただきました。そして、あの当時の答弁ですと、今思い起こせば、親水公園を公園と一体化利用した中で効果を上げるんだと。そのために廃道をしたり、それからあそこの行き来をよくしたりというような答弁を聞いたことを今思い出しました。しかしながら、あれ以来本当に今指摘されているように、分離されているような公園になっているというような状況から、それらも今回の事業の中で一つ一つ精査しながら改善をして、その親水公園ももちろんですけれども、ほかの施設もつながりのある、線で結ばれるような対策をこれから早急に講じて、今、期間はいつまでにやるんだというお話でございますけれども、こういったものは期間限定というわけにもいきませんが、ご期待に沿えるようになるだけ早くスピーディーに進めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 129ページ、説明欄の下から10行目くらいですか。新規就農者、補償金のもらえる条件を教えてください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

[産業振興課 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） 129ページの補助金の新規就農者確保事業補助金300万円の内容というところでございます。

これは新たに農業を始める方が自立してやる場合に年間150万円、最長5年間支給されるというものでございます。そして、なかなか新規就農ですから生活の安定が図れないということでの生活の安定を図るための支援ということで考えております。要件といたしますと45歳未満で独立自営就農される方、それから村が策定する人・農地プランというのなんですけれども、その中で新規就農者として位置づけられる方ということです。また、就農後、総所得、この給付金以外の所得が250万円未満の方、それと最後ですが、持っている農地、それと借りる農地も含めて5割以上自分の権利というんですか、利用権の設定も含まれるんですけれども、そういうものが5割以上自分の土地。例えば親元私有の土地があると思うんです。親の土地を借りるという場合も、親の土地とほかの方の土地の割合というのが、ほかの土地のものが5割以上でないと要件にならないと、そんなふうなことでございます。

以上が要件です。

○議長（高橋 正君） 12番。

[12番 善養寺 忠君発言]

○12番（善養寺 忠君） 300万円の予算があるわけですけれども、村とすれば25年度ですか、幾人か確保できる予定があるんでしょうか。また、ちょっと私のあれですけれども、長岡には去年あたりですか、2人当たり親の手元に就農した人がいますけれども、それぞれさっき言ったように5反歩だけ自分のものにすればお金がもらえる、そんなんであれですか。ひとつ就農者がいるかどうかそれもお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） 平成24年度なんですけれども、2人新たに就労するというのでたしか予算化したと思うんですけれども、1人の方はやはり持続できないということでやめてしまいました。もう1人の方なんですけれども、まだ土地が見つからないというところでございます。農業委員会等でもいろいろあっせんはしているんですけれども、なかなかまとまらないというようなことでございます。平成25年度については、予算的には2人を予定しています。ぜひともこの支援金を利用していただければとそんなふうに考えています。

○議長（高橋 正君） 12番。

[12番 善養寺 忠君発言]

○12番（善養寺 忠君） 村長、こういうことで農業を活性化するには若い人をどうしても入れなければ活性化しません。私たちもあと10年とかで百姓ができなくなりますので、ぜひ村長の考え方もしても農家を支援するのなら、やはり若い人を入れるような支援もひとつお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 経済の活性化は、やはりそういったところも重要でございます。先ほどから申し上げておりますように、本当の事業の中でもやはり農家の人たちがそういう環境をつくってやって、しかも自分の生産物を出せる体制も、これは経済の活性化だというふうに思います。ぜひ就農される方があったら、どんどんと今の事案を提案してもらって、どんどんと村のほうに来ていただくような、また議員さんにもお力添えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございません。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑がないようですので、次に、移ります。

歳出10款から14款について質疑ございません。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 教育費のことについて質問いたします。

南小の講堂について、防衛省の補助金で南小の講堂は防音工事できるのでしょうか、学校教育課長、お答えください。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 南小の講堂の事業でございますが、一応予定としましては平成26年度以降に予定しております。これについては防衛の防音工事の関係で補助金を予定してございますが、実施につきましては今後実施をするということで、防音測定等の結果ですか、そういったものもまだ出ていませんし、その結果によって2級防音なり、3級、4級ということで構造も決まっております。そういった構造の計画等も今現在立てておりませんので、そういった経過を踏まえながら、詳細については今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） しっかり頑張ってお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋 正君） 3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番小野関であります。204ページ、南コミの改修事業の部分でお願いをいたします。

南部コミュニティセンターについては、ホールがさまざまなイベントも取り組まれているんですけ

れども、ホールが小さいという意見が多数出されております。そんな中で今回改修ということで設計委託料が計上されてきたわけでありましてけれども、ホールの拡張についてそのお考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そのことについては、去年ですか、地域の人たちに寄っていただきまして、改修についてのいろいろな意見をお聞きしたところでございます。その中で、今ご指摘されるホールが狭いとか、それから物を入れる、道具を入れるのに入り口が狭いとか、それからトイレがちょっと和式でないとかいろいろ事案が出されました。それについていろいろ精査しまして、あの公聴会で聞きましたことを大体設計を立てる上で取り込んでおりますので、また設計ができましたら公聴会でお集まりしていただいた人たちに提示して、これでよいかというような確認をとりながら進めさせていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、追加としては屋根にあそこで使う電気料の何分の幾つでも補填できるようにということで、ソーラー施設も設置する予定でございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 自分もその席にいる話でありますから、若干は様子は少しはわかるんですけれども、防衛の補助事業ということの中で規制があつてということのを再三お聞きするわけでありまして。言ってみればいろいろな使い勝手のよい、それなりの面積を確保するべきだというふうに個人的には考えているわけでありましてけれども、その辺で防衛の規制等でこれ以上上げられないというような面積がホールの拡張についての面積の把握をしていけば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） どのくらいふやすかわかりませんが、拡張も考えております。そして、今、防衛の規制という話がありました。今回改修させていただくについて、あそこへ学童保育が今現在も入っています。あれこそ防衛で一番嫌がることでございます。ですから、今回は第二学童保育、南部学童保育所に新たに第二を設けて、そして、そっちへ移動してもらった暁に、防衛のほうの事業に組み込んでいきたいと、こんなふうに思っています。それで、今指摘されるホールについての拡張は、今現在防衛のほうで使えるか使えないかそんな問題ではなしに拡張するつもりであります。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 今、13区コミセンの改修が終わったわけでありましてけれども、その中で自分たちも失敗したなど思っているんですが、防衛の補助の関係で9平米までなら拡張できるけれども、



それ以上はだめだよということで、それでもうのんじやったと。わずか広げてもらっただけでお終いになったんですけども、後で聞いてみたら、18区コミセンなんかは、区の金を持ち出して区から1,000万円ほど持ち出して、それなりの面積を確保できたというふうに聞いております。つい13区の場合は仕上がっちゃってからその後にそういう話を聞いて、ばかみたなという思いがあるものですから、南コミについてもいろいろな規制はあろうかと思いますが、村としてこれだけの面積は確保したいという部分、ひとついろいろ知恵を絞って、使い勝手のいいホールをつくっていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小野閣議員の言うことはごもっともでございます。あとでやあやあとやっただけでも、うまくなかったなということのないような改修をしていきたい。そして、その中で今言われたように、補助金が当たらないからやめるということではなしに、やはり補助金は充てられるものは充ててもらって、そのほかに住民要望であればこれはやはり一般財源からも出す必要があるし、やらなければならないとこんなふうな考えでいますので、よろしくまたお知恵を拝借させてください。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 10款の教育費、5項社会教育費の中の204ページから205ページですけども、耳飾り館のことで少しお聞きをいたします。

まず第1点目、今回795万9,000円が前年に比べると増額になりました。その理由と今現在職員が正職を交えて何名いるのか、まずお聞きします。

○議長（高橋 正君） 星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） ただいま、金井議員の質問でしょうか、ページが206ページですか、15の工事請負費、これが831万8,000円、これは防水工事ということで全面的に改修しないと国の指定のものが傷んでしまうということで計上させていただきました。

もう1点なんです、何人いるかということです。それは嘱託職員が1名、臨時が2名ということで今現在対応しています。

よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 前々から私はこの耳飾り館のことで何度か聞いているんですけども、電気

料にしても195万円、約200万円近い電気料を払って、入館者の入館料は40万円弱くらいだということなんです、大変なこんなことを言っているか悪いかわかりませんが、背負いものの施設かなというように気がしているので、前に村長にお尋ねしたときに、土曜、日曜ぐらいに開館して、あとは締めおいてといったら、検討委員会があるんで話をそこへおろして、そこで検討をさせてもらうというようにお話があったんですが、検討委員会にお話をされましたか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 検討委員会にはかけませんでしたけれども、文化庁に聞きましたら、こういうものは極力開館しておいてくださいということでございました。

○議長（高橋 正君） 7番。

○7番（金井佐則君） と言いますと、文化庁からはここへは補助金 coming しているんですか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 村長のほうへの質問らしいんですけども、専門的なことがあるので私のほうからご説明させていただきます。

これは今現在、文化庁からは来ておりません。ただし、金井議員が歳出のことを申されましたけれども、これは先ほど私が申したとおり、国の指定史跡ということですね。私も文教委員会で議長に対して申したかと思うんですけども、これだけの国の耳飾りということで、全国的に知る人ぞ知るといふものであるということは、村民の方も知っている方は知っている、知らない方は知らないということで非常に残念でございます。先ほど、私も文教委員会で申したんですけども、北は北海道、東北、南は薩摩のほうまでの博物館のほうから年に2、3回、4、5回というふうにより年度によって違ふんですけども借りが来ております。そういう形でうちのほうで貸し出しているということなので、そういうことも含めて全国的な規模、また住民の教養、小・中学、幼稚園、そういう教育も含めて、もっと徹底した教育ができればいいかなというふうを考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員がまだしたいということは、結局、これをどういうふうにご利用していくかということだと思ふんです。活用方法はいろいろあるんですけども、やはりいろいろな施策の中でこれ抱き合わせの中で相乗効果を上げることがいいのではないかとということで、今回の先ほどから申し上げている観光経済振興の中にもこれも含めております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 先ほどの金井議員の質問で、前に教育長さんに教育の観点から東毛だとかあっちのほうの教育委員会に申し入れて、こっちへ来てもらうというそういう意見がありました。その後どうなったのか。

それともう一つ。210ページの社会教育施設で村民プールのことなんですけれども、北小のプールも新しくなって中学校、それと今度南小のプール等が建設が予定されています。村民プールの位置づけというものをどういうふうに捉えているのか、お聞かせをお願いします。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 最初のご質問ですけれども、耳飾り館のことにつきましては、年度初めに耳飾り館をアピールするようなチラシ、パンフレットを生涯学習課のほうで作成しました。内容としては県内の子供たちがあそこへ来たときのこういうルートがあります、耳飾り館ではこういう体験学習ができます、こういうものが展示してありますというものです。県下たしか6月だったと思いますけれども、私が県下の各市町村の校長の代表が集まる会議に出席させていただいて、その場で説明をしましたが、PR不足の面もまだ1枚の紙ではなかなか伝わらないなということで、何校かは利用しているんですけれども、再度その辺は、どういうふうにしたら来ていただけるかということは、まず再検討が必要かなというふうには感じております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 松岡議員の村民プールの位置づけということで、私のほうで考えている、また開場期間というのを申し上げたいと思います。

村民プールの開場期間は、夏休みの7月20日ころから8月24日ころの小・中、幼稚園の夏休みにかけて一応開場しております。去年の数字をちょっと並べさせていただきます。幼児、小学生が1,734人、中学生が329人、高校生以上が357人、2,420人ということで、各学校でプールを開場していない時期とか、学校が午前中やった場合は午後とか、そういうところの小学生が気軽に、小・中・高校生、一般の人たちが気軽に使えるような無料の施設なので、気軽に使えるということでふえているかなというふうに考えております。

ただ、老朽化しておりますので、これからいろいろな面で考えていかななくてはならない面があるかなということに考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後0時1分休憩

---

午後0時1分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

4番松岡君。

○4番（松岡 稔君） 先ほどの教育長の答弁なんですけれども、今年度の初めに私がそっちの東毛の人たちの学校の先生にアピールしてくださいと、1年くらいだからまだ成果は出ないと思いますので、引き続きお願いいたします。

それと、先ほどの村民プールのことなんですけれども、210ページに改修で60万円、榛東の村民プールができてちょっと私も何年か忘れてしまいましたけれども、先ほどの課長の答弁の中に約2,420人、大分多いなと私は見たんですけども、それだけの人が本当に来ているのかな、それとこの施設は、無料ですね。今後、大規模改修になるのかその点をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 大規模改修になるかいなかは、これから検討をしていって、例えばローリングとか総合計画の中でこれから考えていかなくちやならないなというふうに考えております。昔、たしか温水プールのことを私は計画したことがあったんですけども、却下されたような経緯がございます。また、活性化の面も含めて体育施設、ふるさと公園、また耳飾り館、文化財ということで観光を絡めて、今現在も各体育施設に来ている団体には、ワンコインということで昼食を村内の3業者から注文を取って提供している、村活性化の一助ということで商工会を通してやっておりますので、私のほうもそれなりに努力をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 反対討論をさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度など新しい予算をつけるなど、意欲的なところは本当に評価をいたしますけれども、学童保育の管理委託とか、役場の職員の数90何名、それと同数の臨時職員。臨時職員というのは6カ月単位で最高でも3年しか働けないというそういう臨時職員を、職員とほぼ同数くらいの臨時職員を抱えているということ、3年村のために働いてもらってその後はなし。その人たちを中途

で雇用を放置してしまう、そういうやり方では今、特に景気が悪い中、住民の収入を保障してやっていかなければいけない中で、臨時職員を多く抱えているというその村の姿勢は、どうしても私は見過ごすことができない。その観点で反対討論をさせていただきました。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

7 番金井君。

〔7 番 金井佐則君発言〕

○7 番（金井佐則君） この予算ですけれども、予算特別委員会でしっかりと審議をいたしまして、議会の声、あるいは村民の声も非常に反映されている予算、適切と私は考え、この予算に賛成をし、賛成討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 平成25年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、昼食休憩といたします。

午後0時6分休憩

---

午後1時10分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に続き、質疑を行います。

---

◇

### ◎日程第3 議案第37号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第37号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成25年度の国保会計予算につきましては、前年度予算と比較して、制度改正等による大きな変更点はございません。また、平成24年度当初予算では、国民健康保険税の税率を平均17%引き上げさせていただきましたが、24年度の保険給付等は、おおむね前年度並みと落ち着いて推移をしましたので、24年度中に基金の積み立ても予定をしております。

歳入については、その国民健康保険税ですが、本年度4億8,261万1,000円、対前年度2,962万4,000円の減となります。これにつきましては、予算編成時の課税所得額の減少、所得割課税人数の減少及び低所得者の国保税負担の軽減を図るため、所得により7割、5割、2割軽減を実施したこと等によるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費につきまして、平成24年度実績見込みに対して、一般被保険者分は5%の伸びを見込み、退職被保険者分は10%の伸びを見込んで予算計上をさせていただきました。金額では11億9,981万8,000円となり、前年度当初金額と比較しますと283万4,000円の増。総予算に対しては0.24%という伸びでございます。

予算総額では、歳入歳出それぞれ17億3,335万5,000円。前年度当初予算と比較しますと、金額で1,979万円の増。率では1.15%の伸びとなっております。

それでは、議案書に基づきまして説明をさせていただきます。

229ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。初めに歳入でございます。左から、款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税、金額4億8,261万1,000円。1項国民健康保険税、同額です。

2款一部負担金、金額1,000円。1項一部負担金、同額です。

3款使用料及び手数料、金額2万5,000円。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、金額4億3,385万8,000円。1項国庫負担金、金額3億3,704万6,000円。2項国庫補助金、金額9,681万2,000円。

5款療養給付費交付金、金額1億48万2,000円。1項療養給付費交付金、同額です。

6款前期高齢者交付金、金額2億7,704万6,000円。1項前期高齢者交付金、同額です。

7款県支出金、金額8,560万7,000円。1項県負担金、金額1,206万6,000円。2項県補助金7,354万1,000円。

8款共同事業交付金、金額2億5,286万5,000円。1項共同事業交付金、同額です。

9款財産収入、金額30万円。1項財産運用収入、同額です。

230ページをお願いいたします。

10款繰入金、金額9,781万7,000円。1項他会計繰入金、金額9,781万6,000円。2項基金繰入金、金額1,000円。

11款繰越金、金額2,000円。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、金額274万1,000円。1項延滞金加算金及び過料、金額253万2,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項受託事業収入、金額1,000円。4項雑入、金額20万7,000円。

歳入合計としまして、金額17億3,335万5,000円でございます。

続きまして、231ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、金額1,059万9,000円。1項総務管理費、金額585万1,000円。2項徴税費、金額434万2,000円。3項運営協議会費、金額21万1,000円。4項趣旨普及費、金額19万5,000円。

2款保険給付費、金額11億9,981万8,000円。1項療養諸費、金額10億4,728万8,000円。2項高額療養費、金額1億4,092万円。3項移送費、金額15万円。4項出産育児諸費、金額966万円。5項葬祭諸費、金額180万円。

3款後期高齢者支援金等、金額2億871万6,000円。1項後期高齢者支援金等、同額です。

4款前期高齢者納付金等、金額27万8,000円。1項前期高齢者納付金等、同額です。

5款老人保健拠出金、金額6万2,000円。1項老人保健拠出金、同額です。

6款介護納付金、金額9,374万9,000円。1項介護納付金、同額です。

7款共同事業拠出金、金額1億9,954万1,000円。1項共同事業拠出金、同額です。

232ページをお願いします。

8款保健事業費、金額1,707万5,000円。1項特定健康診査等事業費、金額1,311万4,000円。2項保健事業費、金額396万1,000円。

9款基金積立金、金額30万1,000円。1項基金積立金、同額です。

10款公債費、金額1,000円。1項公債費、同額です。

11款諸支出金、金額221万5,000円。1項償還金及び還付加算金、金額201万3,000円。2項指定公費負担医療費立替金、金額20万2,000円。

12款予備費、金額100万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額17億3,335万5,000円です。

235ページ、236ページにつきましては、事項別明細書の総括でございます。説明については、省略をさせていただきます。

239ページをお願いいたします。

以下、歳入の事項別明細書でございます。主なものについて、説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度4億3,795万2,000円。比較で4,130万2,000円の減でございます。内訳につきましては、右の節にあるとおりでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度額4,465万9,000円。比較1,167万8,000円の増でございます。

国民健康保険税の合計で言いますと、4億8,261万1,000円。比較としまして2,962万4,000円の減でございます。

次に、240ページをお願いします。上から3段目になります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度額3億2,498万円。比較2,934万7,000円の減でございます。負担金の負担割合が34%から32%になりました。制度としては、平成24年度からの変更でございますが、前年度当初予算策定時には未確定であったため、34%で当初予算が定められておりました。

その下、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度額が9,681万2,000円。比較699万7,000円の減でございます。歳出での療養給付費、療養費、高額療養費等の減によるものでございます。

次に、241ページ上段になりますけれども、5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金、本年度額が1億48万2,000円。比較1,909万6,000円の増でございます。歳出での退職者に係る医療費の増加による歳入増でございます。

次に、6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金、本年度額が2億7,704万6,000円。比較3,461万5,000円の増でございます。支払基金からの交付額の増額予定による歳入の増でございます。

次に、7款県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金、本年度額996万7,000円。比較では209万6,000円の増でございます。高額医療対象の増、また県が4分の1を負担する再保険制度の資金でございます。

次に、242ページをお願いします。一番上になります。

7款2項1目県補助金、本年度額569万7,000円。比較で104万9,000円の増は、財政健全化補助金、福祉医療費支払額増による補助増でございます。

中段になります。

8款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、本年度5,212万円。比較では864万2,000円の増。これは、国保連合会からの交付額増額見込みによるものでございます。2目保険財政共同安定化事業交付金、本年度2億74万5,000円。比較では958万8,000円の増。これは、国保連合会からの交付額増額見込みによるものでございます。

次に、243ページをお願いいたします。上段になります。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度9,781万6,000円。比較で699万円の増でございます。主なものは、1節の保険基盤安定繰入金で、7割、5割、2割軽減の軽減分を、一般会計から繰り入れるものでございます。

その他は、内訳の右の説明欄にあるとおりでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の事項別明細、249ページからお願いいたします。



同じく主なものについて、ご説明を申し上げます。

1 款総務費につきましては、省略をさせていただきたいと思えます。

252ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、本年度 9 億 4,375 万 8,000 円。比較では 710 万 1,000 円の減となっております。2 款 1 項 2 目退職被保険者等療養給付費、本年度 8,919 万 6,000 円。比較で 1,415 万円の増でございます。1 項療養諸費、計では 670 万 4,000 円の増となりました。

253ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費、本年度 1 億 2,936 万 5,000 円。比較では 583 万 3,000 円の減でございます。

254ページをお願いいたします。下段になります。

4 項 1 目出産育児一時金、本年度 966 万円。比較 126 万円の増でございます。平成 24 年度実績見込みによりまして、23 人を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

上段の、5 項 1 目葬祭費、本年度 180 万円。比較 55 万円の増でございます。平成 24 年度実績見込みにより、36 人を計上させていただきました。

下段、3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療保険へ国保加入者数に応じた支援金を支払基金へ納付するものでございますが、本年度 2 億 869 万 8,000 円。比較で 220 万円の増でございます。

次に、257ページをお願いします。

上段、6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金。これは、第 2 号被保険者、40 歳から 64 歳の方ですけれども、保険料については各被保険者を通じて徴収をしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、本年度 9,374 万 9,000 円。比較で 60 万 9,000 円の減となっております。

下段、7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金、本年度 3,986 万 8,000 円。比較で 838 万 3,000 円の増でございます。2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度 1 億 5,962 万 3,000 円。比較では 877 万 1,000 円の増となっております。

次に、8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。本年度 1,311 万 4,000 円。比較で 193 万 3,000 円の減でございます。平成 24 年度に、5 年に 1 度の特定健康診査等実施計画の策定が実施されております。25 年度では、この策定がないことによりまして減額となったものでございます。

次に、259ページをお願いします。

8 款 2 項 1 目保健衛生普及費 396 万 1,000 円。比較 86 万 1,000 円の増でございます。これは、予算特別委員会でもお話をさせていただきましたが、13 節委託料、260 ページになりますが、説明欄の 24 時間安心ダイヤルサービス事業委託料ということで、69 万 3,000 円が新規事業でございます。そのほか、この目では、人間ドックの助成金、医療費のお知らせに伴う費用などを計上させていただいておりま

す。人間ドック助成金は、前年度より対象年齢を30歳から20歳に引き下げ、助成金は5,000円を増額しまして、1件2万5,000円に変更させていただきました。また、平成24年度より国保連が市町村の委託を受けて実施した、ジェネリック医薬品利用差額通知等につきましては、前年同様に実施を予定しております。

次に、9款1項1目国民健康保険基金積立金30万1,000円は、本年度の基金の積み立てを予定、平成24年中に現在では7,000万円の積み立てを予定しておりますが、その利子の積み立てを予定するものでございます。30万1,000円でございます。

以降、10款、11款、12款は、前年とほぼ同様ですので、説明は省略をさせていただきます。

263ページについては、給与費の明細書となっておりますが、後ほどごらんいただきたいと思いません。

以上で、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5 番南さん。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 5 番南千晴でございます。

歳入の部分で、241ページ、242ページで、県の支出金というのがあるんですが、以前榛東村は、この会計がきちんとされているということで、群馬県の市町村の全部に行き渡らない、幾つかの市町村に支給される補助金が、約1,000幾らというのがいただいていたと思うんですが、それはちょっと数字的にも同じようなのがないんですが、県のほうからそういった補助金は、25年度いただけるのか、そのあたりを教えていただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 過去の議会でも、常にそういう説明がされてきたと思うんですけども、県との約束というのではないんですが、必ず交付されるものではないということで、当然24年度も、今審査を受けているところですが、必ず交付されるものではないということから、当初予算には計上しないという約束になっております。その年度のヒアリングの結果によりまして、交付されるか、されないか決定されるというものでして、この当初予算の中には、現在入っておりません。

○議長（高橋 正君） 5 番。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） ちなみに、24年度はもらえそうな状況なのか。

それとあともう1点、何市町村に交付されるものなのか、もしわかれば教えていただきたいんです。

が。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） まず、本年度の予定ですけれども、年が明けてからヒアリングが実施されて、まだその結果は来ていないと思います。そのヒアリング等の話の中でも、今頭の中に幾つ枠があるのか、はっきりした数字がわからないんですけれども、二、三町村、当然オーバーしている。要するに、全町村がヒアリングを受けているのではないのですが、交付予定数に対して二、三町村多いという状況だったという話を聞いています。結局、ヒアリングの結果によって、オーバーしている町村が落ちるということですので、ことしも間違いなくもらえるかどうかというのは、まだ今のところはっきりはしていません。ただ、一応そこに資料をそろえて、いただけるように参加をして、ヒアリングを受けてきたという状況です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） それは、私も先ほど、この会計がきちりしているかどうかという点で、もらえるんじゃないかと言ったんですけれども、その基準というか、基本的な、その補助金を受けられる様東も今回ヒアリングを受けたということなんですけれども。どういう部分に対して出るものなのか、教えていただけますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 全て細かいところまでは把握をしていないんですが、先日行ってきた後の話ですと、先ほど税務課長のほうからも話がありましたけれども、保険税の徴収の実績ですとか、滞納の額の代償だとか、収納に対する努力ですとか、そういったこと。

それからもう一つ、今回もたまたまあるんですけれども、年度末に基金残高があるかとか、そういった細かい内容によってということでした。そのために、今回そのあれも目指しまして、今まで国保は繰り越しはあったんですけれども、歳計現金とか予算のやりくりの中で、なかなか基金を積み重ねる機会がなかったと。ご存じだと思うんですが、3万6,000円ぐらい、基金がずっとそのくらいできていたんですけれども、ことしは、今繰り越しをした中で、先日お願いした補正予算の残がありまして、例えば、新年度早々に取り崩すとしても、年度末に一定基準額の基金があることが、特別調整交付金の交付の審査の中に入っているということも言われましたので、先ほど言いましたように、年度内に7,000万円を積みたいた。その金額も、村の国保の財政規模からいうと、それも、すみません、細かいパーセントは覚えていないんですが、7,000万円ぐらいないとクリアができないということなので、3月31日時点で7,000万円の基金があれば、来年度のヒアリングのときには、基金については基準どおり持っているということで、審査をしてもらえるということで積み立てを考えました。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第38号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第38号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

この制度が発足しまして5年が経過をしております。平成24年度には、保険料の改定がありまして、平均9.38%の上昇となっております。また、民主党政権下では、2012年通常国会において、後期高齢者医療制度の廃止法案を提出し、新たな医療制度の創設の検討を予定したようですが、提出が断念され先送りの状況となっております。

予算総額では、前年当初より321万6,000円の減、9,755万8,000円。率にして3.19%の減少となっております。

それでは、議案書に基づきまして説明をさせていただきます。

269ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。左から、款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、金額6,318万6,000円。1 項後期高齢者医療保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額1,000円。1 項手数料、同額です。

3 款繰入金、金額3,436万3,000円。1 項一般会計繰入金、同額です。

4 款繰越金、金額1,000円。1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、金額5,000円。1 項延滞金加算金及び過料、金額2,000円。2 項償還金及び還付加算金、金額2,000円。3 項預金利子、金額1,000円。

6 款雑入、金額2,000円。1 項滞納処分費、金額1,000円。2 項雑入、金額1,000円。

歳入合計、金額9,755万8,000円です。

続きまして、270ページをお願いいたします。歳出です。

1 款総務費、金額400万円。1 項総務管理費、金額244万3,000円。2 項徴收費、金額155万7,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、金額9,335万6,000円。1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3 款諸支出金、金額2,000円。1 項償還金及び還付加算金、同額です。

4 款予備費、金額20万円。1 項予備費、同額です。

歳出合計9,755万8,000円でございます。

273、274ページにつきましては、事項別明細書の総括表でございますので、説明は省略をさせていただきます。

277ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものについて、ご説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料4,619万8,000円。それから、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料、1 節現年度分普通徴収保険料1,698万8,000円は、これは広域連合からの数値でございます。1.51%の減となっております。税の軽減措置該当等による減が想定をされます。

次に、下段になります。

3 款 1 項 1 目事務費等繰入金986万3,000円は、一般会計からの繰入金です。比較で201万3,000円の減でございますが、主なものは、広域連合に繰り出すもので、広域連合のパソコンの更新等が、24年度で終了したことによる減額でございます。2 目保険基盤安定繰入金2,450万円。比較23万3,000円の減は、これも広域連合からの数値でございます。一般会計からの繰入金で、県分4分の3の歳入に村分4分の1を加えたものでございます。

次に、278ページから279ページの4 款繰越金、5 款諸収入、6 款雑入につきましては、前年度と同様に存目によるものでございます。

次に、歳出でございます。

283ページをお願いします。主なものをご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費244万3,000円、比較41万円の増は、12節役務費におきましてサーバーの導入手数料76万2,000円、これは村の役場の中に設置をされておりますサーバーの保守期間の終了に伴う機器の更新でございます、増額となります。それから、13節委託料123万1,000円は、前年度と比較しまして、住基法改正に伴うシステム改修対応が終了したことによりまして、これは31万5,000円の減、それから連合会の機器更改対応業務終了によりまして21万円の減、トータルで52万5,000円の減額となったものでございます。14節の使用料は、新規導入されるサーバーが、購入ではなく、リースによる導入になったことによりまして、18万4,000円の増となりました。2項1目徴収費につきましては、前年度と同様です。

284ページの下段になります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金9,335万6,000円、362万5,000円の減となっておりますが、これは歳入予算で保険料の徴収額が減少したこと、それから広域連合パソコンの更新が終了したことによる負担金の減額によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 後期高齢者医療特別会計についてですけれども、75歳以上の高齢者だけを国民健康保険のほうから別にして、特別会計を設けるというふうなことにしまして、まず反対の立場であります。後期高齢者医療制度自体、本当に早く廃止をしてほしいという立場から反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第38号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第39号 平成25年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第39号 平成25年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年を計画期間といたします第5期介護保険事業計画の2年目となります。

平成25年度介護保険特別会計、歳入については、歳出の保険給付費の増額を受けて、本年度の国庫支出金は2億3,683万6,000円、3,045万8,000円の増となっております。歳出におきましては、保険給付費を、平成24年12月時点での給付実績、それから1月から3月までの給付予測に対しまして、25年度は給付伸び率を12%見込んで作成をさせていただきました。1億1,770万5,000円の増、10億586万8,000円計上いたしております。予算総額では前年度当初より1億2,608万1,000円増、率にしまして13.5%の伸びで、10億5,514万5,000円を計上させていただいております。

それでは、議案書に基づきまして説明をさせていただきます。

291ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、初めに歳入でございます。左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款保険料、金額2億2,288万4,000円。1 項介護保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額1,000円。1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金、金額2億3,683万6,000円。1 項国庫負担金、金額1億7,719万7,000円。2 項国庫補助金、金額5,963万9,000円。

4 款支払基金交付金、金額2億9,248万4,000円。1 項支払基金交付金、同額です。

5 款県支出金、金額1億5,438万1,000円。1 項県負担金、金額1億4,970万9,000円。2 項県補助金、金額467万2,000円。

6 款財産収入、金額1,000円。1 項財産運用収入、同額です。

7 款繰入金、金額1 億4,855万2,000円。1 項一般会計繰入金、金額1 億4,855万1,000円。2 項基金繰入金、金額1,000円。

8 款繰越金、金額1,000円。1 項繰越金、同額です。

292ページをお願いいたします。

9 款諸収入、金額5,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、金額1,000円。2 項村預金利子、金額1,000円。3 項雑入、金額3,000円。

歳入合計、金額10億5,514万5,000円でございます。

続きまして、293ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、金額1,814万6,000円。1 項総務管理費、金額698万6,000円。2 項徴収費、金額73万5,000円。3 項介護認定審査会費、金額1,035万3,000円。4 項趣旨普及費、金額7万2,000円。

2 款保険給付費、金額10億586万8,000円。1 項介護サービス等諸費、金額9 億1,541万6,000円。2 項介護予防サービス等諸費、金額3,599万6,000円。3 項高額介護サービス等費、金額1,647万7,000円。4 項高額医療合算介護サービス等費、金額257万7,000円。5 項特定入所者介護サービス等費、金額3,446万4,000円。6 項その他諸費、金額93万8,000円。

3 款地域支援事業費、金額2,465万2,000円。1 項介護予防事業費、金額269万8,000円。2 項包括的支援事業・任意事業費、金額2,195万4,000円。

4 款基金積立金、金額383万4,000円。1 項基金積立金、同額です。

5 款公債費、金額160万円。1 項財政安定化基金償還金、同額です。

6 款予備費、金額100万円。1 項予備費、同額です。

294ページをお願いします。

7 款諸支出金、金額4 万5,000円。1 項諸支出金、同額です。

歳出合計、金額10億5,514万5,000円でございます。

297ページ、298ページについては、事項別明細書の総括表でございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、301ページからお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1 款1 項1 目第1号被保険者保険料、本年度2 億2,288万4,000円、比較3,052万7,000円の増、これは高齢者人口の増加による被保険者の増によるものでございます。

3 款1 項1 目介護給付費負担金1 億7,719万7,000円、比較2,019万1,000円の増。給付費に対しまして、施設15%、その他20%の割合により国から交付をされるものでございます。

302ページをお願いいたします。



3款2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）867万2,000円、比較448万1,000円の増、これは包括支援センターの委託費の伸び等、歳出増による歳入の増でございます。

中段になります。4款1項1目介護給付費交付金2億9,170万2,000円、比較3,413万4,000円の増、これも給付費等の伸びによる増でございます。

下段、5款1項1目介護給付費負担金1億4,970万9,000円、比較1,806万2,000円の増、これも給付費等の伸びによる歳入の増でございます。

303ページをお願いいたします。

上段になります。2項2目地域支援事業交付金433万5,000円、比較としまして224万円の増、これは国庫支出金と同様、包括支援センター委託費の伸びによる歳出増に伴う歳入増でございます。

下段になります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、計、本年度1億4,855万1,000円、比較で1,620万4,000円の増でございます。率では12.24%の増でございますが、これも給付費等、歳出の伸びに伴う歳入の増額でございます。

304ページをお願いします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、これは同額でございます。

8款繰越金から9款諸収入も同様でございます。

次に、309ページから歳出の事項別明細書でございます。こちら主なものについてご説明をいたします。

総務費については省略をさせていただきます。

312ページ、2款保険給付費について、先ほども説明をさせていただきましたが、平成24年12月の時点で、10月までの支給実績、11月から3月までの給付については、実績に基づく予測をいたしまして、25年度給付伸び率12%を見込んで計算をさせていただいております。以降は金額の大きいものについて説明をいたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度3億7,281万円、比較で3,828万円の増。3目地域密着型介護サービス給付費、本年度6,073万3,000円、比較259万7,000円のこちらは減でございます。

313ページをお願いします。

5目施設介護サービス給付費、本年度4億3,685万7,000円、比較6,062万4,000円の増でございます。率では13.87%の増となっております。8目居宅介護住宅改修費、本年度502万円、比較では64万7,000円の増でございます。9目居宅介護サービス計画給付費3,895万1,000円、652万7,000円の増でございます。

314ページをお願いいたします。

2款2項1目介護予防サービス給付費、こちらは要支援の1、2の方に関係する給付費でございます。本年度が2,922万6,000円、比較では331万9,000円の増となっております。

315ページをお願いします。

下段になります。2款3項1目高額介護サービス費、本年度1,643万7,000円、比較では125万9,000円の増、これも給付費の伸びによる増でございます。

316ページをお願いいたします。

下段になります。2款4項1目高額医療合算介護サービス費、本年度256万7,000円、比較では76万7,000円の増となっております。

次に、317ページをお願いします。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、本年度3,441万2,000円、比較では701万2,000円の伸びとなっております。

次に、318ページをお願いいたします。

3款1項2目介護予防事業二次予防事業費、本年度238万5,000円、比較で34万円の減でございます。これにつきましては、毎年同じ事業を実施しておるわけでございますが、本年度の予算の計画時に見積書を徴集したところの金額の減ということでございます。内容的には変更はございません。

次に、319ページの下段になります。2項1目の包括的支援事業費、本年度が1,383万7,000円、比較としまして469万5,000円の増、これは率にしまして51.35%の増というふうになっております。これも予算特別委員会のときに説明をさせていただいたかと思うんですが、13節の委託料1,370万5,000円、ここが460万6,000円の増となっております。地域包括支援センターのしんとう苑への委託料が460万6,000円の増ということになります。地域包括支援センターの設置運営基準によりまして、職員は原則3名配置が義務づけられておまして、これまで第1号被保険者の数によるただし書きにより2名で運用してきましたが、平成24年度の運営協議会により25年度からの職員増員が提案されたことによりまして、1名増員を予定するものでございます。また、この規定ばかりではなく、現状としまして、包括への相談業務等の増加もありまして、十分な体制が維持できない状況もありまして、今回、1名増員を予定するものでございます。

次に、320ページをお願いします。

2項2目任意事業費、本年度811万7,000円、比較としまして665万1,000円の増。これにつきましては、20節の扶助費675万円、説明欄の介護慰労金、これが新規事業でございます。介護慰労金の支給事業は、直接担当課は子育て・長寿支援課で実施をしておりますが、県の介護慰労金支給事業補助では1件というんですか、1人ですか、6万円を補助基準としまして、県の補助率が2分の1、3万円が補助されて運営をしてきました。今回の介護慰労金の支給予定額、予算額ですが、675万円というふうになっております。これを県の補助を対応した場合には675万円、うち村は540万円の負担、県が135万円の補助、これをもって675万円の事業を実施するということになりますが、介護保険事業の地域支援事業により実施した場合、県が133万円、村が133万円、介護保険料から141万円、国が266万円、これは端数はございますけれども、の負担となり、県の担当課のほうからも、県の補助金も、先ほど申しました2分の1、3万円の補助金も県の中で見直しの対象となっており、県内市町村に介護任意

事業への切りかえを指導してきた経緯もございました。

次に、321ページの中段になります。4款1項1目介護給付費準備基金積立金383万4,000円を予定しております。

下段の5款1項1目財政安定化基金償還金160万円、これは前年度と比較した場合に金額が216万3,000円の減額となります。これは、23年度の実際の借り入れが少なかったことによりまして、3年間の160万円ずつの均等償還ということでございまして、予算額が減ったものでございます。

6款予備費、7款諸支出金につきましては、特に変わりはありません。

323ページをお願いします。

地方債の各年度における現在高の見込み額と年度中の増減の調書でございます。先ほどお話をしましたように、借入額が480万円、前年度末の現在高が320万円、本年度中に160万円を償還するというものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 平成25年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第40号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第40号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、平成8年度に貸付事業が終了し、現在は貸付金の回収と起債の償還を行っているものでございます。

議案書の329ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、初めに歳入でございます。左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款県支出金、金額54万4,000円。1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、金額600万3,000円。1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入、金額1,502万3,000円。1 項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、金額2,157万円でございます。

続きまして、330ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、金額12万4,000円。1 項総務費、同額でございます。

2 款公債費、金額2,144万6,000円。1 項公債費、同額でございます。

歳出合計2,157万円となっております。

333ページから334ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書総括表でございます。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、337ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目償還費県補助金、本年度54万4,000円、前年度9万円、比較45万4,000円。これについては償還費補助金でございますけれども、今年度償還不能となったものについて国・県の助成を仰ぐ、そういった関係から増額となっているものでございます。

2 款繰入金、1 項1 目繰入金、本年度額600万3,000円、前年度670万円、比較69万7,000円の減、これについては一般会計からの繰入金でございます。事務費部分が3万4,000円、起債償還金繰入金……

○議長（高橋 正君） 丁寧にしゃべらなくても予算委員会でやっているんだから、重立ったものだけを説明して。

○住民生活課長（早川雅彦君） 続きまして、3 款の諸収入でございます。1 項1 目貸付金の元利収

入、本年度額1,502万3,000円、前年度1,599万9,000円、比較97万6,000円の減でございます。内訳につきましては、説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、341ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款総務費については省略をさせていただきます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度1,740万8,000円、前年度1,779万2,000円、比較38万4,000円の減。2項利子、本年度403万8,000円、前年度487万3,000円、比較83万5,000円の減でございます。これについては、かんぽ生命への償還となっております。

続きまして、343ページでございます。

この表につきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

左から2つ目の列、前年度末現在高の一番下の合計1億1,322万6,000円、1つ飛びまして当該年度中増減見込み1,740万8,000円、一番右でございます、当該年度末現在高見込み額については9,581万8,000円となるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第41号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第41号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業も事業着手から22年が経過し、全体計画面積は316ヘクタール、認可区域のうち、平成25年4月には約212ヘクタール、67.1%が供用開始となります。

接続状況につきましては、25年1月末ですけれども、受益者数1,638戸に対し、接続戸数1,337戸、接続率81.6%。供用人口5,421人に対し、接続人口3,739人、接続率69%となっております。

平成25年度主要事業といたしましては、特環エリアについては、管渠工事663メートル、公共下水道エリアにおきましては、引き続き認可区域の管路工事5,613メートル、舗装復旧工事2,000メートル、管渠設計委託4,886メートルと予定しております。

それでは、349ページ、第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

1 款分担金及び負担金1,518万円、1 項負担金、同額です。

2 款使用料及び手数料4,159万円、1 項使用料4,154万円、2 項手数料5万円。

3 款国庫支出金1億6,177万円、1 項国庫補助金、同額です。

4 款県支出金270万円、1 項県補助金、同額です。

5 款繰入金1億2,342万3,000円、1 項繰入金、同額です。

6 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額。

7 款諸収入566万4,000円、1 項、村預金利子1,000円、2 項雑入566万3,000円。

8 款村債2億6,290万円、1 項村債、同額です。

歳入合計6億1,322万8,000円でございます。

続きまして、350ページ、歳出です。

1 款総務費413万2,000円、1 項総務費、同額です。

2 款建設費4億4,304万2,000円、1 項建設費、同額です。

3 款管理費2,997万4,000円、1 項管理費、同額です。

4 款公債費1億3,608万円、1 項公債費、同額です。

歳出合計6億1,322万8,000円でございます。

続きまして、351ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、地域下水道事業債、限度額710万円。起債の方法、証書借入、又は証券発行、利率年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率となります。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還、若しくは低利に借換えをすることができる。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債、限度額3,100万円。公共下水道事業債、限度額2億480万円。起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

起債限度額の合計2億6,290万円。

次に、歳出予算事項別明細書でございますが、355ページから356ページの総括については説明を省略させていただきます。

359ページをお願いいたします。

主なものについて説明をさせていただきます。歳入です。

1款1項1目受益者負担金、本年度予算額1,518万円、比較410万4,000円。1節現年度分1,375万2,000円。内訳、受益者負担金公共分1,135万2,000円、37.3単位でございます。受益者負担金特環分240万円、これは10単位となっております。平成24年度の供用開始予定戸数がふえたことによる増額です。

2款1項1目下水道使用料本年度額4,154万円、比較397万円。1節現年度分4,114万円。内訳、公共分2,302万9,000円、615戸と新規50戸分の額でございます。特環分1,811万1,000円、710戸と新規の20戸分でございます。新規接続者の使用料の増加を見込んでおります。

360ページをお願いいたします。

3款1項1目国庫補助金1億6,177万円、比較494万3,000円。事業量が増加することによる補助金の増額となっております。

4款1項1目県補助金270万円、比較30万円の減。

5款1項1目一般会計繰入金1億2,342万3,000円、比較205万9,000円の減。

361ページをお願いいたします。

7款2項1目雑入566万3,000円、比較565万2,000円。1節雑入、内訳、消費税還付金、工事費の戻り分でございます。

8款1項1目下水道事業債2億6,290万円、比較240万円の減。説明欄の流域下水道事業債710万円、特定環境保全公共下水道債3,100万円、公共下水道事業債2億2,480万円となっております。

365ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項 1 目総務費413万2,000円、比較82万8,000円の減。

366ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目建設費 4 億4,304万2,000円、比較15万4,000円。主なものにつきましては、367ページ、13節委託料3,128万円、実施設計委託料で、比較52万5,000円の減となっております。

368ページです。15節工事請負費 3 億8,865万8,000円、管渠工事増により、前年度に比較して1,753万5,000円の増となります。内訳につきましては、特環、公共に分かれております。

369ページ、3 款 1 項 1 目管理費2,997万4,000円、比較158万9,000円の減。13節230万円。

370ページの19節をお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金2,478万3,000円。内訳は、流域下水道維持管理負担金となっております。

371ページ、4 款 1 項 1 目元金償還金8,049万円、比較1,147万5,000円。これは、据置期間が終了した元金償還が開始となるものでございます。

2 目利子償還金5,559万円、比較469万8,000円。

372ページから378ページにかけては、給与費明細書でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

379ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

一番下の合計欄、一番右の欄、当該年度末現在高見込み額、平成25年度末見込み額は24億2,967万8,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番柳田さん。

〔6 番 柳田キミ子君発言〕

○6 番（柳田キミ子君） 370ページです。

前のページからの委託料のところになりまして、水質分析調査委託料とあります。この目的といえますか、中身について説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 水質分析調査委託料につきましては、流入点が4カ所、村内にあります。それに伴う水質調査となっております。

内容的には、ペーハー、温度、ノルマルヘキサン、動植物の油脂、BOD及びSSの調査となっております。



以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今、課長の説明によりますと、特に検査によって異常があるというふうなことではないとか、こういう項目について検査するというので、特に異常があったということはないということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 水質分析の結果につきましては、特に異常がないということで、水質については問題がないと思います。結果になっております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 一緒に聞けばよかったですけれども、この間の放射能の疑いという、そちらのほうの検査というのは全然もう入れていなくてということでしょうか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 村については排水だけですので、放射線量のほうの調査はしておりません。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第42号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第42号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算を

議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度事業につきましては、長岡地区、広馬場地区の施設の運転、維持管理、新規住宅建設、新規加入申し込みに伴う公共マス設置工事等を継続的に実施してまいります。

25年度末の接続戸数につきましては、接続率ですが、長岡地区におきましては376戸、82.3%、広馬場地区におきましては425戸、47.4%となっております。

それでは、385ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

1 款分担金及び負担金192万2,000円、1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料2,676万4,000円、1 項使用料、同額です。

3 款繰入金1 億71万8,000円、1 項繰入金、同額です。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入3,000円、1 項村預金利子1,000円、2 項諸収入2,000円。

歳入合計1 億2,940万8,000円でございます。

続きまして、386ページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費793万6,000円、1 項総務費、同額です。

2 款管理費3,851万2,000円、1 項管理費、同額です。

3 款公債費8,296万円、1 項公債費、同額です。

歳出合計1 億2,940万8,000円でございます。

次に、389ページから390ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、説明を省略させていただきます。

393ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入でございます。

主なものにつきまして説明させていただきます。

1款1項1目分担金192万2,000円、比較48万円の減。1節現年度分192万円。内訳、長岡地区事業費分担金3戸分72万円、広馬場地区事業費分担金5戸分で120万円となっております。

2款1項1目下水道使用料2,676万4,000円、比較75万5,000円。1節現年分2,676万2,000円。内訳は、長岡地区下水道使用料362戸分で1,176万1,000円となっております。広馬場地区下水道使用料436戸分で1,500万1,000円です。

3款1項1目繰入金1億71万8,000円、比較692万円。

次に、397ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目総務費793万6,000円、比較303万2,000円の減。

398ページ、27節をお願いいたします。公課費272万5,000円、内訳は消費税となっております。使用料徴収による仮受消費税額です。

2款1項1目管理費3,851万2,000円、比較359万5,000円。主なものにつきましては、11節需用費1,748万9,000円。説明欄で電気料1,416万3,000円。内容につきましては長岡・広馬場処理場及び中継ポンプの電気代となっております。

12節役務費121万1,000円、13節委託料1,373万4,000円。内訳は、施設管理委託料1,137万3,000円とその他委託料236万1,000円となっております。内容につきましては、使用料システム委託料ほかとなっております。

400ページ、3款1項1目元金償還金ですけれども、4,518万2,000円、比較736万8,000円。2目で利子償還金3,777万8,000円、比較73万7,000円の減。

401ページから407ページにつきましては、給与費明細書でございますが、後ほどごらんいただきたいと思っております。

408ページをお願いします。

地方債の年度末現在高の見込み額に関する調書でございます。

当該年度末現在高見込み額、一番右の下ですけれども、25年度末見込み額ですが、18億8,244万円となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時41分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第9 議案第43号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第43号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成25年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、朗読及び説明をさせていただきます。

413ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算。

初めに、歳入です。

1 款事業収入7,272万3,000円、1 項事業収入、同額でございます。

2 款使用料及び手数料3,000円、1 項使用料、同額でございます。

3 款繰入金8,844万1,000円、1 項他会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

5款諸収入5,000円、1項村預金利子1,000円、2項雑入4,000円。

歳入合計1億6,117万3,000円。

続きまして、414ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費8,169万1,000円、1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費7,897万2,000円、1項事業費、同額でございます。

3款公債費1万円、1項公債費、同額でございます。

4款予備費50万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計1億6,117万3,000円。

417ページ、418ページは歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

421ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

主なものについて説明申し上げます。

1款1項1目事業収入、本年度額7,272万3,000円、比較1,021万1,000円の減額理由ですが、園児・児童・生徒の合計で前年度比73人の減少となっていることと、第3子目以降の給食費無料対象者を143人見込んでいるためでございます。1節現年度分予算額7,207万2,000円は、3子目以降無料対象者を除いた幼稚園児93人、小学校児童772人、中学校生徒426人、教職員等126人の給食費の計上でございます。2節繰越金、滞納繰越分65万1,000円は、説明欄のとおりでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金8,844万1,000円は、歳出に伴う不足分の一般会計からの繰入金8,154万1,000円で、3子目以降給食費無料化対象者143人分の給食費を一般会計から690万円の繰り入れを行うものでございます。

428ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

説明欄一番上の行ですが、施設管理委託料3,334万5,000円のうち、3,170万円が東洋食品への委託料でございます。15節工事請負費1,691万円は、焼き物器の更新工事で、ガス式のスチームコンベクションオーブンを導入するものでございます。焼く、煮る、蒸すなどさまざまな加熱調理が可能で、メニューの幅が広がり、副食の充実を図ることができます。現在使用している焼き物器の撤去費も含んでおります。工事につきましては、夏休み期間を予定しております。

429ページ、2款1項1目事業費、本年度額7,897万2,000円で、比較で327万9,000円の減額となっておりますが、前年度比で園児・児童・生徒の合計で73人の減となっていることによるものでございます。

431ページから438ページは、給与費明細書となっております。

439ページは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書ですので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第44号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第44号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 説明の前に、午前中の平成25年度榛東村一般会計予算の中で、松岡好雄議員さんからの質問に、区長報酬等について、いつからこの額になっているかのご指摘がありました。それにつきましては、平成11年4月1日に改正されてからでございます。

それでは、平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計について説明させていただきます。

この予算は、榛東村白子の海ソーラーポールの発電所に関するものでございます。

予算書445ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算の歳入です。款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1款事業収入2,447万円、1項事業収入、同額でございます。

2款諸収入1,000円、1項村預金利子、同額でございます。

歳入合計2,447万1,000円。

予算書446ページをごらんください。

次に、歳出です。

1款総務費1,658万1,000円、1項総務管理費、同額でございます。

2款管理費719万円、1項管理費、同額でございます。

3款予備費70万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計2,447万1,000円でございます。

449ページから450ページまでが歳入歳出予算事項別明細書の総括となっておりますので、説明については省略させていただきます。

次に、453ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

1款事業収入、1項事業収入、1目事業収入、本年度予算額2,447万円。1節売電収入2,394万円。

2節点検等受託収入53万円。

次に、2款諸収入、1項村預金利子、1目村預金利子、本年度予算額1,000円。1節村預金利子1,000円。

次に、457ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,658万1,000円。7節賃金45万円。

19節負担金、補助及び交付金8万円、これについては社会保険料です。23節償還金、利子及び割引料1,060万円。これにつきましては、運用原資戻入金と従前運用の戻入金でございます。25節積立金545万1,000円、これにつきましては、基金に積み立てるものでございます。

次に、2款管理費、1項管理費、1目管理費、本年度予算額719万円。内訳としまして、7節賃金130万7,000円。458ページになりますけれども、9節旅費2万8,000円。11節需用費51万4,000円。12節役務費24万7,000円。13節委託料157万5,000円。14節使用料及び賃借料202万5,000円。15節工事請負費124万2,000円、これにつきましては、看板等の工事費でございます。459ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金25万2,000円、これにつきましては、負担金及び社会保険料でございます。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額70万円。29節予備費70万円。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番、松岡です。

2月9日の上毛新聞に、発送電分離、5年から7年後、それから電力小売りの全面自由化ということで16年をめどにとあります。このことについて、榛東村のメガソーラー事業にどのように影響するのでしょうか。総務課長、教えてください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 発送分離というのは、発電と送電の会社を分けてするということで、うちのほうとしては何ら影響はないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 電力小売りの全面自由化ということは、幾らか下がるのかなという感じがするんだけど、20年間のペースだから、ちょっとこの先のことはまだわかりませんが、総務課長はどのように感じていますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 売電の価格は下がるというお話がありますが、今回の事業は42円の価格で20年間保証という事業でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） それはよくわかっておりますけれども、ただ、それで何で質問したかという事は、これは法律だから、人間がやることだから絶対変わらないことはないから、心配して質問しただけです。それだけです。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 疑えばきりが無いんですけども、日本国が沈没しない限りは、これは大丈夫です。



○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

457ページのほうで、基金運用益戻入事業で1,060万という部分になるんですが、今回の事業は、基金の運用ということでスタートしたわけでありまして、この運用に関しましては、1月10日の臨時議会等でこの特別会計の設置がありまして、その条例改正が行われたわけでありまして、その議会の中で、答弁の中で県庁の指示を得て、県はもとより総務省のほうの承諾も得ているというようなご答弁をいただきました。

私も何点か今までやっていく中で疑問があったので、県の市町村課の財政係のほうに直接お伺いに行きました。県のほうでも幾つか指示を出しているということでありまして、今まで具体的にこの事業に対して群馬県のほうはどのような指示を行っているのか、具体的にお話しいただけますか。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 県のほうの指示は、この農業維持管理基金のほうの基金ではなくて、一般的な財源のほうから使ったほうが適切ではないかというふうなご指示はいただいております。しかし、うちのほうの村長の思いもありまして、このような形になりました。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩。

午後2時58分休憩

---

午後2時58分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開します。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 農業維持管理基金ですか、そちらのほうの当村の長の思いがございまして、そして、何とかそれを減らさないようにという気持ちを酌みまして、こういうふうな形になりました。一般的には、やはり財調を使ってやるのが一般的だというふうなことはお聞きしております。

ただ、それだけでも一応顧問弁護士とも相談いたしまして、非常に画期的な運用方法だと、むしろ褒められているのが現状であります。

以上です。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この件につきましては、顧問弁護士とよく相談しました。そして、顧問弁護士が言うのには、実害もなく時代に即していることから、運用で大丈夫だということでございま

す。

〔「県のほうは」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 県につきましては、先ほど副村長が言ったように、財調であれば、もう絶対に間違いない、間違いないということはないんですけども、運用基金に好ましいということですね、すみません。好ましいけれども、この農業維持管理基金であれば、ちょっとグレーなところがあるという、そういう回答でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） もともと財調を使ったほうが好ましいというようなお答えと、あと、債権引換収入についても多分指示をいただいていると思うんですが、その中でも今、村が行っている事業に対して進めていくに当たって、よりベターな方法があるというふうに県のほうはお話してくださいましたが、そういった指示に今後どう応えていくのかお答え願います。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） この基金を使う場合には、県のほうのお話ですと、借入金というふうな形にしたほうがいいのではないかとというふうなことでございます。その点について、我々も弁護士と相談をいたしまして、借入金というふうなことは本来の阿久澤村長の趣旨に反していると。なぜかという、借入金というのは、金利と元金を返せば残ったものは勝手に使えると、そういうふうな解釈が成り立ちます。ただ、阿久澤村長は、ほとんどの上がった収益をもとに戻したいというふうなことから、うちのほうも弁護士との相談の中からこういうふうな形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 県の指示ではない形で村のほうがこの事業を進めてきたということですが、法律等、解釈等があつて非常に難しい中、グレーな部分で進んできたという部分に関して、やはり誰もが20年間と続く事業であつて、本当に皆さん、将来のためにといい気持ちもあつての部分に関して、やはり疑われないようにというか、グレーではなくて、白の部分でやはり進めるべきだと私は思うんですが、今後もそのあたり県の指示等に関しては、もう応えていくつもりがないのか、村長にお答え願います。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） グレーの指示とか、そういうふうな問題ではないんです。結局、解釈の問題だと私は思っています。したがって、はっきりとそれが数字的に残るように、今回、特別会計も設

立を願っておるというふうな状況なんです。

そして、その基金の設立をしていただいて、明快にそれをもとの維持管理基金のほうに入れるための、これが施策だというふうなことで弁護士とも相談をしております。

なお、こういうふうな形は、今のところ全国にも例がないそうです。ということは、当然どこの町村にもこういう農業維持管理基金のような税金ではなく、保証金でもらって残っている金そのものがないんだと。だから、県もそこら辺のところ非常に心配もなされたんですけども、我々もやはり法に照らすために、弁護士と一々相談の上にこれなら運用でいいたろうというふうなことで皆さんにお願いをして、基金も設立してもらったし、自由な、こういうふうな特別会計も設置してもらったというふうなことであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

1 番小山君。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 自然エネルギー発電事業ということで始まっているんですが、売電収入が2,394万円、歳入のところでございます。これは何か月分で、最大の出力での想定ですか、それとも平均値ですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 年間の予定売電が57万キロワット・アワー掛ける消費税込みで42円の売電価格としております。

〔「何か月ですか」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） もちろん1年分でございます。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 実質、もう3月中に仕上がり、4月から運用できるという試算での予算ですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この間もお話し申し上げましたけれども、早くにやりたいと、そして売電を始めたいという中で、今回の予算は5月の末から売電が始まるような形で、6月からというお話でございます。ですけれども、6月にそれが間に合うかどうかというと、今現在のところでは、おととも申し上げましたように、非常に資材が不足しているということで、入手がなかなか難しいようなお話も聞いておりますけれども、最大限、6月初めから売電ができるという覚えのしてある計画に沿

った収入が得られるように努力をいたします。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 自然相手の事業なので、できる限り1,000万円の償還と60万円の運用益を確保いただけるよう努力願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどからいろいろお話がございすけれども、私の思いとすれば、先ほど副村長が答弁したとおりでございます。24億あった農業維持管理基金が今、約18億8,000万ぐらいですか、減ってきてしまったと、元金を食ってきたと。そういう中で、このまま電気料が高騰したり、いろいろな機械が更新されるというところでありまして、おのずからゼロというのが何十年後には出るわけです。そういうものをなるべく延ばすようにと、後世にそういうものを何とか残してやりたいという思いから、基金運用の第4条を適用させていただいて、皆さん方にご説明をし、そして、いろいろな面でご協力を願ったという経緯がございす。

そんな中で、この予算中にもありますけれども、売電収入というのが平均で二千四百何がしですか、ちょっと見ればあれですけども、その中で2億の20年間の分割で1,000万円ずつ、毎年、本基金に入れます。そして、その2億の中の運用収入は、金利が運用費になります。それは25年度が2億の固定金利3%で60万を一般財源に入れます。そして、毎年毎年1,000万円ずつ出していくから減るわけですよね。それ掛ける金利の3%が毎年、一般財源には金利分が入って、0.3です。それで、1,000万円が毎年基金になされると、償還されると、そのほかの利益については、先ほど副村長が言うように、いろいろな経費を引いた中で、借地料とか管理費とか、そういうものを引いた中で、その利益が出たものについては、見えるような形でその基金条例をつくって、基金にそれも別としてやると、そのための基金を創設してやるということで、小山議員も話されましたように、せっかくこの運用をするんですから、誰にも目に見えるような形で、あのかの議員さんたちがこういうことをやってくれたんだけれどもよかったなというような施策に持っていきたいと、こんなふうを考えております。

○議長（高橋 正君） 9 番。

〔9 番 牧口又一君発言〕

○9 番（牧口又一君） 今、先ほど課長の答弁の中で、小山議員の質問は、これは何か月分ですか、それとも1年分ですかという回答に対し1年分ということなんですが、今伺ったところでは順調にいったら6月からという1年じゃなくて10カ月という回答になるんじゃないのかと思うんですが、これを例えば1年間でこれであれば、始まるのがはっきり6月であれば、大体おおむね、その10カ月分の売電価格がここに載るんじゃないのかなと、このように私は疑問を持ったんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 計算からいけばそれが妥当だと思います。これを仕上げるときには、4月からできるという見込みであったんです。だけれども、通産省の許可とか、それから通産省から発電所の番号をもらって、それを今度は東電に行っているいろいろ精査して、それから発注をかけるということになるという、物すごく時間がかかることと、先ほど申し上げましたように、早くに発注はできませんので、許可された中で発注をするということですので、そうするというこっこの計画でいろいろの資材ですよ、それがなかなかその当時と今が全然違った中での状況になったということでございます。

ですから、当然本当はちゃんとしたものを出すということが原点ではございますけれども、印刷したということの中でご容赦願って、後であれが出ましたら、わかった時点で早くに補正をかけたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） その件はもう十分に承知いたしました。ただ質問が何か月分ですかね、1年分ですかねという質問に対して1年と言ったから、ちょっとそのときに補足の説明があれば理解しやすいんじゃないかと、このように思います。

実際に1年で計画を立てたんですけれども、スタートはこうなりましたので、現実には値段は言えませんけれども、幾らかというような回答がいいんじゃないかと。質問に対する回答としてはちょっとずれたんじゃないかと思うんですけれども、課長、今後そういうことも1つ検討に入れて回答していただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） はい、わかりました。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 反対討論を行います。

先ほど質問の中にもありましたが、副村長もおっしゃるように、法律の解釈の部分ということもあるのかなとは思いますが、よりベターな方法でできるのであれば、私は事業を進めるに当たってそち

らで改善しながら進めていただきたいと思いますので、そういったこの自然エネルギー発電事業の進め方に関しましてはそう考えておりますので、反対させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第44号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第11 議案第45号 平成25年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第45号 平成25年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、上水道事業の経営状況ですが、平成23年度末の繰越利益剰余金は4,211万1,000円。この数値に平成24年度の見込みによる当年度純利益193万3,000円を加えたところの平成24年度末未処分利益剰余金は4,404万4,000円ほどになる見込みでございます。

平成25年度は節水等の普及により給水収益が減少傾向にありますが、年度末の未処分利益剰余金は4,446万8,000円ほどになると見込んでおります。

利益はやや減少しておりますが、ここ数年経営状態はほぼ一定の推移と言えます。平成25年度予算につきましても、こういった状況を踏まえ、良好で安定的な状況を保ちつつ、さらに安心・安全でおいしい水を安定的に供給すべく経営に取り組んでまいりたいと考えております。

平成25年度事業ですけれども、配水管新設、老朽管の布設替え、負圧対策などの6路線工事及び送

水ポンプ設置工事を計画しております。

466ページから469ページに上水道会計実施計画書、470ページは上水道事業会計資金計画、471ページから476ページまでは給与費明細書となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

477ページから480ページにかけましては、25年度の予定貸借対照表でございます。

480ページ、下から5行目ですけれども、ハ、当年度未処分利益剰余金、先ほど申し上げましたが、平成25年度未処分利益剰余金予定額の4,446万8,553円でございます。

481ページをごらんいただきたいと思います。

24年度末の上水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から3行目、当年度純利益は193万3,000円を見込んでおります。下から2行目、前年度繰越利益剰余金4,211万1,553円と合わせました当年度未処分利益剰余金、一番下の欄ですけれども、4,404万4,553円になる予定でございます。

482ページから485ページには、平成24年度予定貸借対照表が記載されております。

486ページ、平成25年度上水道事業会計予算説明書により説明をさせていただきます。

前年度に比べ変わった項目や主なものについて説明させていただきます。

初めに、3条予算、収益的収入及び支出の収入でございます。なお、前年度予定額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、本年度予算額2億7,115万8,000円、比較42万6,000円。1項営業収益、本年度予算額2億6,000万5,000円、比較47万5,000円。1目給水収益、1節水道料金、本年度予算額2億5,804万5,000円。内訳、一般基本使用料分6,569万6,000円ほかです。これにつきましては、5,214件と滝沢分については48件となっております。

2項営業外収益、本年度予算額1,115万円、比較5万円の減。給水収益でございますが、給水人口はほぼ横ばいの傾向にあり、水道水の全体使用料につきましては、やや減少状態が続いております。平成24年度の実績見込み等を考慮しまして、収益を見込ませていただきました。

また、営業外収益につきましては、受取利息及び配当金は現在の預入利率で予定しますと11万5,000円の減額、消費税の還付はございません。

続きまして、488ページ、支出です。

1款水道事業費用、本年度予算額2億6,810万8,000円、比較895万9,000円。1項営業費用、本年度予算額2億5,208万2,000円、比較591万2,000円。営業費用で主なものは、2目配水及び給水費の2節委託料の減額、浄水器交換業務個数の減によるものがございます。

489ページ、5節修繕費の減額、減ですけれども、これも交換浄水器等の個数の減によりまして209万9,000円の減額となっております。7節動力費1,470万3,000円、農業用水管理費へ928万5,000円、電気料を支出いたします。

490ページ、3行目、総係費では人件費の減により3万円の減額となっております。

492ページ、4行目、減価償却費、本年度予算額1億1,314万5,000円、比較717万3,000円。これにつきましては、新長岡浄水場分の増額となっております。

2項営業外費用、本年度予算額1,476万2,000円、比較310万4,000円。これは1目企業債の支払利息の減額と2目消費税納付額を増額によるものでございます。

続きまして、494ページをお願いいたします。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、前年度予算額は省略させていただきます。

1款資本的収入、本年度予算額1,052万5,000円、比較200万円の減。1項企業債、本年度予算額1,000万円、比較同額。3項工事負担金、本年度予算額52万5,000円、比較200万円の減。本年度は補助事業がございませんので、歳入の減額となります。工事負担金は、下水道工事の工事負担金52万5,000円を負担金として受け入れをいたします。企業債につきましては、配水管布設工事に充当するものでございます。

続きまして、495ページ。支出の部ですけれども、1款資本的支出、本年度予算額9,947万1,000円、比較2,804万1,000円。1項建設改良費、本年度予算額7,408万円、比較2,708万6,000円。2目建設改良費、本年度予算額7,344万6,000円、比較2,708万6,000円。4節建設改良費6,790万4,000円、老朽管布設替え工事、送水ポンプ設置工事等でございます。

496ページをお願いします。

2項企業債償還金、本年度予算額2,539万1,000円、比較95万5,000円。企業債の償還金は、元金償還金の償還の据置期間が終了したことによる償還が廃止されたことによる増額でございます。25年度末の起債残高は4億5,375万2,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番星野君。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） 今、老朽化した水道管の布設をやっていると思うんですけども、今現在はどのくらい榛東村が更新ができていますのかお伺いしたんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 老朽管の布設替えでございますけれども、村内の半径50ミリ以上の配水管につきましては、おおむね114キロございます。その内訳ですけれども、硬質塩化ビニール管が98キロ、全体の86%、ポリエチレン管につきましては9.8キロ、8.5%、その他はラクタイル鋳鉄



管交換等となっております。とりわけ40年以上の経過した老朽管につきまして、毎年逐次老朽管の布設替え等を行っておりますが、今現在につきましては、主にポリエチレン管につきまして交換を、布設替えを計画しております。ポリにつきましては、30%程度布設替えを終わったかなという、概算ですけれども、そのくらいの数でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） 一応総配水量ですか、それから見ると約79%ぐらいは、有収の金になっているわけでございます。そうすると、その残は一応水というのは上から下へ流れるもの、捨てているのかなど。悪い言い方をするとそうなるので、極力、村の負担等を考えると一遍というわけにはいかないと思うんですけども、極力、無駄な水を買わないような方向と、一応この中にもありますけれども、滞納等もあるようでございます。そういうものを極力少なくするような対応をしていただければ幸いと思うので、あえて申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 確かに有収水量が70%台になったというのは危惧しているところです。そして、いろいろ調べてみたら、今年度にあっては、非常に漏水が多かったと。そういう関係で村民にも機会あるごとに漏水については各自が管理してくださいよということで、1回だけは減免できるんですけども、2回目からになるともう自分持ちになりますから、そうならないようにひとつ力をかしてくださいというあれは、宣伝というか周知はしておるところです。今言われたように、それが水道料にはね返りますから、そこのところはこれからもしっかりとしていかなきゃというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第45号 平成25年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第46号 渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第46号 渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） それでは、議案第46号の提案理由についてご説明申し上げます。

障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題されたことに伴い、規約の文言を改正するものです。

榛東村、吉岡町、渋川市が共同で設置した渋川地域自立支援審査会は、障害者の程度を専門医師が効率よく公平に審査するために平成18年に設置されました。

252ページをお開きください。

渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議書です。

協議書には、下記に示した規約を関係市町村間で協議の上定めるとして、下記には改正する規約を第1条中、「障害者自律支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるとの内容が記されております。

附則は、施行日を平成25年4月1日からと示し、その下段の日付は3市町村それぞれの議会に上程し、その議決後に記入する予定となっております。

新旧対照表20ページでも、法律の改題のみを記しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 渋川地域自立支援審査会共同設置規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第13 議案第47号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第12号）

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第47号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入歳出とも国の補正予算（第1号）を受けてのものでございます。

254ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額5,388万9,000円、計5億9,225万9,000円。2項国庫補助金、補正額5,388万9,000円、計2億4,809万8,000円。

歳入合計、補正前の額48億8,073万2,000円、補正額5,388万9,000円、計49億3,462万1,000円でございます。

続きまして、255ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく、左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額4,681万7,000円、計8億2,049万3,000円。1項総務管理費、補正額4,681万7,000円、計6億9,921万7,000円。

8款土木費、補正額707万2,000円、計4億1,642万6,000円。2項道路橋りょう費、補正額707万2,000円、計2億5,075万9,000円。

歳出合計でございます。補正前の額48億8,073万2,000円、補正額5,388万9,000円、計49億3,462万1,000円でございます。

続きまして、256ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

補正追加でございます。左から款、項、事業名の順に朗読させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域力循環創造事業、金額5,000万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路橋りょう総務費、金額707万2,000円。

地域力循環創造事業は、補助金で購入する機械器具等が年度内に購入が終了しない見込みであるため、翌年度に繰り越すものでございます。

道路橋りょう総務費は、委託料において1、2級村道の舗装の点検及び10メートルから15メートルの橋りょうの点検が年度内に終了しない見込みであるため、翌年度に繰り越すものでございます。

258ページから259ページは、歳入歳出事項別明細書総括でございます。説明を省略させていただきます。

261ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。説明させていただきます。

15款2項4目土木費国庫補助金、補正額388万9,000円は説明欄にある社会資本整備総合交付金で、補助率は事業費の55%でございます。この下、8目総務費国庫補助金、補正額5,000万円は説明欄にある地域経済循環創造事業交付金でございます。再生エネルギーによって地域力を向上させるための交付金でございます。

続きまして、263ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。説明させていただきます。

一番上の段、2款1項6目企画費、補正額5,000万円は、19節負担金、補助金及び交付金で説明欄にあるエネルギー地域力循環創造事業補助金で、機械器具等を購入するための補助金でございます。この下、8目財政調整基金、補正額318万3,000円の減は、財源調整を歳出で行うもので、財政調整基金に積み立てる額を減額するものでございます。

下の枠、8款2項1目道路橋りょう総務費、補正額707万2,000円は有山雪委託料で、道路ストック総点検調査業務委託料で、1、2級村道の舗装の点検及び10メートルから15メートルの橋りょうの点検でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

議案第47号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第14 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第14、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

星野総務文教常任委員長より審査の報告を求めます。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） それでは、閉会中の継続審査の申出書。本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出をいたします。

受理番号、平成23年第4回第12号、区分、陳情、提出者、霞山カントリー倶楽部、株式会社ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部代表取締役、市川金次郎。

件名または趣旨です。村有林の借地料減額についてのお願い、継続審査と決定いたしましたので報告をいたします。

○議長（高橋 正君） ただいま星野総務文教常任委員長より審査の報告がありました。平成23年第4回陳情受理番号第12号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、金井福祉生活常任委員長より審査の報告を求めます。

金井福祉生活常任委員長。

〔福祉生活常任委員長 金井佐則君登壇〕

○福祉生活常任委員長（金井佐則君） 閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたの

で、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成24年第4回第17号、区分、陳情、提出者、群馬県医療労働組合連合会執行委員長、石関貞夫。

件名または要旨、安全・安心の医療、介護実現のための夜勤改善、大幅増員を求める陳情書。

平成24年第4回第18号、陳情、提出者、群馬県医療労働組合連合会執行委員長、石関貞夫。

件名または要旨、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書。

以上、2件であります。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） ただいま金井福祉生活常任委員長より審査の報告がありました。平成24年第4回陳情受理番号第17号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第4回陳情受理番号第18号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、松岡産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

松岡産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松岡好雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（松岡好雄君） 陳情・請願の審査を報告いたします。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第3回第12号、付託年月日、平成24年9月3日、件名、榛東村第16区内道路の側溝に小蓋を取付されたい。

委員会の意見。本路線は道路周辺の宅地化に伴い、通行車両が増加している状況にあるが、既設の側溝に小蓋はないため、学童の歩行や車のすれ違いに支障を来している。よって、主要幹線である1級村道宮室下前線については、小蓋設置が必要と思慮されるので一部採択とする。審査結果、一部採択。

次に、陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第3回第13号、付託年月日、平成24年9月3日、件名、榛東村広馬場上野工業団地内の改良舗装工事及び側溝に小蓋の取付依頼について。

委員会の意見。本陳情の趣旨は理解できるが、改良舗装工事の要望箇所については必要性が薄いと思慮される。なお、村道広馬場上野8号線の側溝に小蓋がない部分については、大型車両のすれ違いや歩行者の安全を確保するため、小蓋設置の必要があると認め、一部採択とする。審査結果、一部採

扱。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第1回第1号、付託年月日、平成25年2月27日、件名、女性農業者の農業委員登用に関する要望書。

委員会の意見。男女共同参画の趣旨を十分理解し、女性農業者の積極的登用を図る必要があると認め、本陳情は採択とする。審査結果、採択です。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第1回第2号、付託年月日、平成25年2月27日、件名、村道関谷塚18、19号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は住宅地に接続する道路であるが、いまだに未改良・未舗装のため、悪水や路面の洗掘により通行に支障を来している。改良舗装を行うことにより、利便性の向上と生活環境の整備を図られると思慮されるため、採択とする。審査結果、採択です。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第1回第3号、付託年月日、平成25年2月27日、件名、堂ノ入沢支流長岡中野水路埋立工事について。

委員会の意見。本陳情箇所は梨子木平貯水池からの余剰水の流末排水路となっているが、護岸もなく未整備のため浸食が進み、危険な状況となっている。早急な対策が必要と思慮されるため、採択とする。審査結果、採択です。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要すると決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出をいたします。

受理番号、平成23年第3回第10号、区分、陳情、提出者、第2区区長浅見貞男、区長代理千木良嘉隆、件名または要旨、村道梨子木平8号線改良舗装工事について。

平成24年第1回第1号、陳情、第16区区長松原 大、区長代理小川 清、村道下前11号線改良舗装工事についてであります。

以上であります。

○議長（高橋 正君） ただいま松岡産業建設常任委員長より審査の報告がありました。平成24年第3回陳情受理番号第12号は、審査の結果、一部採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第3回陳情受理番号第12号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり一部採択に決定いたしました。

平成24年第3回陳情受理番号第13号は、審査の結果、一部採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第3回陳情受理番号第13号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり一部採択に決定いたしました。

平成25年第1回陳情受理番号第1号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第1回陳情受理番号第1号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。



[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、採択に決定いたしました。

平成25年第1回陳情受理番号第2号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第1回陳情受理番号第2号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、採択に決定いたしました。

平成25年第1回陳情受理番号第3号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第1回陳情受理番号第3号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、採択に決定いたしました。

平成23年第3回陳情受理番号第10号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第1号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第14、請願・陳情についてを終わります。

- 
- ◇
- ◎日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - ◎日程第16 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
  - ◎日程第17 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - ◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第15、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第15から日程第18までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◇

## ◎議長あいさつ

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに受理された案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

2月27日の開会以来、本日までの10日間、3名の議員からの一般質問、補正予算、平成25年度当初予算、請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑・討論がなされましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成25年度予算では、一般会計の歳出総額は49億5,710万円で、対前年比で6.6%の伸び、特別会計の歳出総額は38億3,590万8,000円で昨年並み、公営企業会計の歳出総額は3億6,757万9,000円で、対前年比11.2%の伸びで、歳出予算総額では91億6,058万7,000円で、対前年比3.9%の伸びとなる積極的な予算が可決、成立いたしました。村民の健康、医療、介護、福祉対策や、道路、下水道などの社会基盤の整備、農業、商工業、観光などの産業振興対策、教育環境の整備、充実に向けた予算となっています。予算の執行に当たっては、住民福祉の向上と村の活性化が図られるよう、適正かつ効率的な執行をお願いするものです。

私たち14期議員の任期も残り1カ月余りとなりました。この4年間の議員活動の中で、役場庁舎建設事業、村制施行50周年記念式典、榛東中学校の新校舎建設や、高渋バイパスの開通に伴うアクセス道路整備、広馬場地区農業集落排水事業、メガソーラー事業を初め、防衛事業、保健・福祉対策、産業振興など、さまざまな事業に積極的に取り組んでまいりました。

また、大洗町との友好都市協定や他町村との交流を通じて村の活性化に努め、議会としての成果を得ることができたことを感じております。これも、議員並びに執行や村民各位のご支援、ご協力の賜物と感謝を申し上げます。

この定例会が今期最後の議会となりますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、今後も議会並びに村の発展のために特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私ごとでございますが、榛東村議会の皆様のおかげで全国町村議会議長会長という大役を仰せつかりまして、無事に今のところ進んでおります。大変、ご協力ありがとうございます。そしてまた、私も全国六団体の一員としていろいろな面に出ていますけれども、第30次地方制度調査会におかれましては、地方自治法改正案等々を4回、そしてまた大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について等、今、話し合っているところです。

また、企画調整関係では、六団体として、国と地方の協議の場で、平成23年度には子ども手当、そしてまた、24年度概算予算について、そしてまた第3次補正予算、そして社会保障関係の地方単独事業について、社会保障・税一体改革について臨時会を含め8回の会合に出席し、意見を述べました。

平成24年度につきましても、23年度に引き続き、社会保障・税一体改革について、いろいろな意見を申し、災害廃棄物の広域処理について、そして地域の経済、雇用対策について、平成25年度予算概算要求について、地方公務員制度改革についてなど、前政権時のいろいろな課題について、議論、意見等を述べました。

なお、安倍新政権になりまして、1月15日に第3回国と地方の協議の場が開催され、経済対策、平成25年度予算編成並びに地方財政対策について議論が行われ、町村議会としての意見を述べました。

簡単でございますが、全国町村議会議長会会長として数多くの経験をさせていただきました。大変、私もお世話になりました。ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成25年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時5分開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長      高   橋            正

榛東村議会議員      岩   田   好   雄

榛東村議会議員      小   山   久   利